

□2014 年度 テーマ研究論文

主査	佐々木 宏夫 教授
副査	鈴木 孝則 教授
副査	—

論文 題目	主題	監査サービスに対する価値 評価
	副題	— 監査報酬に影響を与える 要因と展望 —

研究科	大学院会計研究科
専攻	会計専攻

学籍番号	48130059-1
氏名	塚本 弥青

(提出者)

私は、提出する論文について、不適切な剽窃（盗用）等をしていないことを誓います。

2015年2月13日 塚本 弥青 (自署)

監査サービスに対する価値評価

— 監査報酬に影響を与える要因と展望 —

(所属) 早稲田大学大学院会計研究科 会計専攻

(氏名) 塚本 弥青

(学籍番号) 48130059-1

2015年1月

概要書

1. 本稿の目的

わが国においては、「公認会計士」という資格が存在する。

そして、公認会計士には「監査証明業務（以下「監査」）」に対する業務独占権が与えられている。

今日の公認会計士制度と監査制度は、第二次大戦後における民主化政策の一環としてアメリカにおける制度に倣い設けられたものであった。

しかしながら、戦後約 70 年を経た今、両国における監査には明確な乖離が生じている。その一つが、「監査報酬」の乖離である。

アメリカと比較すると、わが国における監査報酬の絶対額は非常に低廉なものであり、また、わが国における監査報酬額は、年々、微減傾向にあると指摘されている。

独占業務として監査を許諾されている公認会計士にとって、監査報酬額の低廉さや減少は極めて深刻な問題であるはずであるが、わが国における公認会計士業界の中での問題意識は希薄である。

さらに、各監査法人においては、監査報酬の低下を非監査報酬で穴埋めすることで、議論から逃避するような傾向も散見される。

論者は現在、ある大手監査法人に所属している。

監査に携わる一人として、公認会計士が監査の議論から目を背けている現状は極めて遺憾である。

そこで、本稿では「公認会計士」と「監査」に特に焦点をあて、日米間における監査報酬の乖離が生じた原因を分析し、今後の「公認会計士監査」発展の手がかりを探求することを目的とする。

2. 研究アプローチ

本稿では、経済学における需要-供給モデルにおける市場均衡点が、日米両国における監査報酬額を示しており、そして、需要曲線、供給曲線は両国の公認会計士と監査における歴史的過程によって構築されたものであるとの考え方をとっている。

このような歴史的アプローチによって、両国における市場均衡点を需要-供給モデルを用

いて、図中に明示することによって、視覚的に両国における監査報酬額の差を理解できるようにする。

そして、その上で、両国の監査が最適な市場均衡点を達成しているものであるかについて示すこととする。

3. 本稿の構成

本稿は8章から構成されているが、大きく2つの段階に分けられている。

第1段階は、わが国とアメリカにおける公認会計士および監査についての歴史的過程の分析である。

そして第2段階は、歴史的過程から導かれる、わが国とアメリカにおける需要-供給曲線にもとづく均衡分析である。

各章の内容については、まず、第1章において、日米両国における監査報酬額の差の存在を明示し、加えて、当該差を解釈するにあたって生じている問題点を指摘している。

次に、第2章から第5章までは、公認会計士および監査に対する歴史的過程を概観する事で、需要者（企業、投資家等）側における監査に対する認識を探求している。

具体的には、第2章では、アメリカにおける公認会計士（Certified Public Accountant）と監査の歴史的過程を創世記から現在までの期間にわたり概観している。

アメリカにおける公認会計士および監査の起源はイギリスにあり、イギリスにおいて発達した勅許会計士（Chartered Accountant）と監査が、イギリス資本と共に渡米してきたのがアメリカにおける公認会計士および監査の始まりである。

現在のアメリカにおいては、わが国と同様に公認会計士による監査は制度化されているが、制度化以前において既に、アメリカでは自主的に監査が企業によって採用されていたのである。

こうした自然発生的な監査に対する需要は、監査を単なる制度としてではなく、価値あるサービスとして認識する観点を、社会的に確立する要因となったと考えられる。

さらに、公認会計士の業務は必ずしも監査に限定されるものでなく、税務業務やコンサルティング業務等も「公認会計士（もしくは会計事務所）」としての立場で行われており、「公認会計士」という存在に対して、高い社会的認知がなされていると考えられるのである。

このような、公認会計士と監査に対する社会的認識の生成過程が本章では示されている。

第3章では、第2章での知見を踏まえた上で、アメリカにおける、監査の需要要因について「モニタリング（スチュワードシップ）仮説」「情報仮説」「保険仮説」の3つの仮説をもとに検討を行っている。

その結果、アメリカにおいては、監査に対する需要要因の存在が示されている。

第4章では、わが国における、公認会計士と監査の歴史的過程を、明治以降から現代にわたり概観している、

そこで見られたのは、公認会計士と監査に対する社会的認識、あるいは知名度の低さであり、それは大きく2つの原因によって生じたものであった。

1つは、監査に対する認識が希薄な状態にもかかわらず、第二次大戦後の政策として、突然「制度」として監査が導入され、かつ監査業務を公認会計士の独占業務にしたという点である。

そして、もう1つは、税理士等の他の資格者の存在や、公認会計士法の規定によって、公認会計士の主たる業務が監査に限られてしまった点である。

その結果、公認会計士は規制業種としての権益を享受しつつも、監査以外の業務において社会的知名度が向上することはなく、企業にとっても、公認会計士が提供する監査はサービスではなく、制度的規制の一環として認識されたのである。

第5章では、第4章に加えて、わが国特有のメインバンク制について考察することで、わが国における監査に対する需要について検討している。

その結果、アメリカにおいて成立した第3章における3つの仮説は、わが国では成立が困難であることが示されたのである。

そして、以上の知見を踏まえると、わが国における監査に対する3種類の需要曲線の形状が導出されたのである。

第6章においては、前章までの議論とは異なり、供給者（監査人）側における議論を行っている。

特に、監査報酬がどのように算出されているかに焦点を当てている。

その結果、監査報酬の算定には「タイム・チャージ方式」が採用されていることが明らかにされ、監査の供給曲線は右上がりな形状を有するとの結論を得た。

第7章においてはこれまでの議論を踏まえ、需要-供給モデルから、日米両国における市場均衡点を視覚的に示している。

そこでは、日米両国における監査報酬の差は、「監査の品質（本稿では労働投入量で代理した）」の差によって生じていることが明らかにされた。

さらに、アメリカにおいてできえも、社会的に最適水準の監査の品質が提供されているとは限らないとの知見が得られたのである。

最後に、終章では、自戒の意味も込め、公認会計士が議論すべき課題と、わが国において監査報酬向上の余地が存在していることを指摘し、本稿の結びとしている。

目次

第1章. はじめに.....	1
第2章. アメリカにおける会計士と監査制度の発展.....	5
第一節 わが国における公認会計士制度のモデル.....	5
第二節 アメリカにおける公認会計士制度の起源.....	5
第三節 勅許会計士（勅許状会計士）と破産業務.....	6
第四節 イギリスにおける会計士の業務 —監査業務—.....	9
第五節 小括—イギリスからアメリカへ—.....	12
第六節 アメリカにおける初期の会計士業界.....	14
第七節 公認会計士の誕生と任意監査の時代.....	17
第八節 鉄道監査に見られる監査の価値.....	20
第九節 会計士の業務.....	22
第十節 期待ギャップと訴訟.....	23
第十一節 アーサー・アンダーセンの崩壊.....	26
第十二節 SOX 法の成立と「民間」による監査の充実.....	29
第3章. 監査の価値—アメリカにおける監査への需要要因.....	31
第一節 監査サービスへの需要を示す3つの仮説.....	31
第二節 3つの仮説の検討.....	33
(1) 「モニタリング仮説」と「情報仮説」.....	33
(2) 「保険仮説」.....	34
第4章. わが国における公認会計士と監査制度の展開.....	37
第一節 公認会計士の誕生と会計監査の独占.....	37
第二節 明治から戦前の会計監査①—銀行検査—.....	37
第三節 明治から戦前の会計監査②—会計検査と計理士—.....	40
第四節 戦前における会計士（Accountant）①—信託会社と会計監査業業務—.....	44
第五節 戦前における会計士（Accountant）②—税務代理人—.....	45
第六節 戦前における会計士（Accountant）③—帝國陸海軍—.....	47
第七節 大蔵省と公認会計士.....	48
第八節 期待ギャップの未認識.....	52
第5章. 第二次大戦後のわが国における監査への需要.....	54
第一節 「保険仮説」.....	54
第二節 メインバンク制と3仮説.....	56
第三節 監査サービスの需要曲線.....	59
(1) わが国における監査サービスの需要曲線.....	59

(2) 監査サービスの「量」の計測単位としての監査の「質」	62
第6章. 監査サービスの供給	64
第一節 監査報酬算定方法	64
第二節 会計士の「タイムチャージ方式」	66
第三節 チャージレートと低廉な監査報酬	66
第四節 監査の供給曲線	68
第7章. 監査市場の経済モデル	71
第一節 私的財としての監査サービスの需要曲線	71
第二節 供給曲線	73
第三節 リスクプレミアム	74
第四節 社会的最適点と市場均衡点	78
終章. 監査の価値評価における今後の課題と展望	83
—監査人（供給者）の課題—	83
—社会的最適点の存在とわが国における監査の展望—	85
—主要参考文献等—	87

第1章. はじめに

「およそ、社会的制度の改善をはかりその進歩を論ずる場合、革命による社会体制の変革を前提とするのでないかぎり、その制度の由来した歴史の規制するところに慎重に耳を傾けるのでなくては、真に有益な成果を得ることは期しがたい。」

(片野一郎『日本財務諸表制度の展開』, 同文館, 1968. 3 頁)

貨幣経済において、財・サービスの価値は金銭的指標である価格をもって表現される。価値が高いと評価される財・サービスには高い価格が設定され、その逆も然りである。価値は当該財・サービスから得られる便益の大きさに依存する。

市場機構が適切に機能している（市場の完全性）のであるならば、価格は価値の適切な尺度となる。

一方、市場が必ずしも適切に機能していない場合、たとえば、市場の失敗が生じている場合などには、一般に価格は必ずしも適切に価値を表現しないことがある。

そして、その弊害として価格が本来の価値よりも低く表現されてしまうということなどが生じる。

さて、わが国のみならず多くの国で「会計監査（以下「監査」）」というサービスが存在している。

多くの国において「監査」は公認会計士のみが提供することを認められたサービスであり、当然、サービスであるからには価格付けがなされる。

近年の調査では、わが国の監査の価格つまり、「監査報酬」はアメリカと比較すると低廉なものであり、また、わが国の監査報酬は遞減傾向にあるとの認識が持たれている（監査人・監査報酬問題研究会[2012] 62-63 頁, 同[2013] 5 頁）。

日本公認会計士協会から委託を受けている「監査人・監査報酬問題研究会」による日米の上場企業に対する調査結果を一部抜粋したものが下記図表 1-1 である。

図表 1-1 日米監査報酬額の推移

アメリカ	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
企業数(社)	4,892	5,585	5,345	5,337
平均(千ドル)	1645.48	1976.48	2109.05	2144.51
中央値(千ドル)	597.3	628.95	675	704.216

日本	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
企業数(社)	3,680	3,616	3,553	3,543
平均(百万円)	61.92	61.67	60.55	60.54
中央値(百万円)	33	32	31	30

(データ出所：監査人・監査報酬問題研究会[2012]61 頁，図表 3-1，78 頁，図表 3-14，監査人・監査報酬問題研究会[2013a]17 頁，図表 22，監査人・監査報酬問題研究会[2013b]5 頁，図表 4,16 頁，図表 17)

たしかに、図表 1-1 に示されているように、たとえば、2012 年（平成 24 年）度におけるアメリカの平均監査報酬額（1 ドルを 100 円に換算）はわが国の約 3.54 倍、中央値は約 2.35 倍とアメリカに比べてわが国の監査報酬額の絶対値は低廉なものとなっている。

また、平均、中央値共に明らかに増加傾向にあるアメリカと比べて、わが国は微減傾向、あるいは安定傾向にあることが示されている。

しかし、これのみをもってわが国の監査報酬が低廉なものとは断言することはできない。なぜなら、同一の財・サービスに対して、両国で異なる価格が設定されている場合には、一方は低廉な価格である事を主張できるであろうが、異なる財・サービスに対して異なる価格が設定された場合には、単純に両者の価格をもって比較すべきではないからである。

両国の監査サービスの中身を吟味しない限り、両国の監査報酬水準の多寡についての断定的な判断は控えるべきであろう。

ところで、大手監査法人の最下層の職階である「スタッフ」層の平均年収は 450 万円程であるといわれている（北野[2013a] 88 頁，国見[2014] 147-148 頁）。

わが国における給与所得者（正規雇用者）の平均給与が年額で 468 万円程(国税庁[2013] 13 頁)であるのと比べると、非常に高額な給与水準のように一見されるが、一般事業会社と比べ、公認会計士の労働市場分析等が行われていない現状において、その多寡や水準の適正性を語る事は困難であろう。

ところで、近頃では「監査の現場が疲弊している」と囁かれ、給与水準が「高額」であるはずの監査法人を退職する者も多くいるというのが実情である。

実際、3 大法人（有限責任監査法人トーマツ、新日本有限責任監査法人，有限責任あずさ監査法人）とも、2011 年（平成 23 年）期から 2013 年（平成 25 年）期までの期間を対象とし、法人内の公認会計士及び公認会計士試験合格者（会計士補を含む）の人員数の増減

を見てみると、当該 3 期間で唯一トーマツのみが 345 人の増加を示し、新日本は 7 人、あずさに至っては 417 人減少している¹。もちろん、定年や「構造改革引当金」計上時のような退職や解雇による影響もあるであろうが、同 3 年間に就職対象者となる公認会計士試験合格者数は累計して約 4,000 人²、2013 年における 3 大法人構成員の日本公認会計士協会会員数（準会員を含む）に占める割合は約 40%³、また 3 大法人の市場占有率が被監査企業数でみると約 71%、監査報酬額でみると約 82%（監査人・監査報酬問題研究会[2013b] 9 頁、図表 10）、である状況からも、少なくとも毎年入所者数に匹敵するだけの退所者数があるものと推測されるのである⁴。

退所理由については、四半期レビュー導入による「繁忙期」の恒常化や、制度的監査手続の飽和化に加えパートナーに対する外部労働市場の不存在によるポスト減少と昇進の鈍化に嫌気がさし監査法人を去るともいわれる（北野[2013a] 88 頁, [2013b]82-83 頁）一方で、30 年前に Mark Stevens が著書『ビッグ・エイト（原題“THE BIG EIGHT” 1981.）』で指摘したように、まるでハリウッド・スターの様に新人スタッフ事務生活を描きリクルートする監査法人側にも責任の一端があるのかもしれない（M. Stevens[1981]邦訳 260 頁-265 頁参照）。

以上のような「労働者」である公認会計士の労働環境等に関する知見は、監査報酬について考える場合に、あくまでも監査サービスの供給者側の事情を説明するにすぎない事に留意しなければならない。

さて、3 大監査法人の財務書類⁵を見れば、業務収入の 8 割前後は監査による収入で占められ、業務収入の約 97%にあたる額が業務費用として計上されている。そして業務費用の内、約 8 割は人件費にあてられている。

このように監査が労働集約型業務であること、公認会計士の給与の源泉は監査報酬にあることが財務書類上示されているのであるが、監査報酬の低廉化が公認会計士の給与削減に結びつけられ論じられることは目下のところ皆無である。特に大手監査法人で働く職員や、入所を考えている公認会計士試験受験者・合格者にとって、監査報酬の低廉化が対岸の火事に過ぎないような問題意識の散漫さが見受けられる。

1 有限責任監査法人トーマツ「業務及び財産の状況に関する説明書類」第 45 期（平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 9 月 31 日）、新日本有限責任監査法人「業務及び財産の状況に関する説明書類」第 13 期（平成 23 年 7 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日）、有限責任あずさ監査法人「業務及び財産の状況に関する説明書類」第 28 期（平成 23 年 7 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日）、2014 年期のデータについては各法人ホームページ（トーマツ：2014 年 9 月 30 日現在、新日本：2014 年 9 月 30 日現在、あずさ：2014 年 9 月 30 日現在の人員数）

2 公認会計士・監査審査会発表の平成 23～25 年試験結果より集計

3 日本公認会計士協会「会員数等調」（平成 26 年 9 月 30 日）、各法人ホームページより算定

4 この点については、監査人の人材育成上の問題が生じていると思われる。

5 有限責任監査法人トーマツ「業務及び財産の状況に関する説明書類」第 46 期（平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 31 日）、新日本有限責任監査法人「業務及び財産の状況に関する説明書類」第 14 期（平成 24 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日）、有限責任あずさ監査法人「業務及び財産の状況に関する説明書類」第 29 期（平成 24 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日）

各法人のホームページやパンフレットには監査の「価値」という言葉が散見される。しかし、いずれの法人も「価値」について明確な定義を示していないにもかかわらず、クライアントニーズに応えたサービスこそが高い価値を生むと主張されているに過ぎないのが現状である。

それは余りにも合理的な根拠を欠く、供給者の側からの一方的な主張ではないだろうか。

2012年（平成24年）6月18日付の『週刊経営財務』に掲載された同年同月におけるアンケート調査の結果では、約88%の企業が監査法人等による外部監査を企業が契約する理由として「会社法及び金融商品取引法による強制」を選択している（松本・町田[2012]12頁）。

また、同年に行われた他のアンケート調査では現在の監査報酬額について、「高い（非常に高い、やや高い）」と回答した企業は約56%、「低い（非常に低い、やや低い）」と回答した企業は約6%（他は「どちらともいえない」と回答）であった。一方、監査事務所の回答は、「高い」が1%、「低い」が46%であった（監査人・監査報酬問題研究会[2012]109頁、図表4-9）。

つまり、供給者側の監査法人が「安い」と感じている監査報酬が、需要者側の事業会社（企業）には「高い」と感じられているのである。このような監査人と企業との認識の差は、比喩的な言い方をすれば、簿記でいう「貸借不一致」の状態にあると言えるかも知れない。また、前述の監査報酬と人件費については、公認会計士が「費用収益対応の原則」を忘却してしまっているものと言えよう。また、経済学的な観点に立てば、需要と供給の不一致が生じていると評すこともできる。

そこで、本稿においては、まず歴史を辿る事によって、監査及び公認会計士に対する社会的認識が形作られた背景を概観することで、監査サービスに対する需要者側の認識に接近することを試みる。

そして、その上でわが国の「低廉な監査報酬」が生じた要因について経済学的な分析を行い、わが国における監査発展の手がかりを探求してみたい。

本稿が監査報酬のあるべき姿についての今後の展望への一助になれば幸いである。

第2章. アメリカにおける会計士と監査制度の発展

第一節 わが国における公認会計士制度のモデル

第二次世界大戦敗戦によって、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）の対日管理政策下にあったわが国において、経済政策の一環として、1948年（昭和23年）4月13日に、「証券取引法（現在の「金融商品取引法」の前身）」が公布され、さらに同年7月6日に、「公認会計士法」が公布された。

両法制定の趣旨は、証券の民主化と、外国民間資本の導入の下地を作成することであり、財閥解体に伴う大量の有価証券を放出させるための市場整備と、外国民間資本の証券市場への誘致を目して、GHQの意向に配慮しつつ制定されたものであった。

そのため、「証券取引法」はアメリカの「証券法（Securities Act of 1933）」、及び「証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）」の証券二法を基礎に作成され、また、「公認会計士法」については英米等の制度に範がとられた（会計士協会[2000]203頁）。

ただし、「公認会計士」の名称がアメリカの“Certified Public Accountant”を和訳したものである⁶（太田[1956]220頁）と指摘されているように、実態としてはアメリカの会計士制度に則したものであったと考えられる。

このように、わが国の証券制度、及び、公認会計士制度は占領体制下にあったことにも起因して、アメリカの制度的影響を強く受けた形で導入されたのである。

第二節 アメリカにおける公認会計士制度の起源

戦後確立したわが国の証券制度がアメリカの影響を強く受けたのと同様に、アメリカは言語や宗教だけでなく各種制度においてもイギリスの影響を受けている。

それはアメリカにおける公認会計士制度についてもあてはまることであり、アメリカにおいて“BIG4”と称される4会計事務所（グローバル・ファーム）は、いずれもイギリスの会計事務所あるいはイギリス出身の会計士に由来している。

具体的には、“Deloitte Touche Tohmatsu⁷”の創業パートナーである William Welch

6 正確には「認可された（Certified）公のための（Public）会計士（Accountant）」と訳すべきところであり、「公認（Certified Public）会計士（Accountant）」は誤訳であると言えよう。

恐らく、当時のわが国においては「公共会計士」という概念はなかったのであろうが、現在においても「公認会計士」という訳が定着している原因には、公認会計士自身が「公共」という概念を意識していないということがあるのかもしれない。

7 有限責任を意味する Limited は各国ごとに組合や法人等、形態が異なるため省略している。

Deloitte と George Alexander Touche、“PricewaterhouseCoopers” の創業パートナーである Samuel Lowell Price、Edwin Waterhouse そして William Cooper、“Ernst & Young” の創業パートナーの Arthur Young、“KPMG” の創業パートナーの William Barclay Peat と James Marwick は、いずれもイギリス出身であった⁸。

しかし、アメリカの会計士制度は、他国の占領体制下において占領軍のイニシアティブの下に創設されたわが国のそれと違って、民間から自然発生的に生まれたものであり、その点が、日本とアメリカにおける会計士、あるいは監査に対する認識の異同を生じさせている原因である可能性が高い。

この点を検証するために、本章においては、アメリカで会計士制度が始まったことの影響となる歴史的事情や、その制度がどのように発展して現在に至ったのかなどについて概観してみたい。

第三節 勅許会計士（勅許状会計士）と破産業務

前節で指摘した BIG4 のように、アメリカにおける会計士業界および会計士制度を牽引してきたのは、イギリス資本と共に渡ってきたイギリスの会計士達である。

南北戦争の終結および西部開拓時代の終焉により産業が安定し始めた 19 世紀後半からは、イギリス資本の積極的な投入は特に顕著なものとなっていた。

その当時、イギリス本国の資本家にとって会計士を雇用する事は自然なこと（後述）であったが、アメリカにおいては会計士という存在さえもほとんど認識されていない状態であった。

イギリスにおいて会計士（Accountant）という名称がいつ頃から使用され始めたかは定かではないが、1636 年に出版された簿記書“The Merchants Mirrour”の執筆者である Richard Dafforne が自らを“Accountant and teacher of the same”と称していることか

8 各ファームの名前となっている創業パートナーの出身地は以下

[DTT] William Welch Deloitte (England)
George Alexander Touche (Scotland)
等松 農夫蔵 (大日本帝國)

[PwC] Samuel Lowell Price (England)
Edwin Waterhouse (England)
William Cooper (England)

[EY] Theodore & Alwin Charles Ernst (兄弟) (United States)
Arthur Young (Scotland から米国へ移住)

[KPMG] Piet Klynveld (Kingdom of the Netherlands)
William Barclay Peat (Scotland)
James Marwick (Scotland から米国へ移住)
Dr. Reinhard Goerdeler (Deutsches Reich)

らも（渡部[1924]4頁）、今から400年程前には既に「会計士」という名称は存在していたと考えられる。

このような会計士の存在が、イギリスで初めて公式（法的）に認められたのは、1831年に制定された破産裁判所法（An Act to establish a Court in Bankruptcy）においてであった。

同法第22条は、“Accountant”と呼ばれている者を破産裁判所大法官の任命する官選破産管財人（Official Assignees）の適任者の一人として認めたのである（渡部[1924]16頁、友岡[2005]10頁他）。

ただし、官選破産管財人としての資格は会計士だけに独占的に認められたものではなく、弁護士や、銀行業者等にも認められていた。

しかし、1851年において会計士が占める市場シェアは件数で55%、報酬額では78%（友岡[2005]9頁、表2）であったことから、会計士の管財人としての能力は高く評価されていたものと推定される。

とはいえ、会計士はあくまで自称の資格であったことから、各人の能力は統一せず、中には悪徳な行為を行う会計士も存在していたという（渡辺[1924]33頁、友岡[2005]13頁）。

そこで、自らの会計士としての権威維持と、権益確保のために一部の会計士達が結集し創設した同業者団体が「会計士協会」であった。

1854年10月23日、エディンバラ会計士協会（“The Society of Accountants in Edinburgh”後の「スコットランド勅許会計士協会」）に勅許が下り、これにより、本協会に所属する会計士は「Chartered Accountant（勅許会計士、勅許状会計士）」という称号を名乗ることとなった。

その後、ロンドン（1870年）やイングランド（1872年）、アイルランド（1888年）等にも同様の協会が誕生し、幾度かの合併を重ね、現在のイギリスにおける3つの勅許会計士協会⁹に至るのである。

この結果、イギリスでは単なる会計士（Accountant）と勅許団体が認める勅許会計士（Chartered Accountant）に会計士の資格（称号）は区分されることとなった。

ところで、下記図表2-1は前述の1851年における会計士の管財人市場シェアの資格別内訳を示したものである。

1851年時点では勅許会計士団体も未だ設立されていないことから、たとえば「勅許会計士」と「会計士」というような名称の差別化はできない状況にあった。

そのため、依頼者においても、管財人にどのような会計士を雇用するかは資格の名称以外の情報に基づき判断しなければならなかった。

9 3つの協会の名称は以下である。

「スコットランド勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountant in Scotland）」

「イングランド及びウェールズ勅許会計士協会（The Institute of Chartered Accountants in England and Wales）」

「アイルランド勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountant in Ireland）」

そのような状況の中、各勅許会計士協会の設立によって、後に「勅許会計士」と名乗ることとなる会計士のシェアは件数で 69%、報酬で 81%と高い水準を有している。

最初の勅許会計士協会であるエディンバラ会計士協会の設立が 1854 年であり、1851 年当時は未だ、資格制度が存在していなかったにもかかわらず、このような結果が生じた理由としては、当時において既に各会計士に対する一定の（裁判所による選任であるものの）市場評価がなされていたからであると考えられるのである。

図表 2-1 会計士（管財人）による仮差し押さえ件数と管財人への報酬シェア内訳（1851 年）

	仮差し押さえ件数 (%)	管財人報酬 (%)
会計士	100	100
後に勅許会計士となった会計士	69	81
その他の会計士	31	19

（データ出所：Kedslie, [1990], p5, Table1. ;友岡[2005]9 頁, 表 2)

会計士にとって幸運なことに、19 世紀のイギリス経済は度々不況に見舞われ (K. Marx[1867]邦訳 364-365 頁参照)、また 19 世紀後半における大恐慌は多くの破産者、破綻企業を生み、1862 年から 1884 年までの約 20 年間で 13,820 社もの企業が姿を消したのである (渡部[1924]30 頁)。そのため、破綻処理に従事する者の必要性は増していった。

さらに、1862 年の会社法 (The Companies Act) では会社の清算事務を行う清算人 (Official Liquidator) 制度が定められ (第 92 条)、それにより、会社清算時に清算人の選任が必要となった。また、1869 年に公布された破産法 (The Bankruptcy Act) では官選破産管財人制度が廃止され、債権者集会において自由に管財人を選任することができるようになった。

下記の図表 2-2 は後に現在の Ernst&Young の前身の一つとなる会計事務所の 19 世紀後半期の業務収入と、その内訳である。

図表 2-2 において、1860 年以降の業務収入の著しい伸びと、破産関係業務の占める割合が大きい事は極めて特徴的である。

1880 年以降は破産関係業務は減少しているが、これは 1883 年の破産法改正によって、官選破産管財人規定が再び設けられ、その結果、管財人に官吏が選任されることが多くなり業務量が減少したためであると考えられる。

一方、1880 年からは破産関係業務の代わりに監査業務を始めとする他の業務の拡大が見られる。

この点については次節で説明を行うこととするが、19 世紀のイギリスにおいては現在の様な「監査のプロフェッション」という会計士に対する認識は希薄で、19 世紀中盤期には会計士は「破産のプロフェッション」としての地位を有していたのである。(もっとも Whinney, Smith & Whinney は特に破産関係業務に力を入れていた事務所ではあったので、その傾向は顕著であった。ただし、同事務所も 19 世紀末に近づくに連れて、監査業務への

シフトが生じている)。

イギリス国内における度重なる不況も相まって、会計士は当初は破産管財人としてではあったが、次第に社会的な存在感を増していった。その結果、会計士に対する社会的認知度は高まっていったものと思われる。

このようにして、会計士に対する社会的評価が生まれ、監査業務においても適任者として会計士が選任されるようになったのであろう。

図表 2-2 Whinney, Smith & Whinney (およびその前身*) の業務収入およびその内訳

	営業収入 (£)	破産関係業務 による収入 (%)	会計業務に よる収入 (%)	監査業務 による収 入 (%)	受託者ないし 遺言執行者と しての業務に よる収入 (%)	特別の業 務による 収入 (%)
1849 年	804	74.6	8.2	-	11.9	5.2
1855 年	4883	80.6	13.3	-	6.1	-
1860 年	8873	85.8	7.6	2.4	3.6	0.6
1865 年	24274	93.9	3.3	1.1	1.6	0.04
1870 年	18958	93.6	2.4	2.2	1.7	0.07
1875 年	?	?	?	4.3	?	?
1880 年	13790	72.3	11.2	10.9	3.5	2.2
1885 年	12367	60	8.7	26	4.6	0.7
1890 年	14237	45.6	10	36.8	4.3	3.3
1895 年	9654	15.1	22.7	54.3	2.1	5.7
1900 年	14274	19.9	16.9	52.9	5.6	4.7

*1848 年に Harding&Pullin として設立されたこの事務所は 1859 年に Harding, Pullin, Whinney&Gibbons、1866 年に Harding, Whinney, Gibbons&Co、1872 年に Harding, Whinney&Co、1886 年に Whinney, Hurlbatt&Smith、1894 年に Whinney, Smith&Whinney へと改称。2014 年現在は Ernst&Young の一部を構成している。

なお、表中の「破産関係業務」の中には管財人としての業務の他、債務一覧表や破産申請書類の作成業務等も含まれる。また、「会計業務」は記帳代行、決算書作成、わが国の税務業務等、「特別の業務」については現代で言うところのコンサルティング業務、財務調査業務に相当すると考えられる。

(データ出所：Jones[1981]p.47.;友岡[2001]77 頁，表 3、友岡[2005]8 頁，表 1，105 頁，表 6)

第四節 イギリスにおける会計士の業務 —監査業務—

前節で指摘したように、19 世紀末までのイギリスにおいて、会計士は主として破産関係

業務に従事していた。それに対して、現代の会計士の主たる業務として挙げられるのは、①会計業務（税務会計業務を含む）、②監査業務、③特別の業務（コンサルティング業務、調査業務など）である。

1883年に破産法が改正されたことで、特定の事務所のデータであるとはいえ、図表2-2で見たように会計事務所における破産業務の収入規模は減少していった。その一方で、同じ時期に「会計業務」「監査業務」「特別の業務」の占める割合が増大し、特に、監査業務の成長は著しいものがあった。

まず、「会計業務」についてであるが、ナポレオン戦争の戦費調達を起源として、イギリスにおいては1799年以降所得税制が制定（ただし、一時的に廃止されていた時期もある）されていたため、会計業務については記帳代行業務や記帳指導業務、記帳修正業務だけでなく税務業務も一部含んでいたと推定される。ただし、所得税の標準税率は1900年で約3.3%程度であり（R. Parker[1986]邦訳30頁、友岡[2005]58頁）、当時の世間一般の税意識は会計士を積極的に活用する程ではなかったと考えられる。

実際、図表2-2で紹介したWhinney, Smith & Whinneyの1905年における業務収入の内、税務業務の占める割合は0.1%に過ぎなかった（友岡[2005]64頁、表8）。

ところが、この割合は1915年には1.5%、1925年には4.9%、1935年には6%、1945年には7.5%、そして1955年には14.2%へと逡増している（友岡[2005]64頁、表8）。度重なる戦争に伴う増税が、市民レベルでの税意識を向上させたものと思われる。

次に、「特別の業務」についてであるが、これについては本章第六節で改めて述べることにする。

このように19世紀のイギリスにおいては未だ税務業務は発展していなかったのであるが、監査業務についてはいかなる状況だったのであろうか。

イギリスにおける法定監査（法律によって実施を強制された監査）は1844年の会社登記法（An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies）の制定により始まる。

同法は、登記により会社設立を認めるものであり（従来は免許制による会社設立）、これにより準則主義に基づき誰でも会社設立が行えるようになった。

そして同法は取締役に対し、会計帳簿の適切な保全、および充分かつ適正（full and fair）な貸借対照表の作成と、株主から選任された監査人（Auditor）による貸借対照表の監査報告書を株主及び登記史へ送付することを義務付けたのであった。

しかし、無限責任会社が設立されていた当時において当該規定は、設立にあたっての財産管理の適正化を促すためのものであり、「継続的」な監査ではなかった。そのため、1856年の同法の改正において、貸借対照表や損益計算書の分類表示・開示項目などについての種々の会計規定が詳細に定められた事で、同法による法定監査規定は廃止されてしまうのである。

この時期に実質的に、「継続的」な法定監査規定が適用されたのは、鉄道会社に対してで

あった。

蒸気機関車の誕生以降、新たな大量かつ高速な輸送手段として鉄道は脚光を浴び、鉄道投資の高まりとともにイギリスの鉄道網は急速に拡大していった。

特に 1840 年代は鉄道狂時代 (Railway Mania) と呼ばれ、あらゆる階級の者が鉄道投資のために資本市場に参入した。

こうした鉄道投資熱の高まりを背景に、1845 年に従来の個別法 (それぞれの鉄道会社ごとに適用される一種のオーダーメイドの法律) を一つの法律として纏めた「会社約款統一法 (Companies Clauses Consolidation Act)」が制定された。

同法は、取締役に対して充分かつ真実な (full and true) 財務諸表 (accounts: 貸借対照表及び従属的計算書である損益計算書) の作成を求め、かつ、財務諸表は「株主」による監査を受けなければならないと規定した (R. Parker [1986]邦訳 23-24 頁)。

鉄道会社の次に継続的な法定監査が要求されたのは、銀行であった。1878 年に生じたグラスゴー銀行 (City of Glasgow Bank) の粉飾破綻事件を契機にして、有限責任会社として登記されている銀行の計算書類は少なくとも年に 1 回の割合で、「当該会社の取締役および上級職員以外の監査人」による監査を受けなければならないとの規定が 1879 年の会社法でなされた (友岡[2005]39 頁)。

以上のように、鉄道会社及び銀行については法定監査が実施されていたのであるが、一般的な事業会社に対して会社法上監査が強制されるようになったのは 1900 年になってからであった (R. Parker [1986]邦訳 56 頁)。

では、鉄道会社、銀行以外の会社においては 1900 年までは監査は無縁の存在であったのであろうか。

1880 年に設立されたイングランド・アンド・ウェイルズ勅許会計士協会 (ロンドン会計士協会、イングランド会計士協会等が合併) が提出した勅許状下付の請願書には、会計士の職務について「会計監査」が破産関係業務と共に併記されていた (渡部[1924]37 頁、渡部[1925]39 頁)。

また、下記の図表 2-3 は 1886 年時点において監査が実施されていた上場会社 943 社における監査人の資格別割合を纏めたものであるが、943 社という企業数も驚くべき数であるが、破産関係業務の場合と同様に、勅許会計士の占める割合が大きいことが特徴的である。

図表 2-3 会計士による監査が実施されていた上場会社数 (1886 年)

会計監査人採用上場会社 943 社の監査人 (1886 年)		
監査人	会社数	比率
勅許会計士のみによる監査	717	76%
勅許会計士が参加している共同監査	135	14%
その他 (会計士および非会計士)	91	10%

(データ出所: Anderson et al. [1996]p. 366, Edwards et al. [1997] p. 80; 友岡[2005]39 頁, 表 4)

われわれは、このデータから企業の業種別内訳こそ不明ではあるものの、当時において「任意監査」が実施されていた可能性が高いと考えることができそうである。

「いまや商業界においては定期的な監査が広汎におこなわれている。附言すれば、不正および横領にたいする賢明な予防措置を採りそこねた商人ないし実質的な商人は、在庫品に火災保険を掛けない場合のリスクと同程度の大きなリスクをいつも冒していることになる」(Worthington, B. “Professional Accountants” 1895. pp.62~63, R. Parker [1986] 邦訳 57 頁 : 友岡賛・小林麻衣子 訳) という 1895 年の記述が、当時の実感であったように思われる。

とはいえ、当時における監査はあくまでも経営者と「既存の」株主、あるいは、経営者と使用人という「エージェンシー関係」の下で必要とされたものであり、「投資家」という潜在的株主までも含む概念ではなかったのである。その点で、当時の監査サービスは「公共財¹⁰」の性格を帯びていなかったのである。

しかし、任意監査が広汎に実施されていたという歴史的事実は、会計士の業務に対する需要が、企業の必要性から自然発生的に生じたことを示していることは確かであろう。

第五節 小括—イギリスからアメリカへ—

本章では、第三節から第四節にかけてイギリスにおける会計士及び監査の歴史的過程を概観した。

会計士は大きく「会計士 (Accountant)」と「勅許会計士 (Chartered Accountant)」に分かれ、後者が現在の「公認会計士 (有資格会計士)」に同様なものと考えられる。

1831 年の破産裁判所法や 1862 年の会社法、そして、1869 年の破産法は勅許会計士を含む全ての会計士 (以下「両会計士」) が破産関係業務に携わる切っ掛けを提供した。

また、1845 年の会社約款統一法と 1879 年の会社法では、鉄道会社と銀行に対する法定監査業務の門戸が開かれた。

これらの法規定によって両会計士の社会進出が促されたことは否定しえないが、決して「独占業務」を与えるような規定ではなかった。

たとえば、破産関係業務については弁護士も管財人、清算人の資格を有していた。また、本稿では取り上げてはいないが、徴税庁への不服申立については、両会計士が申立権利を

10 「公共財」とは消費の非競争性と排除不可能性の両方の性質を持っている財である (Stiglitz [2003] 邦訳 166 頁)。そのため、株主や経営者のみがモニタリングの手段として監査の便益を享受していた当時においては公共財の後者の性質が欠けていることとなる。

なお、「私的財」とは公共財における両性質のいずれか一方、もしくは両方が欠けている財であり、単純化すれば特定の者だけが完全に消費 (効用を享受する) ことができる財である。

法的に認可されるよりも前に弁護士には当該権利が認められていた。

監査についても当初は「両会計士による監査」ではなく「株主による監査」であり、株主であれば他の称号の必要性は全くなく、もちろん、「勅許会計士」である必要性すらなかった。

こうした状況下において、会計士の中でも「勅許会計士」が一定の社会的地位を確保することができたのは、第一に彼らが、複雑な仕事をこなすことができる能力を有していたからであろう。

図表 2-1 では、後に勅許会計士となった会計士の件数シェアに比べて報酬シェアは高いものとなっている。

このことから、高額な仕事、つまり、複雑な仕事が依頼されることが多かったと考えられるのである。

図表 2-1 のデータは能力の高い者が勅許会計士となったことを意味しているが、各勅許会計士協会の設立後には、勅許会計士は能力が高い者であるとの評価へと移行したと考えられる。

この点については、各勅許会計士協会における厳格な協会規定によって勅許会計士の能力水準が一定以上に保たれていたことが背景にある。

たとえば、イングランド及びウェールズ勅許会計士協会の会員となるためには、「算術」、「作文」、「代数」、「幾何」、「地理」、「歴史」、「初等ラテン語」、「選択科目（物理、化学、地質学、ドイツ語、フランス語など）のうち外国語 1 科目、外国語以外 1 科目」の予備試験を経た後、勅許会計士事務所への 5 年間の年季奉公を勤め、「簿記」、「会計」、「監査」、「清算人等の権利義務」からなる中間試験を受け、そしてさらに 2 年経過後に、「簿記会計」、「監査」、「清算人等の権利義務」、「株式会社に関する法原理」、「商事に関する法原理」からなる最終試験に合格しなければならなかった。（渡辺[1924]79-86 頁、友岡[2005]234-237 頁）

また、試験制度だけでなく、協会員による信用失墜行為に対して厳格な規定が設けられていた。

協会員の除名や 2 年以下の停職（Suspension of Membership）については、必要に応じて新聞等に広告するとの規定もあった（渡辺[1924]88 頁）。

このような勅許会計士協会の姿勢は勅許会計士の能力水準を高いものとし、社会的信頼性を高めたと考えられる。

そして、「勅許会計士」に対する社会的評価が実際に行われていたからこそ、勅許会計士が労働市場において選別される結果が生まれたのであろう。

また、法に強制されることなく「任意監査」が各企業で実施されていたことは、「監査サービス」には何らかの経済的有益性があると、当時の企業家等が認識していたことを意味している。

とはいえ、19 世紀のイギリスにおいては「株主」あるいは「経営者」保護の思想の片鱗を見受ける事ができるものの、潜在的株主をも含有する「投資家」保護の概念は未だ生ま

れ出ていなかった。

監査における投資家保護とは、「株式市場の全利用者に対して適正な財務情報の開示」を確保することである。イギリスにおいては、企業の立場からのコーポレートガバナンスの観点から全ての有限責任会社に会計監査を適用すべきとの概念のもとで制度設計がなされており、1994年に会社規模別の監査免除規定が会社法上認められたのも欧州統合による影響であった。

このような「会社・株主保護」とも言うべきイギリス的価値観に基づく監査制度は、特定企業（上場企業等）のみを対象とするアメリカの監査制度とも異なるものであり、同時にわが国のそれとも異なるものである¹¹。

また、詳細な説明は避けるが監査手続においても英米は相当に異なっている。

実際、イギリスでは帳簿が適切であれば貸借対照表等の報告書の適切性が確保されるという認識の下、帳簿の正確性を追求する「精査監査」が支持されていたが、アメリカでは報告書の適切性が確保されればよいとの観点から、必要な範囲内で帳簿を監査するという、「試査監査」が支持されていた（青柳[1962]35頁）。

このように同一言語で会計を実践する両国においても、会計に関する文化的差異は生じているのである。

しかし、それにもかかわらず、アメリカ建国の歴史的経緯からもわかるように、アメリカはイギリスの強い影響下にあったことは確かである。そこで、次章ではアメリカにおいてどのように「アメリカ式の」会計士および監査制度が形作られてきたのかについて、時代を遡って検討してみることにはしたい。

第六節 アメリカにおける初期の会計士業界

アメリカにおいて、簿記の先生や企業の会計（経理）係以外の業務で会計士が社会的に登場し始めたのは19世紀の終わり頃である。

イギリスのイングランド・アンド・ウェイルズ勅許会計士協会には1880年時点において既に500人以上の協会会員が所属していたが、その頃のアメリカには会計士事務所というものはほとんど存在していなかった。

11 この点は、監査を規定する法の違いに表れている。イギリスの法定監査は私人間の関係を規定する「私法」である「会社法」によって規定されているが、アメリカにおける法定監査は、不特定多数の市場参加者との関係についての規定も含む「市場法」である「証券法」によって規定されている（鳥羽[2009]40頁）。

一方、わが国における法定監査は、私法である「会社法」と市場法である「金融商品取引法（かつての証券取引法）」の二元規定が採用されている。しかしながら、アメリカ式監査が導入されているため、両者の区分を明確にした監査はほとんど行われていないのが実状である。

1883年10月に英国勅許会計士である E. グズリー (Edwin Guthrie) と C. H. ウェイド (Charles H. Wade)、そして保険数理人である J. W. バロー (John Wylie Barrow) の3人はニューヨーク市に「バロー・ウェイド・グズリー事務所 (Barrow, Wade, Guthrie & Co.)」を開設した。

事務所開設の理由は、グズリー氏が破産管財人を務めていた破産者がニューヨークに資産を所有しており、当該資産の調査をアメリカの会計士に依頼しようとしたところ、アメリカには会計士が皆無であったので、自ら事務所を構えたというものであった (渡辺[1915]86頁)。

その後、グズリー氏らと同様にアメリカに渡ってきた者もいたが、1886年のニューヨークの人名録に公会計士 (Public Accountant) と記載された (自称する) 者は僅か45名しかおらず、しかもその中で英国勅許会計士と比肩しうる会計士らしい業務に従事していた者は片手で数える程の人数しかいなかったと言われている (千代田[1987]4頁、渡辺[1915]88頁)。

アメリカにおける会計士事業をイギリスと同程度にまで発展させるという決意の下、グズリー氏を中心に1887年8月、アメリカにおける最初の職業的会計士団体である「アメリカ公会計士協会 (American Association of Public Accountants : AAPA)」が設立された。

設立時には、正会員24名、準会員7名という小さな組織であったが、今では、「アメリカ公認会計士協会 (the American Institute of Certified Public Accountants : AICPA)」と名を変え、全世界に40万人近い会員を抱える世界最大の会計士協会へと発展している。

しかし、当時においては、会計士として固有の仕事はあまりなく、第一回の会員懇談会の晩餐の参加者の多くが着ていた礼服は「臨時借用」のものであったという話もある (渡辺[1915]91頁)。

また、会計士の顧客である事業会社においては、帳簿に関して何らかの問題や疑問が生じたときには、まず弁護士や銀行に相談に行くというのが当時の一般的傾向であり、そのような場合の相談相手として会計士を考える者はごく僅かであった。

このような、アメリカにおける会計士業界の状況に異変が生じたのは、1888年の終わり頃であった。

それは、英国投資家によって多くの会計士がアメリカに派遣されてきたことを契機とする。

管見において何人の英国会計士が渡米してきたかについての具体的資料は得られていないが、そのことは、後述する英国会計士事務所の米国事務所の設置や、同時期における多くの米国企業の設立と「ロンドン証券取引所」への上場から推測することができる¹²。

12 たとえば、1889年に Price, Waterhouse & Co.(PW)は醸造会社3社の調査を行うために、スタッフをアメリカに派遣している。そして、3社合併により新たに誕生した Bartholomay Brewing Co., Rochester, N.Y.は同年にロンドン証券取引所へ上場している。

そして、翌年に PW は Broadway にアメリカ事務所を開設した (同年に Deloitte, Dever, Griffiths & Co は Wall Street にアメリカ事務所を開設している)。(千代田[1984]7-8頁)

彼らの渡米目的はアメリカの優良産業に属する企業の調査にあり、彼等はイギリスの「シンジケート（証券引受団体）」から派遣されたのであった（青柳[1962]28頁）。

シンジケートは投資対象とする企業を会計士に調査させ、また、必要に応じて会計士の意見を聞き当該企業の買収を試みた。

買収された企業は、合併や組織変更（組合や個人事業の株式会社化等）がなされた上で、ロンドン証券取引所に上場された。

特に、この時買収の対象となった主要な産業は醸造業であり、1888年から1892年にかけておよそ18社の醸造会社がロンドン証券取引所に登録されている（千代田[1984]6頁）。

そして、単なる調査のための派遣にとどまらず、Price, Waterhouse & Co. (PW) や Deloitte, Dever, Griffiths & Co. (DDG) といった大手会計事務所は、その後アメリカに事務所を開設して市場開拓を始めた。

もちろん、アメリカの会計士の中にも、イギリスの会計士に負けじと事務所を開設する者もいた。Haskins & Sells（現 DTT）や Lybrand, Ross Bros. & Montgomery（現 PwC）はその代表である。

多くのイギリス会計士の突然の出現がアメリカ市場を大いに騒がせたであろうことは想像に難くないが、この時にイギリスの会計士たちが行った「調査業務」や「コンサルティング業務」をアメリカの企業経営者や大衆が目当たりにするすることで、会計士という職業に対する社会的認識は急激に上昇したと思われる。

さらに、1893年から始まった金融恐慌では、多くの企業が破綻する一方で、生き残った企業による産業の寡占化が進んでいった。

東部資本（その背後にあったのはイギリス資本）を背景に、モルガン商会（J.P.Morgan & Co）等の投資銀行主導の下、企業合同が大規模に展開され（企業合同運動）、1880年から1904年までの間に351件（森[2003]81頁）の企業合同が行われ、1899年の1年間だけでも企業合同によって1,208社もの企業名が登記簿から消えたのである（青柳[1962]29頁）。また、1901年には、J.P.モルガンの指揮の下、世界最大の製鉄会社 US スティールが誕生した。

企業合同運動では多くの会計士が利用され¹³、（イギリス系会計事務所が中心になったとはいえ）アメリカにおける会計士業界の熱は益々高まっていった。1899年のニューヨークの人名録に会計士と記載されている人数は183名へと、1886年の45名から4倍に拡大したのである（千代田[1984]40頁、表1-3）。

以上のように、アメリカにおける初期の会計士業界の発展は、渡米したイギリス会計士によるところが大きかった。

しかし、こうした状況は余り長くは続かなかった、イギリス本国での不況は、会計士を

13 会計士には被合併会社の収益力や財産状態の調査が求められ、また、合同（合併）後の利益の増加や減少等の見積、被合併会社株主へ割当てる株式、社債、現金等の分配方法、営業権、商標権の処理等も行われた。（千代田[2014]15頁）

イギリス資本の番人としての立場から解き放ったのである。

そして、アメリカ独自の新たな「会計士」の資格が誕生したことによって、渡米した多くのイギリスの会計士も、「アメリカの会計士」として帰化し、会計士業界はその後の発展を見るのである。

第七節 公認会計士の誕生と任意監査の時代

1896年4月、ニューヨーク州で公認会計士法（An Act to Regulate the Profession of Public Accountants）が制定された。

業界の地位向上のために AAPA が中心となって議会に働きかけを行った結果生まれたこの法律は、州の「公認会計士審査会（Board of Accountancy）」に、一定の基準を満たした者に「Certified Public Accountant (CPA)」という名称の使用を許可する「権限 (authority)」を与えるものであった（千代田[1984]38-39頁）。

そして、その「公認会計士審査会」は会計実務家によって構成され、政府による直接的介入なしに、会計士業界は自らの手でアメリカの CPA を率いていくこととなったのである。

また、同時にアメリカ独自の「公認会計士 (CPA)」という新たな資格も誕生したのである。

ところで、アメリカにおいて法律によって公認会計士が認められた時、アメリカの「監査」の状況はいかなるものであったのだろうか。

それを語るには、まず、アメリカにおける法定監査の始まりを説明しなければならない。

アメリカにおいて法定監査が導入される切っ掛けは 1929 年 10 月から始まった株価の大暴落（10月24日木曜日の暴落日は「通称「ブラック・サザデー (Black Thursday)」」とそれによる金融恐慌（以下「大恐慌」）である。

大恐慌の少し前、欧州を主戦場とする第一次世界大戦（1914～18）によって、ニューヨークはロンドンに匹敵する世界の金融市場となっていた。

第一次世界大戦はアメリカ経済を活性化し、企業の発展を促した。

終戦後成長が停滞し、投資意欲が低下した企業をよそに、だぶついた大衆資本が投機という形で資本市場に投入された。

こういう場合の常として、それは資本市場においてバブルを引き起こした。

このバブルが弾けたのは 1929 年 10 月であったが、その直前期に投機は絶頂を極め、1929 年の 1 年間で、30 億ドルの社債と 48 億ドルもの株式が発行されていた（USS[1955]邦訳 118 頁、第 9 表）。

総額でこの年の発行額を超える年は、それ以降 1952 年にいたるまで存在しないほどの規模であった。（同 118 頁）。

あらゆる階層の者が資本市場に参加し、後に J. P. ケネディ (Joseph P. Kennedy) による「靴磨きの少年の逸話¹⁴⁾」(R.Kessler [1996]108 頁) が当たり前のように受け入れられる状況が、当時のアメリカ証券市場であった。

そして、その背後には株価を不当に操作するモルガン商会やクーン・ロェブ商会等の暗躍や、明確な会計基準が存在しないことを悪用した各企業の財務諸表の不正表示などがあった。

1933 年の上院銀行通貨委員会 (Senate Committee on Banking & Currency : 通称「ペコラ委員会」) では、アメリカにおける不正表示または詐欺による有価証券の販売にもとづく損失は、不況以前において毎年 17 億ドル以上、ニューヨーク州のみで毎年 5 億ドル以上と算定され、過去十年間における損失は 250 億ドルに達するものとの報告がなされた。(大矢知[1965]247 頁)

大衆投資家の資本市場に対する憤りと疑いの目を逸らし、大衆の資本(資金)を資本市場へ継続的に供給させ続けるためには、市場への「信頼性」を確保することが政府としての目下の課題であった。

そのような問題意識の下で、証券市場におけるニューディール政策たる「証券法」(1933 年) 及び「証券取引所法」(1934 年) が制定されたのであった。

両法は財務報告の信頼性を確保するためのものであり、証券法は、有価証券の発行開示における財務諸表に対して「独立公会計士または公認会計士 (independent public or certified accountant)」による監査を要求した。

また、証券取引所法は、企業の作成する年次報告書に含まれる財務諸表に対して「独立公会計士 (independent public accountant)」による監査を要求し、同年に創設された証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission : SEC) への年次報告書の提出をも義務付けた (千代田 [1994]33-34 頁等)。

これによって、アメリカにおける「会計士」による法定監査が始まったのである。

さて、ここで本題に戻るが、1933 年の法定監査導入以前のアメリカにおける「監査」はいかなる状況にあったのであろうか。

下記の図表 2-4 は 1925 年 12 月 31 日現在における、ニューヨーク証券取引所上場会社のうち *Commercial & Financial Chronicle* の株式欄に掲載されている「製造業その他」356 社の内、株主宛年次報告書の財務諸表に対して会計士監査が行われた 287 社の会計士事務所別内訳である。

14 パット・ボローニャという靴磨きの少年に投資を進められたウォール街の相場師 J. P. ケネディは、靴磨きの少年までも投資に精通するような状況ではこれ以上株価が上がることはなく、やがて、高止まりした株価が暴落する日は近いということを見出し、大暴落前に全ての株式を売り払い、莫大な利得を得たという逸話。

なお、大暴落後の 1934 年に J. P. ケネディは SEC の初代委員長に就任している。

図表 2-4 1933 年前 (1925 年) における監査市場の状況

監査事務所名 (当該事務所に由来する後の Big4 の略称)	被監査会社数 (社)	市場占有率 (%)
Price Waterhouse & Co. (PwC)	81	28%
Ernst & Ernst (EY)	37	13%
Arthur Young & Co. (EY)	28	10%
Haskins & Sells (DTT)	27	9%
Peat, Marwick, Mitchell & Co. (KPMG)	25	9%
Lybrand, Ross Bros. & Montgomery (PwC)	20	7%
Touche, Niven & Co. (DTT)	15	5%
Barrow, Wade, Guthrie & Co. (KPMG)	13	5%
Audit Co. of New York	8	3%
Deloitte, Plender, Griffiths & Co. (DTT)	7	2%
他会計事務所	26	9%
会計士監査採用企業数計	287	100%

(データ出所：千代田[1994]25 頁)

このように、1925 年当時において既に大手監査法人の寡占化が進行している事は明らかなのであるが、それよりも法によって強制される以前において、既に 8 割 (287/356 社) 以上の企業において監査が導入されているという点は注目すべきである。

ただし、当時における監査の全てではないものの、一部においては「経営者の支配力の及ぶ範囲内」のものが見受けられたことには注意すべきである。

たとえば、図表 2-4 に見られる「Audit Co. of New York」という会計事務所は、次のような経緯で設立された事務所であった。

1897 年に L&N 鉄道会社 (Louisville & Nashville Railroad) が PW の監査を導入したところ、限定事項が付された監査証明書 (1897 年 6 月 30 日に終了する事業年度) が発行された。

そこで、L&N 鉄道会社は急遽 1897 年 7 月 17 日に「会計監査を売りものとする資本金 10 万ドルの株式会社」を設立し、翌事業年度からは同社の監査を受ける事とした。

その会社こそが、「Audit Co. of New York」であったのである。(千代田[2014]12-13 頁等)

しかしながら、このような会社が設立され、監査市場のトップ 10 位以内に入るまでに成長したことは、1925 年という連邦法 (証券二法) による監査の制度化以前において、たとえ経営者の支配力の及ぶ範囲内であったとしても民間レベルで監査が自発的に導入されており、監査、そして会計士がアメリカ市場における重要なプレーヤーとして位置付けられていたことを示していると考えられる。

つまり、外部監査の結果である「監査証明書」という紙切れによるシグナリング効果が社会的に存在し、かつそれを経営者が理解していたと解されるのである。

また、経営者の支配力の及ぶ範囲内であっても、監査が行われていた以上は、監査によって従業員不正や誤謬をある程度発見しうることも期待されるため、少なくとも「(内部)監査」に対しても経営者は価値を見出していたものと考えられる。

そして、それは法定監査導入前に、企業側において「外部監査」に対する受入態勢がある程度整備されていたことを意味し、その後の法定監査は、各企業が本来、価値を認めていた「(任意)監査」の基礎の上に付け足されたものであると考えられるのである。

最後に、図表 2-4 に見られるように、監査が主として「CPA (勅許会計士を含む)」によって実施されていたことは、イギリスにおける「勅許会計士による監査」の状況と同様であり、そして、法定監査導入後も、「独立公会計士 (independent public accountant¹⁵) による監査が認められていたにも関わらず、自然淘汰的に「CPA」による監査が現代に至るまで実施され続けられてきたことは、CPA に対する価値や信頼、ブランドに対する評価がアメリカにおいて存在しているという事の裏付となりうる歴史的事実ではないだろうか。

第八節 鉄道監査に見られる監査の価値¹⁶

前節で述べたように、株式会社形態の会計事務所である Audit Co. of New York は L&N 鉄道会社によって設立されたが、このような監査法人（ここでは「株式会社」としての法人格を有する監査人の意味）を設立しようという「意識」を持った L&N 鉄道会社でさえ、自社の監査に関しては 1897 年という早い時期に PW による監査の導入に踏み切っていた。

これは、当時における「監査」に関する社会的意識を理解するに際して重要な事実と言えるであろう。

先述したようにイギリスにおいては、「鉄道狂時代」の副産物として「株主保護」の観点から監査が導入されたのであるが、アメリカにおける鉄道監査がむしろ「経営者保護」の観点から鉄道会社によって自発的に導入されたことは注目に値する。

アメリカにも鉄道狂時代は存在した。1826 年にアメリカにおける最初の鉄道会社（当時は

15 “Independent” は被監査会社との利害関係（たとえば被監査会社の役員）がないことを意味しており、現代における「独立性」と同義であり、わが国においても公認会計士監査制度で採用されている。一方、“Accountant” についてはわが国と異なり、公認会計士だけでなく、組織（企業や政府機関）の会計係をも含む表現であり、必ずしも、「会計士 (Accountant) = 公認会計士」を意味するものではない。ここでいう、“Public Accountant” とは、わが国における税法の概念を借用すれば、公にサービスを提供できる「事業者」としての会計士にあたるものであり、監査サービスを「公に提供している Accountant と称する者」を意味している（もちろん、Accountant の中には CPA も含まれる）。

16 本節は主として千代田[1984]16-29 頁、千代田[2008]378-390 頁等に基づく

勾配と馬を利用して車両を動かしていた)である Granite Railway Company が設立されて以来、アメリカの鉄道事業は活発化していった。

広大なアメリカの大地において、物資や労働者の移送手段として鉄道は最も適していた。

「開拓」という言葉からも推察されるように、当時のアメリカでは、開拓者が目指す土地の多くは彼らの目からみて明確な所有権者はいないと認識されていた。

西武への開拓は国策であり、そのための手段として鉄道建設は必須であった。

しかし、西部地域においては人口も希薄であり建設資金を地元で提供することは困難であり、また、連邦政府においても、鉄道事業に必要とされる公的資本を捻出できるほどの財政的余裕もなかった。

そこで、連邦政府、州政府は、民間（特に東部資本とその背後にあるイギリス資本）投資から鉄道資本を獲得するための政策として、鉄道会社に対しては無償で土地を与えることとしたのである¹⁷。

その結果、鉄道会社への投資には土地担保が付されることになり、投資家にとってそれは非常に安全な投資対象となった。そのため、ロンドン市場でもアメリカの鉄道証券は人気を博し、1883年にはロンドン証券取引所上場証券の内、(名目価額の)約15%はアメリカの鉄道証券であった(伊豫田[2003]154頁、表1)。

しかし、鉄道事業の拡大期において、前述の醸造会社の事例のようにイギリスから多数の会計士が派遣されるような事態が生じることはなかった。

なぜならば、担保付の安全な投資に対して、投資家にとってのリスクを低減するサービスである監査は不要だったのである。

さて、こうした状況によって投資家の側からの監査に対する需要は生じなかったものの、1897年頃には中小鉄道会社も含め、鉄道業界において監査を行うことは慣行(custom)となっていたという。

その理由を考えてみよう。1873年から始まった世界的不況の影響で数多くの鉄道会社が倒産したが、そのような状況下でも1888年6月30日時点における1,418社の鉄道会社のうち、外部監査の導入を図ったのは僅か1社(New York Ontario & Western Railway)のみであったという事実がある。

このことから考えて、不況それ自体が鉄道会社自身による監査導入の理由となっていない可能性が高いように思える。つまり、不況以外に監査を導入せざるをえないような理由があったのではないだろうか。

不況の影響は企業よりも、むしろ一般大衆にとって極めて深刻な事態となり、そして一

17 ネイティブ・アメリカンに対しては、居留地政策が実施されたが、土地付与政策は、居留地の収奪にとどまらず、インディアン戦争を激化させた。

そして、西部は白人型生活様式の世界に変わり、ネイティブ・アメリカンたちの生活様式の存立基盤は破壊されたという。

また、この時期においてネイティブ・アメリカンに対する政策は「大居留地方式」から「小居留地方式」へと移行したともいわれている(小澤[1991]226頁)。

般大衆の不满は、富める資本家に向けられていた。

1891年、大衆の声を反映し、人民党（People's Party）が結党された。

同党は「鉄道の公有公営」政策を打ち出してストライキを指導した。

そして、1896年にはW. J.ブライアン（William Jennings Bryan）が大統領選挙に打って出たのである。

共和党（Republican Party）のW.マッキンリー（William McKinley）に敗れはしたものの、巨大な政治勢力を誇る人民党は鉄道会社経営者にとっての脅威となっていた。

鉄道会社の経営者において大衆の支持をとりつけるための策が模索された。

そして、講じられた策が「監査」によって企業の活動報告の総括たる財務書類の適正性を示すことで、鉄道会社の「健全な企業経営」を証明をすることであったのである。

その後、1906年から州際通商委員会（Interstate Commerce Commission : ICC）による鉄道会社検査が始まり、監査導入策の効果がどれほどあったかは不明ではあるが、経営者をもって自発的に監査が採用されたことは、監査の証明力、信頼力が一般大衆に対する抗弁の効果（一種のシグナリング効果）を有すると経営者において認識されていたことを意味し、そして、その認識は、第七節で見たような鉄道以外の業種においても「法定監査」導入以前において受容されていたと考えられるのである。

第九節 会計士の業務

イギリス会計士の社会進出を促したのは、破産にかかる諸法であったが、アメリカにおいては州単位の法は別にして、連邦法としての破産法（The Bankruptcy Act of 1898）が制定されたのは1898年であるため、同法制定前にイギリスから渡ってきた会計士が見せた「調査業務」こそがアメリカにおける会計士の社会的進出を促したと考えられる。

そして、調査人たるイギリスの会計士が見せた会計専門家としての能力が、高度かつ有用なものであったからこそ、アメリカ企業において会計士を監査人として迎える自発的な誘因が生じたのであろう。

さて、アメリカにおいて会計士の社会的進出を促したと考えられる今一つの要因がある。それは二度にわたる世界大戦である。

会計事務所を発展を促した両大戦の産物は「原価管理（原価計算を含む）」、「増税」であり、そして第二次世界大戦では「技術革新（特にIT化）」が加わった。

第一次世界大戦期では、軍需製品の価格設定は、原価加算法に基づき行われることとなっていた。また、1909年には法人免許税制が導入され、さらに憲法修正により法人免許税の発展版として1913年に所得税制が、1918年には戦時利得税制や連結納税制が導入された。

その結果、税制は複雑多岐にわたり、戦時利得税と所得税を合わせると実効税率は 80% 以上にもなり、減価償却等の特殊な会計処理は節税にかかせないものとなった（青柳 [1962]112-113 頁）。また、損金である原価の管理についても、以前とは比べ物にならないほど重要な業務活動となったのである。

その当然の帰結として、会計（税務）の専門家に対する需要は著しく増加した。

それに伴い、1907 年には 707 人であった AAPA（1916 年以降 AIA）の会員数は 1920 年には 1,363 人へとほぼ倍増したのである。

また、第二次世界大戦では、弾道計算に用いるために計算機が活用され、1946 年には、最初の電子計算機と言われる ENIAC（Electronic Numerical Integrator And Calculator）が開発された、その後、軍用コンピューターの技術は民間に移行し、商用コンピューターが普及した。この電算化の流れは、会計システムにも変革をもたらした。つまり、アーサー・アンダーセン（Arthur Andersen & Co. : AA）の急激な発展が物語るように、会計システムの導入支援等を始めとする MAS（Management Advisory Service）業務が会計事務所によって提供されるようになったのである。

こうした、会計士（会計事務所）の社会進出は彼らに高い社会的地位と評価、そして、それを反映する報酬をもたらした。しかし、その一方で、会計士には職業的専門家としての高い責任が求められるようになり、高額な訴訟リスクも同時にもたらしたのであった。

第十節 期待ギャップと訴訟

会計士に対する訴訟は、1965 年以前にはほとんど提起されなかった。しかし、1960 年代後半から 1970 年代半ばまでに、会計士に対する数百の訴訟が継続中となり¹⁸、たとえば世界 8 大会計事務所の一角を占めていたある会計事務所では、1969 年から 79 年の 10 年間の内に、115 件もの訴訟に悩まされ、そして、損害賠償請求額は総額 5 億 8,900 万ドルにも達したという。（Montgomery[1990]邦訳 143 頁、千代田[1994]65 頁）

1960 年代後半のアメリカは、職業的消費者運動家 R. ネイダー（Ralph Nader）を筆頭に、消費者運動が激化した時代であった。

消費者は財・サービスに対し従来よりも高い「期待」を持つようになり、その期待を得ることは消費者の権利であるとの意識が高まった。

そして法律専門家が消費者の「期待」を実現するために、成功報酬を得るという条件のもとで積極的に訴訟を引き受けた。いわゆる「訴訟社会」が始まったのである。

監査についても消費者運動の波から逃れることはできなかった。

18 たとえば、1960 年から 1985 年にかけて、監査人を被告とする訴訟は 472 件であった。（Treadway[1987]p.105）

企業が公表する「財務情報」の消費者（受益者）は投資家である。

そして、財務諸表に付された監査による「保証」の消費者（受益者）も投資家であった。

保証というサービスを生み出す「保証人」としての監査人に対し、消費者である投資家は、他の消費財に対するのと同様に期待を持ち始めた。

1965年に、アメリカ法律協会（American Law Institute : ALI）が公表した **Restatement (Second) of Torts**（不法行為原則の解説書第2版） **section 552** によって、「会計士が、虚偽の情報であるにもかかわらず、その情報の収集または伝達に際して正当な注意を払うことを怠った場合には、当該情報を正当なものとして信頼した者に対して責任を負わなければならない」（Montgomery[1990]邦訳 151 頁，中央監査法人訳）との解釈が示された。

そして、1968年のラッシ・ファクターズ社対レビン(Rusch Factors, Inc. v. Levin)事件において、裁判所は被監査会社の「債権者」に対する監査人の過失責任を認定したのである。（Montgomery[1990]邦訳 152 頁）

監査の契約は、明示的には企業と会計士（会計事務所）間で成立するものである。しかし、当該判決は監査サービスの受益者が企業だけでないことを示した。

たしかに消費者運動の台頭は、会計士に莫大な訴訟コストをもたらすという負の側面もあった。しかし、同時に監査の「公共性」を企業及び監査人に意識させる機会をもたらしたのであった。

1974年、AICPA 主導の下、「監査人の責任に関する委員会(The Commission on Auditors' Responsibilities : コーヘン委員会)」が結成された。

1978年にその最終報告書（Report, Conclusions, and Recommendations）が公表され、財務諸表利用者が抱く監査人への期待と、現実の監査人が行っている実務との間に存在する「期待ギャップ（Expectation Gap）」の存在、そして、会計プロフェッショナルとして堅持すべき責務や現行の監査実務の問題点が明らかにされた。

しかし、当該報告書では、監査人が非監査業務を監査と同時に提供することは、独立監査人の信頼性に対して脅威を与えるものであるという見解が示されたのである。

調査事例からは監査人の独立性を害するとは認められず、むしろ、「経営指導業務の遂行が監査職能を一段と充実させ、かつ、情報利用者の利益となっている場合」（Cohen[1978]邦訳 198 頁，鳥羽至英 訳）もあると述べられた¹⁹。

当時においては、非監査業務の同時提供によって監査人の「独立性」、そしてそれと密接不可分となっている会計事務所の「ブランド」が著しく毀損されることはなかったと考えられていたのである。

ただし、財務諸表利用者による監査への信頼性を確保するための法や基準の整備、そして、会計プロフェッションとしての自主規制の必要性については強く主張された。

19 「財務諸表利用者は監査の質を判断するための基準として、“ブランド名”もしくは会計事務所の名前と評判以外にはほとんど何も情報をもっていない」（Cohen[1978]邦訳 215 頁，鳥羽至英 訳）との報告もなされている。本稿における「監査の質（品質）」については後述するが、現在の監査業界においても解釈が曖昧なままにされている。

コーヘン委員会は、監査人に「期待ギャップ」という新たな意識を示したが、消費者からの訴訟はさらに続いた。

そしてついに、監査における最大の消費者とも言うべき²⁰「政府」が訴訟に積極的に参加するようになったのである²¹。

特に、S&L (Savings and Loan Association : 貯蓄貸付組合) にかかる訴訟は会計事務所の存続さえも危ぶまれるほどのものであった。

その背景には 1980 年代のレーガノミクスによる規制緩和があった。

1965 年以降のインフレや、短期金利の上昇と 1978 年以降の住宅需要の低迷 (Eichler[1989]邦訳 57、71 頁)、金利の自由化は、短期市場 (預金受入) から集めた資金を、住宅購入者に対して長期かつ固定金利で抵当貸付けすることを業務としていた S&L の収益や資産状態を悪化させていた。

そこで、連邦政府は規制緩和の一環として S&L に新たな資金運用方法を認めることにより、こうした経済状況の変化に S&L を対応させようとしたのである。

1982 年のガーン・セイントジャーメイン預金金融機関法(Garn-St.Germain Depository Institutions Act of 1982)によって、従来、住宅抵当貸付に限定されていた S&L の資金運用範囲が他の不動産投資や社債、消費者・事業者貸付に拡大された。

また、自己資本規律規制の引下げや、預金保険限度額の引上げ、不動産投資に対する税制優遇政策が実施された。その結果、上記新規業務に対するリスク管理体制が構築されていないにもかかわらず、S&L は不動産投資等のリスクの高い投資事業へ進出し、巨大な投資ファンドと化した。

さらに、監督当局である FHLBB (Federal Home Loan Bank Board : 連邦住宅貸付銀行理事会) は RAP (Regulatory Accounting Practices : 規制当局会計規則) を採用することで GAAP (Generally Accepted Accounting Principles : 一般に公正妥当と認められた会計基準) からの逸脱を S&L に認め、S&L における利益や純資産は(GAAP 採用時よりも)過大に計上された (村本[1994]106 頁)。

しかし、事業範囲の拡大や、特別な会計処理 (RAP) の適用をもっても S&L の財務状況の改善は図られず、むしろ実質的な経営状態は悪化していった。さらに、1986 年の税制改正による不動産投資ブームの終焉や、不動産価格の下落によって S&L の投資は水泡に帰し、1980 年代後半から 1990 年代前半にかけて 700 社を超える S&L が倒産 (千代田[2014]196 頁) するという S&L 危機がもたらされた。

20 効率的市場仮説の下では、監査によって財務情報の信頼性が確保されることにより、証券市場における公正な株価形成が図られることになる。その結果、効率的資源配分が達成され、一国の経済発展に寄与すると考えられる (Wallace[1985]のいう「情報仮説」)。

また、監査により適正な会計慣行が維持されることで、適切に所得が算定される。その結果、徴税機構にとっては課税物件評価の適正化に資することとなる。

21 1981 年から 1986 年にかけて、SEC は会計士 (会計事務所) に対し 42 件の訴訟を提起している。(Treadway[1987]p.23)

連邦政府は1989年に金融機関改革救済執行法(Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act : FIRREA)を制定し、そして、破綻したS&Lの売却・精算を行うための機関として、RTC (Resolution Trust Corporation : 整理信託公社)を設置した。

RAPの採用やS&Lに対する規制緩和等の政策的失敗がS&L危機の大きな原因となったにもかかわらず、政府はS&L破綻にかかる損失の責任を会計事務所に求めた。

RTCやFDIC (Federal Deposit Insurance Corporation : 連邦預金保険公社²²)といった政府機関は会計事務所に対して訴訟を提起した。

その結果の一例をあげると、Coopers & Lybrandは、Silverado Banking S&Lでの問題で、FDICに2,000万ドルを支払い(千代田[2014]196頁)、同様に、Arthur AndersenはBenjamin Franklin S&Lについて6,500万ドルをRTCに支払った。そしてErnst & Youngは一連のS&L事件に対する和解金として4億ドル(当時におけるE&Yの年間業務収入の20%)を(FDIC等の機関と同意の上)連邦政府に支払ったのである(*Los Angeles Times*, November 24, 1992.、日経[1993]127頁)。

1990年11月21日には、年間収入額3億4,520万ドル、事務所数52、従業員数3,500名を有し、Big6に次ぐ規模を誇っていたLaventhol & Horwath(1915年にニューヨークで設立)が破綻した。

破綻は訴訟問題によるものであった。同社が1989年末と1990年初頭に支払った和解金額は、それぞれ3,000万ドルと1,300万ドルであり、破産時においても112件の係争中の訴訟を抱えていたという(Montgomery[1990]邦訳144頁、千代田[2014]195頁)。*The New York Times*(November 22, 1990)によれば負債総額は1億5,300万ドルであった。

会計事務所は大規模で成功している組織であり、豊富な財源を持つ「保証人」(Montgomery[1990]邦訳145頁)とみなされたのであった²³。

第十一節 アーサー・アンダーセンの崩壊

2002年まで、「アンダーセン(Arthur Andersen)」は世界のBig6(Arthur Andersen、Ernst & Young、KPMG、Deloitte Touche Tohmatsu、Price Waterhouse、Coopers & Lybrand)の頂点に君臨する会計事務所であった。

22 1933年にGlass-Steagall Actにより設置された預金保険業務を行う機関である。

23 1880年から1885年にかけてBIG8が支払った和解金額の合計は約1億79百万ドルであった(*The Wall Street Journal*, September 20, 1984., September 21, 1984.;千代田[2013]868頁)。

民事訴訟事例としては、1992年にStandard Chartered Bankが提起したUnited Bank of Arizonaへの投資損失にかかる訴訟で、Price Waterhouseへ、3億3,800万ドルの損害賠償支払命令が下されている(*Los Angeles Times*, May 20, 1992)。

しかし、図表 2-4 に示された 1925 年の監査市場のデータを見ると、そこには他の Big6 の起源ともいべき事務所の名は見られるが、アンダーセンの名はない。

このことからわかるように、アンダーセンは、他の Big6 と比べ、比較的若い事務所であった。

PW に勤務していた A.E.アンダーセン (Arthur Edward Andersen) が C.M.デラニー (C. M. DeLany) と共同で、1913 年にシカゴへ Andersen DeLany & Co.を開設したのがアンダーセンの始まりである。

1913 年の創業当初はパートナー数 2 名、職員 8 名のわずか 10 名の組織であった。

その新規参入者であるアンダーセンも 1970 年にはパートナー数 689 名、総勢 8,933 名、さらに 1995 年にはパートナー数 2,565 名、総勢 84,686 名、そして 1997 年にはパートナー数 2,651 人、総勢 104,933 人を抱え、総人員数では次に規模の大きかった KPMG の 85,200 人を遥かに凌駕するまでに成長したのである。(森田[1998]52, 64-67 頁)

アンダーセンの発展の強みは、コンサルティング業務にあった。

中でも、他の会計事務所がマッキンゼーのような少数精鋭による (パートナー比率の高い) 戦略系のコンサルティングを模倣しようとしている中、アンダーセンは、コンピューター・コンサルティング市場に絞り込む戦略をとった。

アンダーセンではスタッフに教育訓練を施すことで、コンピューター専門家を大量に養成し、コンピューターを利用した (パートナー比率の低い²⁴) コンサルティング業務 (原価計算、生産管理、オペレーションズリサーチ) や、財務システムの設計、構築や導入支援を行った。

アンダーセンの戦略は功を奏し、1970 年代にはアンダーセンはデータ・プロセッシングの「海兵隊 (Marine Corps)」、コンピューター・トラブルにおける「特殊火気戦術部隊 (Special Weapons And Tactics : SWAT)」との異名をとるようになったのである。(M. Stevens[1991]122-123 頁、千代田[2013]548-549 頁)

下記の図表 2-5 は Big6 の 1997 年における収入構成である。このように、アンダーセンは、伝統的な会計監査や税務に重きをおく会計事務所ではなく、「巨大な会計を中心に据えたコンサルティングの事務所」(森田[1998]51 頁) であったのである。

24 アンダーセンは他の事務所と比べてパートナー比率が低い事務所であり、1997 年時点において総人員数に占めるパートナー比率は約 2.5%であった。一方、他の事務所は約 5.7% (PW) ~7.7% (KPMG) である (森田[1998]52 頁)。

また、従業員一人当たりの収入は各事務所とも同一水準 (森田[1998]52 頁) であることから、アンダーセンはパートナー投入量が低い業務を実施していたと解される。

図表 2-5 Big6 収入構成 (1997. Dec)

事務所名	会計監査・税務	その他サービス
Arthur Andersen	38%	62%
Coopers & Lybrand	72%	28%
Deloitte Touche Tohmatsu	78%	22%
Ernst & Young	67%	33%
KPMG	73%	27%
Price Waterhouse	68%	32%

(データ出所：International Accounting Bulletin, Dec 19 1997., 森田[1998]50 頁)

積極的にコンサルティング業務を行うことによって、会計事務所としては後発のアンダーセンは Big6 の一員となっていた。

しかし、このコンサルティング業務が災いして、アンダーセンは崩壊するのである。

アンダーセン崩壊の契機は、2001 年 12 月に起こった Enron Corporation (エンロン社) の粉飾破綻事件であった。

アンダーセンがエンロン社から受け取っていた報酬額は 5,200 万ドル、そのうちコンサルティング報酬は 2,700 万ドルであったことが、事件後 (2002 年 1 月 17 日) にアンダーセンから公表された。

当時の世論は、エンロンの粉飾がアンダーセンの指導によるものではないかという疑惑を持った。

アンダーセンがたとえ「企業や経営者のための監査」を行っていたとしても、それが「投資家のための監査」でないのならば、資本市場の支持を得ることはできない。したがって、アンダーセンを選任し続けることはできないと多くの企業は考えたのである。

なぜなら、企業が作成する財務報告に信頼性を付与する役割のある監査人に対する「信頼」は、コーヘン委員会が指摘したように監査人の「ブランド名」に依存しているからであり、アンダーセンの場合、そのブランド名の価値が揺らいでしまっていたのである。

エンロンの粉飾発覚後わずか 1 年の間に、アンダーセンが監査を行っていた米国の 2,300 社の上場企業 (全米上場企業の約 17%) のうち、およそ 700 社がアンダーセンと監査契約を打ち切った (千代田[2013]566 頁)。

2002 年 3 月 14 日、アンダーセンは「証拠隠滅 (司法妨害)」の容疑で司法省より起訴され、同年 6 月 15 日ヒューストン連邦地方裁判所はアンダーセンに有罪判決を下した。

こうした一連の流れの結果として、アンダーセンは解散した。

約 1 世紀の長きに渡り築き上げられたアンダーセン帝国は、僅か 1 年足らずで崩壊したのである。

第十二節 SOX 法の成立と「民間」による監査の充実

アンダーセンを崩壊に導いたエンロン事件に引き続き、2002年7月には同じくアンダーセンの顧客であったワールドコム社 (Worldcom) の粉飾破綻事件 (7月21日破綻) が発生した。

甚大な損失を蒙った投資者をよそに、同社の経営者は自社株の売却によって莫大な資産を得ていた。

投資家の批判は、経営者に向けられたが、そうした経営者の利得を可能にさせたのは、業績を過大評価する偽りの財務報告であった。

資本市場における財務報告への信頼感、そして、なにより監査への信頼感は急激に低下した。

アメリカの資本市場の発展、そしてアメリカ資本市場が世界の中心であり続けるためには財務報告への信頼の維持は不可欠の要素であった。

2002年7月30日、財務報告の信頼性確保を目的とする、「公開会社会計改革および投資家保護法 (Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002 通称 Sarbanes-Oxley Act of 2002 : SOX 法)」に合衆国大統領 G.W.ブッシュ (George Walker Bush) はサインをした (2004年より適用)。

エンロン事件とワールドコム事件という二つの事件後の極めて迅速な対応から、われわれはアメリカにおいて資本市場の信頼性の確保が、極めて重要な課題とされていることを理解できるのである。

SOX 法は、企業に対しては財務報告にかかる内部統制の整備、運用、評価を義務付け、そして、会計監査人には独立性確保の為に、監査業務と非監査業務の同時提供を原則として禁止した²⁵。

さらに、上場会社を監査する監査事務所に対して、新設 (SOX 法 101 条) の公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board : PCAOB) への登録を義務付けたのである。

PCAOB はコロンビア特別区非営利法人法 (District of Columbia Nonprofit Corporation Act) に基づく非営利法人であり、業界団体である AICPA や政府から一定の距離がとられた。

PCAOB に与えられた主たる任務は登録監査法人 (登録しない場合には米国内で監査を行う事はできない) に対する監督 (調査権、処分権も有する) や、監査基準や品質管理基準

²⁵ SOX 法 201 条によって記帳業務等や財務情報システムの設計・導入業務、投資支援業務などの 9 つの非監査業務の同時提供が禁じられたが、ここに税務業務は含まれていない。

といった監査人に対する基準の設定²⁶であった。

その結果、PCAOB は政府、AICPA に直属していない事実上の「監督機関」としての機能を有することとなったのである。

非政府組織の PCAOB の設立からわかるように、アメリカでは民間が駄目ならば、政府に監査を委ねるべきであるという結論には達していない。

それは、アメリカにおいて「監査」とは民間から生まれたサービスであり、その民間が開拓した「監査」を政府に委ねることに対して反感があったことが一つの要因かもしれない。

また、PCAOB による海外登録事務所の検査のように、国境を超えた監督権の実行可能性²⁷や、政治的保険（第 3 章でとりあげる）等の理由から、政府がそのように望んだのかもしれない。

いずれにしろ、アメリカにおいて「監査」が生じ、そして今なお失われない理由、それは監査に対して何らかの「価値（需要要因）」が見出されていたからであろう。

26 PCAOB 創設前までは SEC から権限移譲を受けた AICPA が監査の基準設定の機関であった。

しかし、AICPA、PCAOB ともに「政府機関」ではない点はここに強調しておく。

なお、わが国においては金融庁（旧 大蔵省）の機関である企業会計審議会（旧 経済安定本部企業計基準審議会）が「監査基準」を作成し、その監査基準を補完するものとして日本公認会計士協会が「監査実務指針」等を公表している。

27 直近の事例では、2014 年 3 月に公表された京都監査法人への検査レポートでは指摘事項があり、同法人は適切な対応を図ったとのことである。

(URL: <http://www.pwc.com/jp/ja/kyoto/news-release/2014/pcaob201401.jhtml>)

また、2014 年 12 月には太陽 ASG 有限責任監査法人のパートナーに対して業務停止処分を下した。(URL: http://pcaobus.org/News/Releases/Pages/12172014_Yoshida.aspx)

このように、PCAOB の設立によって民間組織を通じた実質的内政干渉が可能となっている。

第3章. 監査の価値—アメリカにおける監査への需要要因

第一節 監査サービスへの需要を示す3つの仮説

第2章において、われわれはイギリス勅許会計士 (Chartered Accountant) の強い影響のもとで始まったアメリカ公認会計士 (Certified Public Accountant) 及び監査制度の歴史的生成過程について概観した。

英米において勅許会計士や公認会計士 (CPA) は、他に多くの「会計士 (Accountant)」という競争者がいる中で、必ずしも、「監査」業務を独占して行う権利を有していたわけではなかったが、能力や資質による自然淘汰の結果、監査業務を独占することとなった。

そして、監査については、事業会社の経営者が監査を売り物とする会社を設立するといった一定の不備はあったものの、英米では任意監査という形態で、「民間」から自然発生的に生じている点が特徴的である。

自然発生的に生じるとは、そこに監査というサービスに対する需要 (効用) があることを意味している。

そこで、本章では特にアメリカにおいて監査サービスへの需要がどのような動機で生じているのかを検討してみたい。

Wallace[1985]では、監査サービスに対する需要を説明するために「モニタリング (スチュワードシップ) 仮説」「情報仮説」「保険仮説」という3つの仮説が示されている。

まず、「モニタリング仮説」とは、委託者 (エージェント) が受託者 (スチュワード) の業績や、任務遂行度合を確かめるために、財務報告 (業績報告) が利用されており、受託者が当該財務報告を作成している場合において、財務報告が信頼に足るものであるか否かを証明するために監査が必要となるという考え方である。

委託者は自らの業績評価を高めようと不正な財務報告を行おうとする誘因を持つことが予想され、また、仮に不正な財務報告が行われていなくても、委託者が受託者にそのような誘因があることを予想するのであれば、いずれにせよ委託者は財務報告を信頼することはできず、受託者に対して実際の業績よりも低い評価をしてしまうかもしれない。

そこで、監査によって、財務報告の信頼性が保証されるのであれば、受託者は財務報告に示された自らの業績を真なるものと主張することができ、一方、委託者は真なるものとして受け入れることができるのである。

次に、「情報仮説」については、財務報告が投資家の投資に関する意思決定に役立つものであるならば、当該財務報告の信頼性を確保することで投資情報の質が改善される、すなわち、財務報告の真偽が定かでないという不確実性が緩和され、その結果、投資家が監査実施前と比べてより合理的な意思決定を行いうることができるようになる可能性が高まると考えられる。

情報仮説はこのようなアプローチを基礎においており、投資における最適ポートフォリオを各投資家が見出せる環境を確保するために資する情報としての質の高い（信頼性の高い）財務報告を確保するために、監査が必要となるという考え方を示している。

モニタリング仮説と情報仮説は共に、財務報告の作成者と利用者の間での情報の非対称性を緩和するために監査が必要となるというものである。

しかし、モニタリング仮説は、経営者と株主というような直接的な利害関係にある2者間を対象としているのに対して、情報仮説は、財務報告作成者の相手として投資家という、現在において直接的な利害関係が存在していない株主以外の潜在的利害関係者も対象としている。

現に資本市場に資金を投資している者だけでなく、当該財務報告が全ての者に開示され、かつ資本市場への参入退出が自由であるという想定の下では、これから資本市場へ参画するか否かの判断にある者も情報仮説では含んでいるのである。

このように理解すると、モニタリング仮説における監査サービスとは、経営者と直接的利害関係を有するものに対して提供される情報という点で私的財の性質を強く持つものである。

一方、情報仮説における監査サービスは、財務報告に付された信頼性を株主等の特定の利害関係者だけに限らず、全ての投資者（潜在的利害関係者）が利用できるものであるから、公共財的性質を有しているといえる。

最後に、「保険仮説」であるが、これは利害関係者による責任転嫁や責任分散のために監査（若しくは監査人）が必要とされるという考え方である。

たとえば、従業員不正が発生した場合に、経営者は「監査を受けている」という抗弁をすることで、自社の内部統制の不備への批判を緩和することが可能であると考えられるかもしれない。

また、当該事由に対して損害賠償請求がなされる場合においても、監査人と責任を共有し自らの訴訟コストを緩和することができる可能性もある。

さらに、訴訟提起者にとってみれば、企業に損害賠償金の支払余裕がない場合であっても、監査人に賦課させることができる場合も考えうる。

ただし、保険仮説における「保険」は保険会社が販売する各種保険のような絶対的に機能しうる保険ではなく、必ず監査人に責任が課されたり、転嫁されるわけではない。そういう点では、あくまでも監査は保険に類した機能を持ち得るということにすぎない。

そのため、あらかじめ監査人の資力をあてにした上で、不正な財務報告が積極的に行われる等の極めて限定的な状況においては、保険仮説が成り立つこともあるかもしれないが、一般的な状況下では必ずしも堅固に成り立つとは言いがたい。したがって、保険仮説は、前の2つの仮説に付随する形で存在しているにすぎないと考えられるのである。

第二節 3つの仮説の検討

本節では、前節で紹介した3つの仮説について、実際のアメリカにおける歴史的・社会的状況に基づき検討してみたいと思う。

もちろん、このような検討は仮説の成立を推認するにとどまり、仮説自体を高い確度で実証するものではない。

しかし、そもそも仮説は帰納的に導かれるものであり、仮説を創出しようとするような要因が存在することを示すことが仮説を定立するための前提であるべきである。

本節の目的は、アメリカにおいて「監査」を財としての「サービス」として認識する、あるいは、潜在的に認識しようとする社会環境が現在に至るまで構築されてきたことを示すことにあり、第2章はそのための布石と位置付けられるのである。

(1) 「モニタリング仮説」と「情報仮説」

「モニタリング仮説」と「情報仮説」については、第2章第七節、八節で見たように、1933年、1934年の証券二法前における「任意監査」の存在が仮説成立の要素となっている。

企業は適切に経営や財務報告がなされていないのではないかという、社会的疑念を払拭するために、監査を利用したのである（すなわち「情報の非対称性によって生じる利害の対立の緩和」）。

また、アメリカ会計士の源流であるイギリスでは、第2章第四節で引用した「・・・不正および横領にたいする賢明な予防措置を採りそこねた商人ないし実質的な商人は在庫品に火災保険を掛けない場合のリスクと同程度の大きなリスクをいつも冒していることになる」(Worthington, B. 「Professional Accountants」 1895. pp.62～63, R. Parker [1986] 邦訳 57頁: 友岡賛・小林麻衣子 訳) という文言が示しているように、監査には従業員に対するモニタリング効果が期待されていた。

そして、アメリカにおける初期の監査市場がイギリスの会計事務所の寡占状態であったことから、アメリカにおいても同様に、従業員のモニタリング機能を有する監査が実施されていたと推測される。

財務報告への信頼性付与を目的とする点においては、任意監査も法定監査も実質的に異なることはない。

しかしながら、法定監査は政府が監査の効用を評価するものであるが、任意監査は被監査会社自身が監査の効用を評価するものである。

特に、任意監査においては、その受益者は監査を受ける企業それ自身であるわけだから、当該企業にとって監査が「私的財」として強く認識されていることは明らかであろう。

鉄道会社が任意監査を導入した理由については、一般大衆の支持を得るためであったという可能性が高いことは前述した。

「一般大衆」の中には、鉄道会社の株主や利用者、あるいは従業員（つまり、ステイクホルダー）以外の者も含まれていたが、このような直接的利害関係のない者も監査によって鉄道会社の財務報告に付された信頼性を享受することができた。

もちろん、このケースでは、資本市場における投資意思決定に財務報告を利用するのではなく、自らの政治的議決権の投資（行使）先を選定するための利用であると考えられるが、鉄道会社は大衆の支持という効用を得るために監査サービスを購入したと推定されることは強調すべき点である。

このように、監査は公共財的な性格と私的財的な性格を併有するサービスであるとの認識から、アメリカにおける監査の歴史は始まっているのである。

それは、鉄道会社以外の業種においても同様である。1926年において、ニューヨーク証券取引所上場会社の内、82%が公認会計士（CPA）によって監査されていたという（Wallace[1985]邦訳 8 頁）。このような広範な「任意監査」の存在は、需要が供給を創出したことを示す一例である。

これに加えて、当時の会計士の業務が「監査」だけに限られていなかったことも、「会計士」に対する評価をより高める原因になったものと考えられる。

非監査サービスの存在は「会計士」という存在の社会的認知度を高め、そして、その結果、会計士が行う「監査」に対する認知度も向上したものと考えられる。

このようにアメリカでは、会計士及び監査が社会的に認知され、特に監査においてはその公共財的側面と私的財側面が社会で理解されているので、会計士の社会的な責任の重さも強く意識されているのである。

その結果として、社会の期待に応えることのできなかつた会計士に対しては厳しく責任追及がなされ、また、監査の私的財的側面が公共財的側面を凌駕しないようにするため会計士の「独立性」が強調されるのであろう。

SOX 法のような法の制定は、アメリカにおけるこのような社会の会計士に対する意識を反映した一つの側面であるともいえよう。

(2) 「保険仮説」

「保険仮説」については、第 2 章第十節で見たように高額な損害賠償責任を監査人が実際に負わされた場合には、投資家や経営者、債権者、管財人等の立場から見れば監査人の存在が損失を補填する一種の保険として機能したと考えることができるかもしれない。

ただし、原告勝訴や和解による賠償が確約されていない以上、それは常に損失を填補するものではあり得ない。その点では監査人が完全に保険と同じ機能を果たすとは言い難い。

また、第2章第十節でふれた Laventhol & Horwath のケースのように監査人の支払能力は完全ではなく、この点でも保険と一線を画している。

そのため、こうした金銭面での保険「的」な機能は、監査人の過失が争う余地のないほどに明確な場合で、かつ監査人が十分な和解金の支払能力を有する場合にのみ限定的に機能するものであるから、前節で述べたようにあくまで監査の付随的な効用にすぎないのである。

もちろんこのような訴訟による監査人への威圧は、より監査人をして慎重な監査を行わせることになるであろうが、結局のところ、それは監査に対する需要が先にあるこその付随的な効用なのである。

一方、金銭面以外でも、保険仮説が成立しうる状況が認められる。

それは、抗弁の手段として監査人が利用される場合である。

たとえば、1933年の証券法では、告訴されている関係者に対して経営者には「専門家に依拠した」との抗弁が与えられていた (Wallace[1985]邦訳 35 頁)。また、徴税機関への会計士による納税申告書の作成や、異議申立についても、実質的に納税者による「専門家への依拠」を抗弁とするものである。

さらに、高額な役員報酬を裏付ける抗弁としても監査は保険機能を有していると考えられる。

特にアメリカにおいては、大規模公開会社の CEO へ支払われる役員報酬 (調査期間 2012 年 7 月～2013 年 6 月) の内、およそ 9 割 (Towers Watson[2013]) がストックオプションや業績連動型の報酬によって占められている。

また、2003 年においても平均的な従業員報酬の約 500 倍 (L. Bebchuk / J. Fried[2004] 邦訳 1 頁) にもあたる報酬が受け取られ、さらに、株価上昇が CEO の資産に与える影響 (データ分析期間: 1990～2003 年) に至っては、わが国と比較すると、約 100 倍の水準にもある (久保[2010]159-164 頁)。

このような状況下における経営者報酬に対する社会的関心の高さは、報酬委員会へ当該委員会を支援する報酬コンサルタントの選任権限を付与する旨を要求しているニューヨーク証券取引所の上場要件 (L. Bebchuk / J. Fried[2004]邦訳 43 頁) にも示されている。

以上のような社会情勢の中では、経営者にとって「業績」の信頼性を保証するサービス、即ち監査が求められることが推定される。

報酬コンサルタントは同業他社や業績に基づき、経営者の報酬を正当化するが、その判断の基礎は企業の作成する財務報告である。

報酬コンサルタントもまた、監査サービスの需要者なのである。

もちろん、「適正に算定された業績や、企業規模だからこそ、それに見合った報酬を受けられる権利がある」との経営者や報酬コンサルタントによる抗弁がなされるためには、監査が社会的に認知されている必要がある。

しかしながら、これまで見てきたように、会計士という外部監査人による任意監査を始

まりとするアメリカの監査市場においては、監査の認知度は、(より詳細には次章で述べるように) わが国に比べ極めて高い水準にあるものと考えられる。

以上、経営者あるいは企業にとっての監査の保険機能について述べたが、政府にとっても監査はある程度の保険機能を有していると考えられる。

任意監査の時代は当然の事ながら、1934年にSECが創設された後においても、アメリカにおける監査は、民間の会計士に委ねられてきた。

また、1960年代以降に監査人の損害賠償責任を拡大しつつも、監査自体を廃止することではなく、2002年のSOX法においても、監査の充実を図ることに終始し、監査を政府に委ねるという方策はとられなかった。

それは、アメリカ建国にかかる歴史的過程を通じて一般大衆に生じた独立精神や開拓精神が政策に反映されたという一つの側面の表れかもしれないが、それに加えて政治家(政府)が自身に対する「政治的保険²⁸」(Wallace[1985]39-40頁)を掛けるような政策を選択した結果が、現在まで民間の会計士による監査を継続させている要因であるとも考えられるのである。

法定監査の導入は、第2章第七節で述べた様に「適切なディスクロージャー」を促すことで潜在的投資家である大衆の資本市場に対する信頼を取り戻すためのものであるとされるが、任意監査が既に広範に存在していた中においては、一部の悪意ある企業を除き、適切なディスクロージャーを行おうとするインセンティブが企業において存在していたと考えられる。

また、法定監査といえども、従来の任意監査と全く異なる監査が行われたわけではなく、何よりも、任意監査の時代の監査市場の占有者は現代においてもなおBIG4という市場占有者であり続けている。

以上を勘案すると、超一流の会計事務所がどれほど「監査の失敗」を起こそうとも、監査が民間の監査人に委ねられてきた理由は、政府が「一般投資大衆を保護する」というシグナルを発することができるものであり、かつ、政府に対する直接的な非難を逸らすことができるような保険的価値を「民間による」監査が有していたからだと考えられるのである。

28 監査人の責任範囲を拡大させ、監査の失敗に社会の目を向けさせることで、政府への直接的な非難をそらすことができると考えられる。つまり、景気対策や制度的不備による破産や不正事件が生じた時に、監査人は政府のスケープゴートとして使用されることとなる。

第4章. わが国における公認会計士と監査制度の展開

第一節 公認会計士の誕生と会計監査²⁹の独占

第2章、3章ではアメリカにおける会計士、監査の歴史と、そこに見られる会計監査への需要要因について検討を行った。

そのアメリカの歴史を前提とした上で、本章においてはわが国における会計監査、そして会計士についての歴史的過程を概観してみる。

第2章第一節で述べたように、わが国の会計監査制度はアメリカにおける会計監査制度を基礎として第二次大戦後に制定されたものである。

また、1948年（昭和23年）に制定された公認会計士法第47条の定めにより、会計監査は公認会計士による有償独占の業務とされた。

公認会計士法の制定は、わが国において、新たな資格である「公認会計士」を誕生させ、会計監査業務を独占させた。

資格と共に業務独占権を法が与えた点は英米とは異なるものであり、これにより公認会計士は、他の資格者との競争にさらされることもなかった。

また、このような資格による独占は他の業種にも規定されており、さらに、公認会計士と税理士、弁護士と司法書士といったように、わが国では細分化された資格による身分制度が顕著なものとなっている。

このような法による庇護の下で、わが国の監査、会計士はいかに活躍の場を広げて来たのであろうか。

第二節 明治から戦前の会計監査①—銀行検査—

「公認会計士」が戦後誕生した資格であることは先に述べたが、会計監査という概念については戦前において既に存在していた。

わが国における公認会計士、監査の歴史が語られる時には、必ずといってよいほど「計理士」という資格について触れられている。

「計理士」とは1928年（昭和2年）に制定された、「計理士法」に基づく資格であり、1948年（昭和23年）の公認会計士法制定に伴い計理士法が廃止されるまで、わが国にお

29 本章では監査役等の企業の内部者による監査との混同を避けるために、特に断りなき場合を除き、企業外部の公認会計士（あるいは会計士:Accountant）による財務諸表、計算書類等に対する監査を「会計監査」と記すこととする。

ける職業的会計監査人の資格の一つであった。

文明開化とともに、政府主導の下、西洋文明が急速に導入されたのが 1868 年(明治元年)から始まる明治という時代であるが、その後、計理士法制定までには 60 年を要している。

第 2 章第三節および第四節で述べたように、わが国において文明開化が幕開けたころ、イギリスでは既に勅許会計士協会が創設され、会計士の活躍が見られているが、明治政府において、イギリスの勅許会計士のような「職業的会計人」を創出しようとする機運は生じなかったようである。

わが国における会計監査の起こりは銀行検査に遡ることができる。

1872 年(明治 5 年) 11 月にアメリカのナショナル・バンク制度(National Bank Act of 1863) にならぬ制定された「国立銀行条例」によって、わが国における初めての株式会社である「第一国立銀行(みずほ銀行の前身)」が誕生した。

そして、銀行の業務手引書たる「銀行簿記精法」については、大蔵省が招聘したスコットランド出身の銀行員(Chartered Mercantile Bank of India, London & China 支配人代理-Acting Manager) A.A.シャンド(Alexander Allan Shand)の手によって起草された(西川[1971]128-129 頁等)。

銀行簿記精法では、「銀行検査役」について以下のような条文規定がある。

第十七条 銀行の事務実際検査のため紙幣寮より検査役派出の手續を明かにす

第一節 紙幣頭は大蔵卿の許可に従ひ各国立銀行営業の實際を詳知するため定例又は臨時の検査役を派出す可し

第二節 此検査役は各銀行の本店又は別店とも事務取扱中の時限なれば何時にても其用所の抵り諸簿冊計表其他実地の取扱振を詳密に検閲するを得べし

第三節 此検査役は先づ銀行の業体を視察し銀行役員の処務能く此条例に遵ひ成規に違はざるや否を監督し其検閲の実況と考案の次第とを書面に認め詳明に紙幣頭に報告す可し

第四節 銀行は検査役の外何れの職務何れの官爵ある者と云とも其の爲めに威服せられ実務の検査を受るに及ばず尤も国法に於て地方官庁より命じたる検査は此例にあらず

第十七条第二節の規定は正しく会計監査規定であり、当該規定は、わが国における(株式会社に対する)最初の会計監査制度であった。

しかしながら、当該規定が存在しているにもかかわらず、1874 年(明治 7 年)に第一国立銀行の株主である小野組が破産するまで、銀行検査は実施されることはなかった。

また、1873 年(明治 6 年)に福澤諭吉がわが国初とされる西洋式簿記書の翻訳書「帳合之法」を出版したものの、一般商家においては「書物は売れたども、さてこの帳合法を商家の実地に用ひて店の帳面の改革したる者は甚だ少し」(『福澤全書緒言』「帳合之法」1897 年(明治 30 年); 会計士協会[2000]170 頁)といわれるほどで、また、銀行においても、「國

立銀行の出納及び計算に関する諸帳簿は悉く一定の法に拠らしむるの成規となしたりと雖も未だ従来慣用の基調を更めず往々にして陰に旧式の帳簿を混用するものあり（明治財政史[1905]638頁）」というような状況であった。

そのため、当初の銀行検査は役員や帳簿の監督よりも、西洋式簿記法の指導・普及に重きをおくものであった。

とはいえ、程度は不明であるが、旧式の帳簿（大福帳を始めとする諸帳簿）が銀行業務に役立てられていたことは、驚愕せざるを得ない事実である。

西洋式銀行を運営するには西洋式簿記法に基づく帳簿が必要となるに違いないが、それを、旧式の簿記法からなる帳簿で代替していたのである。

わが国では江戸期において、両替商が送金や為替業務、手形発行（手形は現在の銀行券のように通用していた）等の銀行に類似する業務を行っていたことは（邦光[1982]41-46頁等）度々指摘されているところであるが、こうした、潜在的な銀行業務が「旧式の」簿記法を近代的なものへと発展させたのではないかと思われるのである。

また、1645年に出版されたフランソア・カロン（François Caron）著の『日本大王国志（原題“Beschryvinghe van het machtigh koningryk Japan”）』で「彼らの言語・写字・計算の方法、子孫に歴史を公開するか」という問いにおいて「彼らは特に準備せられたペン（筆）を以て書く。・・・彼らの請求書・書類・手紙、殊に高位長上に宛てた文が、短文で内容に飛んでいるのは驚くべきである。伊太利流の簿記法を知らないが、勘定は正確で、売買を記録し、一切が整然として明白である。・・・」（幸田[1967]188頁）と述べられているように、「簿記」という技術自体は西洋とは異なるものの、帳簿内容が西洋人によっても判別できたことは、その帳簿作成の根底にある会計観について、日欧は類似するものを有していたと考えられるのである。

しかしながら、各地に商業学校が創設され、また、一般企業においても外国取引が増すことで、西洋簿記法という技術は次第に普及していき、一方、大福帳等は「旧式の帳簿」との汚名を得たが、そこに存在した近代的会計観が西洋式簿記法という技術を短期間で受入れることを可能にしたとも考えられるのである。

さて、西洋式簿記については、それを受入れるための下地が、わが国には江戸期において存在していたと考えられるが、会計監査についてはいかなる状況であったのであろうか。

結論を言えば、会計監査を受入れる下地はわが国には醸成してはいなかったと考えられるのである。

銀行検査は、一見、会計監査の起こりにも思えるが、その実態は、政府による監査であり、英米に見られるような民間の独立監査人による監査ではない。

もちろん、西洋式簿記法を習得している者が皆無であった当時においては、政府自身が会計監査人とならざるを得ないところであるが、戦後においても、銀行等の金融機関に対して公認会計士による会計監査が実施される様になったのは1975年（昭和50年）になってからであることから、民間による会計監査が移入される下地が希薄であったと推定さ

れるのである。

そして、それは「計理士法」制定時における事情からも実感せざるを得ないのである。

第三節 明治から戦前の会計監査②—会計検査と計理士—

「計理士」が、わが国における（制度上の）職業的会計監査人の先覚とされるのは、計理士法第1条において「計理士は計理士の称号を用いて会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案を為すことを業とするものとす」と規定されたからである。

ところで、「監査」とは「監督」と「検査」の複合語であり、「検査」と「監査」は厳密には区別すべき概念なのであるが、本章第二節の銀行検査や現代における官庁検査においても、実質的に「監査」というべきものも存在するが、概ね「検査」と称されている。

また、後述する1915年（大正4年）の「会計士法案」についても当初は「監査士法案」として立案されていたが、「監査」という文字では実業界が怖がってしまうという理由から「会計」に文字を変え「会計士法案」にしたのであるとの議会答弁がなされており（原[1989]65頁）、厳密に「監査」と「検査」を文言上区分していたわけではないようである。

さて、1928年（昭和2年）に制定された、「計理士法」は、わが国における初めての（民間における）職業的会計監査人を規定する最初の法であったのであるが、同法制定前において、わが国には「会計士」と称する者が多く存在していた。

わが国において「会計士」という名称が社会的に認知され始めたのは1909年（明治42年）以降と考えられる³⁰。

それでは、1909年（明治42年）に如何なる事由が発生していたのであろうか。

日清戦争後、1895年（明治28年）に締結された下関条約によって台湾はわが国の領土下に含まれることとなった。

台湾は気候風土共に製糖事業を行うに最適の土地であり、わが国の製糖事業会社は興隆を極めた。

中でも、1906年（明治39年）に、わが国最初の製糖会社「日本精製糖株式会社」と澁澤榮一が設立した「日本精糖株式会社」が合併し、新たに設立された「大日本製糖株式会社」は、資本金1,200万円³¹という超巨大企業の先駆であった。

30 市立大阪高等商業学校（現大阪市立大学）で教鞭をとっていた森田熊太郎が大阪で「森田会計調査所」を開設したのが1907年（明治40年）5月であり、この森田氏がわが国の会計士の先駆者であるとされている（会計士協会[2000]170頁等）。

そして、後述する「公許会計士制度調査書」が公刊されたのが1909年（明治42年）であったことから、当該期間から、「会計士」という名称が社会的に広まり始めたと考えられるのである。

31 1906年（明治39年）当時における巡査の初任給は12円、比較的高い給与水準にある銀行員においても35円であった。（文教政策[1996]569、576頁）

しかし、生産過剰による糖価の下落、供給過剰、過剰な設備投資と過剰借入によって合併後は経営難にあった（原[1989]18-19頁）。

さらに、製糖事業者保護のために制定された1902年（明治35年）の「輸入原料砂糖戻税法」の効力が1907年（明治40年）には停止されようとしており（その後明治42年まで延長）、加えて、砂糖消費税の引き上げが政府内で模索されていた。

大日本製糖株式会社の経営陣は、帳簿操作を行って捻出された資金を用いて、政界に働きかけを行い、自社に有利な政策を実施させ、経営難を打開しようと企てた。

しかしながら、経営陣の内部対立の結果、こうした政界への働きかけが暴露され、1909年（明治42年）4月、社長以下重役8名、議員・前議員23名が検挙され大日本製糖株式会社は破綻した。

これが、わが国における一大疑獄事件と呼ばれる「日糖事件」である。

わが国一般大衆は政治家の収賄に対して強い批判を向けたが、一方で株主として、政府を非難する者がいた。

それは、同社における外国人株主であった。

中でも、駐日英国公使（大使）C.M.マクドナルド（Sir Claude Maxwell MacDonald）は一株主として取締役の背信行為を批難する書簡を桂太郎内閣総理大臣に送りつけ、会計士制度（会計監査制度）がないことこそが日糖事件の原因にあると主張し、日本政府を非難したのである（『中外商業新報』1916年7月22日付）。

こうした外圧を受けた政府は直ちに、欧米諸国における会計士制度の調査を行い、1909年（明治42年）11月には『公許会計士制度調査書』がまとめ上げられ、各官庁、銀行、商業会議所、会社、学界等へ同調査書が配布された。

本調査書はイギリス（及び、英連邦）を始めアメリカ（北米合衆国）、ドイツ、フランス、スウェーデン等における会計士制度の調査書であった。

それは、1909年（明治42年）時点において、これらの国で会計士制度³²が発達していたことをわが国の資料から裏付ける事ができるものであり、また、会計監査（及び検査、調査）が会計士の第一の業務に挙げられていることから、第2章で見たように、英米では当時既に会計士による会計監査業務が広範に行われていたことを示すものである。

しかしながら、本調査書が公刊された理由は外発的圧力によるものであり、わが国の一般社会においては、未だ、会計監査を必要とする状況にはなかった。

1914年（大正3年）には会計監査を弁護士の副業として行わせようとする制度とも解されるような「会計監査士法案」が第31回帝國議会で提出されたが、議会解散により日程に上がらず、また、先述の「会計士法案」が森田熊太郎の手により作成され1915年（大正4年）に提出されたが、貴族院において審議未了のため廃案となった。（原[1989]52-71頁、

32 第2章で述べた様に1909年（明治42年）時点では、アメリカにおいて会計士協会の設立や、任意監査が見られるが、法律による「制度」としての確立は未だなされていないため、厳密には、アメリカにおける会計士の発達や業務、協会による自主規制の調査結果である。

会計士協会[2000]174-180 頁)

一方、学会においては、明治の終わりには、会計学の胎動が始まっていた。

公許會計士制度調査書が公刊された頃に、東京高等商業学校や神戸高等商業学校では「Accounting³³」の学問の講座が開設され始め、1910 年（明治 43 年）には早稲田大学の吉田良三教授により、「会計学」と銘打った著作ではわが国初となる『會計學』が同文館から出版された。

また 1913 年（大正 2 年）には、神戸高等商業学校を中心とする「神戸會計学会」が誕生し、1916 年（大正 5 年）には同校教頭であり、神戸會計学会会長でもあった東爽五郎教授が自ら野に下り、東京で会計監査を主たる業務とする「東會計人事務所」を開設した。

しかし、同事務所は、神戸高等商業学校の水島鍊也校長や水島氏の同級である東京海上保険専務の各務謙吉氏の支援も多分にあり、「噂によれば、保険会社として融資する相手方に、東會計人事務所の監査を条件としたとのことであつた。その外に財政上の援助も相当あつた」（太田[1956]81 頁）ようであるから、一般事業会社が自ら積極的に会計監査を受容しようとするような風潮は当時において活発化していなかった中での、会計事務所の開設であつた。

1921 年（大正 10 年）1 月、農商務省が行った調査では、（自称）会計士の開業者は 12 人に過ぎず、業務も僅かで「多くの会計士はむしろ望みを将来にかけていた」（太田[1968]76 頁、会計士協会[2000]184 頁）ような状況であつた。

1921 年（大正 10 年）6 月には、東爽五郎、森田熊太郎以下 5 名が発起人となり、わが国における最初の会計士団体たる「社團法人日本會計士會」が設立された（社團法人としての認可は大正 11 年 11 月 9 日）。

本会は試験制度を制定した。その結果、わが国には本会の認める「会計士」という民間資格が初めて誕生したのである。

一方、各種学校の教員や簿記教育を受けた卒業生、元税務官吏、弁護士等の中には次第に会計士を自称する者も段々と数を増していった。

1925 年（大正 14 年）10 月 3 日には日本會計士會の理事の一人であつた竹内恒吉が分離独立し「東京會計士協会」を設立、さらに、1926 年 2 月（大正 15 年）には東京會計士協会から「第一會計士協會」（代表理事 土肥正）が分離設立した。

各会計士会の設立により「会計士」という（自称でない）民間資格者は次第に増加していき、1926 年（昭和元年）12 月の調査では会計士の数は 286 人になっていた。（会計士協会[2000]185 頁）

ただし、会計士の増加は業務の増加によるものではなく、「簿記の先生の内職」（『東京朝

33 調査書では「アツカウナント（Accountant）」を「会計（會計）士」と訳しており、神戸高等商業学校でも「会計」という言葉が使われていた。

しかしながら、東京高等商業学校では、「会計」という言葉は金銭の出納を意味するに過ぎないため不適当であるとの鹿野清次郎教授の主張によって「計算理論」の学問を要約して「計理」学と訳したという（太田[1956]24 頁）。

日新聞』1925年8月9日付)や、先にみた会計士を制度化する法案の提出がなされるような状況であったため、制度化によって会計士の資格について制限が加えられる前に開業しておく方が有利であると判断し会計士となる者がほとんどで、実態は、「二、三著名な会計士を除いては純然たる会計事務は左程多くはないらしかつた。・・・経常的な仕事としては経理顧問となることであるが、依頼口は少ない。」(太田[1956]84頁)というものであった。

一方、各会計士会が設立されているとはいえ、会計士という称号自体は誰でも自称することができ、自称会計士の中には詐欺や恐喝まがいの行為を行う『ゴロ』や『モグリ』というような者も多く見られた。

大阪市においては会計士の資格を有する者が6名であるに対して、『ゴロ』・『モグリ』というような者は100余名もいたという。(原[1989]95頁)

そして、こうした『ゴロ』や『モグリ』による「会計士」の名称の濫用を取締るべく制定されたのが1928年(昭和2年)の「計理士法」であったのである。

「計理士法」は第1条において「計理士は計理士の称号を用いて会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案を為すことを業とするものとす」と規定した。

そして同法第12条においては「計理士たる資格を有せずして計理士の業務を行ひたる者は六月以下の懲役又は千円の罰金に処す」と規定した。

名称については当該資格を限定するため、従来の「(自称)会計士」と明確に区別する必要性から数ある案の中から「計理士」が選ばれた(太田[1968]78頁等)。

このように、計理士法は名称保護のための制度であり、計理士業務に対する社会的需要に反映されたものではなかった。

そして、法制定後も会計監査業務に従事する者はごくわずかに過ぎず、1948年(昭和23年)の計理士法廃止時に至るまで、その状態は変わらなかったのである(会計士協会[2000]199、201頁)

何よりも、計理士法は第3条において「帝国大学若は大学令に依る大学に於いて会計学を修め之を卒業したる者又は専門学校令に依る専門学校に於いて会計学を修め之を卒業したる者」に対して資格を付与するという免除規定を有していたため、毎年2万人を超える商科、経済科の卒業生のほとんどは登録料金20円を支払いさえすれば「計理士」となることができたのである。

そのため「計理士」という称号については「殆んど何んの値打もなかったのであった」(太田[1968]79頁)のである。

第四節 戦前における会計士 (Accountant) ①—信託会社と会計監査業業務—

計理士法は、「計理士」という資格の称号を保護したものの、業務独占権を与えるものではなかった。

1926年(昭和2年)1月の帝國議會において司法省参与官の八並武治氏は次のように答弁している。

「司法省の解釈として計理士の称号と言うものを保護する上に於て、総ての立案の基礎が出来て居るのであります。そこで計理士でなければ斯う言う事が出来ないかと言うとやっても構わぬと吾々の方では解釈致して居るのであります。・・・言い換えますと計理士と言う看板を懸けて業務をやるには斯う斯うでなければならぬ、斯様に第1条は規定していると考えます」そして、「称号を用いずして第1条の規定したる業務を行う人間に対しては、制裁を与えないのであります」(原[1989]184-185頁)。

このように、計理士という名称さえ用いなければ、計理士法第1条に掲げた業務を計理士以外の者が行うことができたのである。

そして、実際に計理士業務の代表たる「会計検査」業務を行っていた者があった。

それは「信託会社³⁴」である。

当時、金銭信託が業務のほとんどであった信託業界は、銀行業界と競合していた。

そこで、業務拡大を狙って、大蔵省に対して各種の陳情を行った。

その陳情の中の一つに信託業法の中に会計検査業務を追加することが含まれていたのである。(『大阪朝日新聞』1925年1月13日付)

そして、1929年(昭和4年)6月に「改正信託業法」が施行され、信託会社の業務の一つに「会計の検査業務」が加えられたのである。

信託会社の中でも特に会計検査業務に力を入れていたとされる住友信託株式会社は1931年(昭和6年)上期から1949年(昭和24年)上期までの37期間(18年6ヵ月)の間に411件の会計検査を受託している(検査実施件数は402件)。

その内訳は、公共法人・公益団体238件、会社161件、個人3件であり、同社の役員が所属する団体や、社債引受けの関係から顧客を獲得していったようである。(会計士協会[1975]84-85頁)

また、会計検査の完了後、作成された会計検査報告書には下記の項目が列挙されており、当時における会計検査業務はコンサルティング業務をも含有するものであったと考えられる。

34 信託会社が銀行業に参入できるようになったのは1944年(昭和19年)「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の制定によるものである。

そのため本稿では信託「銀行」ではなく、信託「会社」と記している。

- (一) 記帳及計算の可否
 - (二) 貸借対照表及損益計算書の各項目の当否
 - (三) 或事項の検査に付当社が責任を負い得ざる事
 - (四) 其他必要なる事項
 - 尚時に依頼ありたる時は左記事項を記載することを得
 - (五) 会計組織に対する改善意見
 - (六) 企業財政に対する改善意見
- (住友信託株式会社「會計ノ検査業務取扱規定」1929年、原[1989]395頁)

ただし、住友信託株式会社他では、三井信託株式会社、安田信託株式会社が会計検査業務を比較的多く引き受けていたが、三菱信託株式会社、鴻池信託株式会社といったその他の信託会社ではほとんど会計検査業務は引受けられてはいなかった(原[1989]423頁、表7-10)。

そのため、信託会社にとってみれば、会計検査業務はあくまで補助的業務であったと考えられるが、計理士にとってみれば、会計検査市場における、財閥系企業というブランドを有する極めて強大な競合先であったのである。

以上のように、信託会社は、専従ではないものの、会計監査あるいはコンサルティング業務におけるわが国における「会計士 (Accountant)」の一つであったのである。

第五節 戦前における会計士 (Accountant) ②—税務代理人—

戦争と税がアメリカにおける会計士の需要を増したことは第2章第九節で述べたが、わが国においては、どのような影響をもたらしたのであろうか。

わが国における所得税制の導入は1887年(明治20年)からである。

イギリス税制とプロイセン税制をモデルに作成された、戦前における所得税制は、法制的上は極めて近代的なものであった。

しかし、徴税機構、徴税方法は整備されておらず、さらに1948年(昭和22年)にGHQの意向で「申告納税制度」が導入されるまで、政府(徴税機関)が納税額を決定する「賦課課税方式」が採用されていた。

所得税制導入当時は、所得税は一種の「名誉税」であり、1900年(明治33年)まで、納税人口は総人口の1%に過ぎなかった(高木[2007]44頁 第2-5表)。

また、法人については、1899年(明治32年)に所得税法が改正されるまで、納税義務者からは外れていた。

法人所得が課税物件に含まれた後についても、法人所得の計算方法に統一した原則はな

く、所得算定は法人の損益計算に依存していた。

しかし、税務当局は減価償却費を損金として認めない等、上田貞次郎（東京高等商業学校教授）が批判したように「我邦にては法律が実業の為に作られずして、実業が却て法律の為に拘束さるゝの嫌」があるような状態にあり（高橋[2011]27頁）、税務会計における主導権は完全に徴税機関にあった。

そして、個人所得については、予算主義がとられたことで、予算額に基づく所得が課税物件となり、その結果、所得の正確な把握を不可能にし、多くの脱税が生じたという（高木[2007]47頁）。

また、「賦課課税方式」の下で、納税者の提出する損益計算書や申告書は、徴税機関の参考として用いられてはいたものの、1949年（昭和24年）のシャープ勧告で指摘されたように、脱税と恣意的な更正決定の悪循環によって、正確な帳簿と記録をつけるというような税務会計慣行は、当時のわが国において、未だ確立されていなかったという（*Report on Japanese Taxation*, Vol. IV, Shoup Mission p. D56. ; 高橋[2011]66頁）。

とはいえ、所得税とは別に、1896年（明治29年）には外形標準課税である営業税が、1905年（明治38年）には相続税が導入され、また、1920年（大正9年）に設けられた扶養家族控除や、1923年（大正12年）の生命保険料控除の規定は期限内申告を前提とするものであったことから、税務業務に対する需要は増していったと考えられる。

退職税務官吏や、会計的素養のある者は税務代弁業を行い、徐々に「税務代弁者」の数は増えていき、計理士法制定後は、税務代弁者は次第に計理士に吸収され、計理士が業務の一部として税務業務を行うようになっていた。

ここまでは、アメリカにおける会計士と類似する過程を経ているのであるが、わが国では、税務業務を行う者の資格が新たに創出されたのである。

第二次大戦勃発に伴い、戦費調達のため1940年（昭和15年）に大規模な税制改正が行われた。

その結果、国税総額は1940年（昭和15年）に約42億円であったものが、翌年には約49億円に増加し、さらに、戦況が進むに従い増税が行われ、1942年（昭和17年）には約75億円、1943年（昭和18年）には約100億円と急増した。（高木[2007]106頁, 第4-6表）

政府にとって、納税が適切になされることは目下の課題であった。

そこで、適切な納税を促すべく、納税者の補助にあたる専門家を創出することとしたのである。

1942年（昭和17年）1月18日、政府案として税務代理士法案が第79帝國議会に提出され、衆議院、貴族院ともに無修正で通過し、同年2月11日をもって「税務代理士法」が公布施行された。

当時、大蔵省主税課長であった池田隼人は法案制定の目的・趣旨について次のような議会答弁を行った。

「従来税務代弁業者は単に納税者の利益を図ることのみに汲々と致しまして、或は度を超

えて不正手段に懇へるころもあつたのであります、最近数次の増税に依り、又今回大幅の増税を致しました関係上、納税者の税に関する関係が非常に重大となって参りましたので、此の際従来は無統制の税務代弁業者に税務官庁と納税者の間を斡旋しむることは非常に危険がありますので、税務代理者としての品位を保持し、一つは税務官庁の補助機関たる心構へを以て、納税思想の宣伝普及に努めて貰ひ、又他は納税者の善良なる指導者となって納税者の権利を正当に擁護する為に設けたのであります」（会計士協会[1975]89 頁、原[1989]254 頁）

こうして「税務代理士」という、税務業務に専従する「会計士 (Accountant)」が誕生し、戦後においては、税理士法が 1951 年（昭和 26 年）に制定されたことにより「税理士」と名を変え、わが国における税務業務の無償独占権（税理士法第 52 条）を得たのであった。

第六節 戦前における会計士 (Accountant) ③—帝國陸海軍—

わが国最初の官立高等商業学校である東京高等商業学校が創設されたのは 1887 年（明治 20 年）であった。

しかし、その 1 年前である 1886 年（明治 19 年）には帝國陸軍において「陸軍經理学校」が創設されていた。そして、1907 年（明治 40 年）には帝國海軍に「海軍經理学校」が創設された。

両校は軍の主計士官育成のための機関であり、わが国における「政府会計士」の育成学校であった。

わが国を代表する監査法人である「有限責任監査法人トーマツ」の「トーマツ」は創業者である等松農夫蔵氏（初代表）の名に由来する。

氏は、元帝國海軍主計少将であり、戦後は Price Waterhouse の日本駐在代表社員を務め、その後、日本公認会計士協会の会長に就任している。

また、同法人の創業者の一人（2 代目包括代表）である青木大吉氏は元帝國海軍主計大佐であり、わが国の原価計算の基礎を確立した一人として名を馳せている。同様に富田岩芳氏（4 代目包括代表）は元帝國海軍主計大尉であり、日本瓦斯化学工業（現 三菱ガス化学）の創業に携わった後、Arthur & Young に籍を置いていた。

当時における軍經理学校の会計教育は極めて高い水準にあり、また資源に乏しいことも相まって、特に管理会計に対しては著しく力を入れていた。

陸軍經理部、海軍主計科の活躍は第二次世界大戦期において最も顕著に見られる。

1939 年（昭和 13 年）12 月の国家総動員法公布によって、経済統制が始まり、企業活動についても統制下に置かれた。

価格統制が行われ、戦時適性価格は「物価統制大綱」に基づき算定される事となり、原

価計算に基づく適正原価に適正利潤を加えたものが適正価格とされた。

1940年（昭和14年）10月には軍需品工場事業場検査令が公布され、原価計算制度の確立、経営合理化、生産原価の低減を図るべく、陸海軍において制定された軍需品工場原価計算要綱に基づき、「軍部の生産命令又は契約に基づいて軍需品並にその原料材料を製造、加工、修理する工場事業場」に対して陸海軍の経理官吏による監督検査が行われた。

また、原価計算の基礎となる両軍の原価計算要綱については、陸軍では経理局の嘱託員であった元東京帝國大学教授の中西寅雄氏、海軍では青木大吉主計中佐（後大佐）の手により作成された。

そして、陸軍では「会計監督官」、海軍では「監査官」が設けられ、主計将校が各企業の会計監査の任に就いたのである。（太田[1956]167-177頁、『大阪朝日新聞』1940年4月22日、『日本工業新聞』1941年5月5日-1941年5月19日、『大阪毎日新聞』1941年8月18日等）

このように、原価計算要綱の作成、原価計算の実施、経営合理化指導、会計監査、業務監査等の戦時下において会計士業界が最も盛んとなる業務は、（アメリカのような）民間による会計士ではなく、軍の「会計士（Accountant）」によって実施されたのであった。

第七節 大蔵省と公認会計士

1948年（昭和23年）制定の公認会計士法（計理士法は同時に廃止）における公認会計士の業務規定は計理士法における規定とは異なっていた。

両者を比較すると以下のとおりである。

[計理士法 第1条]

計理士は計理士の称号を用いて会計に関する検査、調査、鑑定、証明、計算、整理又は立案を為すことを業とするものとす

[公認会計士法 第2条]

公認会計士は、他人の求に応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする
2 公認会計士は、前項に規定する業務の外、公認会計士の名称を用いて、他人の求に応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。但し、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない

計理士法については会計検査（監査）を含む会計業務全般を計理士の業務と捉えている

が、公認会計士法については、公認会計士の主たる業務として会計監査業務を規定し、他の会計業務は「業とすることができる」との規定に留めている。

このように、わが国における「公認会計士」は会計監査に従事することを目的に創設された資格なのである。

第2章第一節で述べたように、公認会計士法制定の趣旨は、財閥解体に伴う大量の有価証券の市場への流出に伴う、証券の民主化と、外国民間資本の導入の下地を作成することにあつた（会計士協会[1975]125頁）。

つまり、公認会計士法は資本市場の整備を目的として制定されたものなのである。

しかし、一般投資大衆においては「公認会計士」という新たな資格に対する認識や信頼性は、当然ながら生じておらず、また、これまで見てきたように戦前にかけての会計監査に対する乏しい社会的認識の下では、公認会計士による会計監査に対する効用はほとんど認識されなかったのではないと思われる。

公認会計士の前身とされる計理士についても、資格取得の容易さや、他の会計士（信託会社、税務代理士、帝國陸海軍）の存在から、必ずしも高い資格価値や、社会的評価があつたとも言えず、計理士への評価が公認会計士へと転換されたとしても、会計士の会計専門家としての評価を著しく高めるものとなつたと考えることは困難である。

また、政府においても、戦後処理の一環として半ば強制的に導入した制度であり、戦後の大蔵省による護送船団方式に基づく間接金融重視の政策や、証券取引委員会（大蔵省証券局の前身）が監査証明に関する規則策定において「公認会計士監査の適用会社の範囲は、会社側の負担能力を考慮して資本金3億円以上ないし5億円以上のものとする意向である（法制定では資本金額1億円以上の企業を対象とすることが規定された）」（会計士協会[2000]324頁）と審議していることから推定するに、占領軍に対して民主化のシグナルを示すためのものとししか認識されていなかったと考えられる。

そして何よりも、1949年（昭和24年）末には第1回公認会計士試験によって公認会計士57人、会計士補26人（会計士協会[2000]209頁）が誕生しているにもかかわらず、経済団体連合会から受入態勢整備の必要性があるとの申入れが行われたことで、1951年（昭和26年）7月1日から始まる事業年度まで会計監査の実施を待たねばならなかったことは、多くの企業にとって会計監査が初めてのものの、つまり、少なくとも任意監査が一般的には行われていなかったことを意味している³⁵。

以上のように、わが国における会計監査制度は、社会的需要や認識さえもない状態において、一種の外圧により生まれた「形式的な会計監査」から始まったのである。

会計監査が「形式的」なものであつたことは、「正規の会計監査」の実施が1957年（昭和32年）1月1日から始まる事業年度に対して初めて行われたことにも表れている。

35 わが国において会計監査が一般的でなかったことは、1950年（昭和25年）7月制定の「監査基準」が経営者、公認会計士、財務諸表利用者に対して、「財務諸表監査を順調に立ち上げるための啓蒙手段」（鳥羽[2009]143頁）として作成されたことや、実務家ではなく学者（一橋大学 岩田巖教授）により起案されたことから推測されるのである。

1951年（昭和26年）7月1日から始まる事業年度から会計監査が実施されたことは前述の通りであるが、当該監査は、証券取引委員会が制定した「監査証明の実施について」に基づき実施された。

当該規定により基づく会計監査は「関係書類の閲覧、職員に対する質問、現場の視察または証憑書類による帳簿の試査を行うにとどめ、資産の実査、債権債務の確認その他外部証拠をもってする監査手続はこれを省略するもの」で、「監査人は公認会計士、補助者各1名の合計2名、監査日数も22日を超えないもの」とされ、「監査報酬は一律に17万円」であった。（会計士協会[2000]327頁）

こうした規定に基づく会計監査はしばらく行われ、1957年（昭和32年）1月1日から始まる事業年度から、いよいよ「正規の会計監査」が実施されることとなったのであるが、正規の会計監査にあたり監査人が依るべき基準である「監査基準」と「監査実施準則」は大蔵省企業会計審議会（旧 経済安定本部企業計基準審議会）によって定められた。

1956年（昭和31年）12月25日に企業会計審議会が公表した「監査基準の設定について」の前文には次のように記載されている。

「監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であって、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当り、法令によって強制されなくても、常にこれを遵守しなければならない。」

しかし同文には「監査に関してかかる基準を設定する理由」として次のような記載がなされている。

「・・・一般的な基準だけでは、未だ監査報告に関する慣行が確立していないわが国の現状では、不十分であることを免れない。よって・・・監査報告基準を補足するものとして、監査報告準則を設定したのである。」

会計監査は無形のサービスであるため、報告がなければ、役務提供が完了したことがサービス需要者にとって確認できないはずであり、「慣習として発達した」にもかかわらず「監査報告に関する慣行が確立していない」わが国における会計監査は「形式的」なものであったと言わざるを得ない。

さらに、供給者である公認会計士業界は、会計監査にどのような価値があるのかは深く認識せずに会計監査サービスを提供したのである。

それは「監査報酬規程」の存在から解されるのである。

会計監査が価値あるサービスであり、かつ、サービスの需要者、供給者において価値の存在が認識されているならば、会計監査にかかる報酬は当該価値に基づき算定されるべきである。

「正規の会計監査」導入前は、大蔵省証券取引員会によって監査報酬が定められていたが、「正規の会計監査」導入後については、日本公認会計士協会と経済団体連合会との間で結ばれた報酬協定（＝基本報酬＋執務報酬）に基づき監査報酬が定められていた。

その後、数度の改訂が行われたものの、当該「標準監査報酬規程」は2004年（平成16

年)までわが国における監査報酬算定の基礎として用いられたのである。

以上のように、わが国における会計監査制度の導入時において、会計監査は企業にとって一種の外形標準課税的な側面を有していた。

また、公認会計士においても、職域が限定されているとはいえ、業務独占権を有し、かつ法定監査規定により業界として一定の業務量が保証され、さらには、試験制度によって、黙示的に会計監査のサービス提供者の調整が補完されているような状況は、会計監査の意義や価値について積極的に認識しようとする誘因を、サービス提供者たる公認会計士において生じさせることはなかったのではないかと推察される。

このような規制業種であるからこそ、監督官庁である大蔵省による影響は極めて大きく、たとえば、1966年(昭和39年)の公認会計士法改正により創設されたわが国固有の「監査法人制度」は大蔵省の発案であり、わが国初となる全国規模の監査法人である「等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)」の設立の契機は大蔵省証券局企業財務課長の安井誠氏(後 証券局長、東邦生命保険相互会社会長)の等松農夫蔵氏への打診によるものであった(トーマツ[2000]38頁等)。

1980年代には、被監査会社に対する監査法人による不正会計容認や粉飾の見逃しが明らかとなったが、大蔵省が厳格な行政処分を行わない見返りに、関税局長や財務局長、造幣局長、国税庁長官といった大蔵官僚が、会長や、顧問、事務総長という役職で、全ての大手監査法人と、日本公認会計士協会へ就任してきた(日経[1993]122-123頁、高橋[1995]246-247頁、鳥羽・川北[2001]114頁、表5-3、早房[2010]182-183頁)。

特に、金融機関に対する会計監査は大蔵省検査の陰に隠れていた。

金融機関に対する会計監査が厳格化され始めたことが確認されるのは、橋本龍太郎内閣が「日本版金融ビッグバン」を提唱し、金融規制緩和が行われ大蔵省の金融機関への監督権限が緩和され始めた1996年(平成8年)以降である。

たとえば、1996年(平成10年)には朝日監査法人(当時の会長は元大蔵官僚)が阪和銀行の中間決算に対する有用意見表明を拒否し、結果、同行は決算発表が行えずに破綻した(和歌山県議会平成9年2月定例会議事録)。

また、1998年(平成10年)に金融監督庁(現 金融庁)が設置された後においては、1999年(平成11年)に監査法人トーマツ(当時の顧問は大蔵官僚OB)が東邦生命保険相互会社に対して不適法意見を表明し、結果として同社は業務停止処分を受け破綻した。(山口[2003]83-85頁)

こうした金融機関に対する会計監査の厳格化は、従来 of 護送船団方式による金融行政からの政策的変更による影響であろう。

しかし、行政政策に連動する会計監査サービスは、一国内における金融政策の一環としては有用であろうが、国家を超えて活躍する企業や金融資本の立場にとってみれば、果たして真に価値があるものといえるであろうか。

また、政策に合わせて提供される会計監査サービスは果たして、全ての一般大衆投資家

にとって価値を有するものといえるであろうか。

第八節 期待ギャップの未認識

1981年（昭和56年）に日本コッパース社（ドイツのKrupp Koppers GmbHの100%出資子会社）が経理部長の不正を見抜けなかったとして、明和監査法人（現 仰星監査法人）に対する損害賠償訴訟を提起した。

この通称「日本コッパース事件（東京高等裁判所判決 平成7年9月28日）」は、会計監査人に対する訴訟として公認会計士業界に極めて大きな衝撃を与えるものであった。

本事件は、会計監査人勝訴で終わったが、1981年（昭和56年）の訴訟提起から、1995年（平成7年）の高裁判決が下るまでに14年もの歳月を要したのである。

一方、アメリカではアーサー・アンダーセンがエンロン事件で起訴され、連邦最高裁判所で判決が確定するまでに要した期間は約3年（2002年3月14日起訴、2005年5月31日判決確定）であり、制度や、起訴事由が異なるとはいえ、わが国における裁判は極めて長期的なものであるといえよう。

こうした状況の中では、（アメリカと比して）投資家において訴訟によって会計監査人の責任を追及し、それを明確にしようとする誘因が生じることは困難である。

しかし、長期的な裁判のみが、会計監査人に対する訴訟という形での責任追及を妨げていたのであろうか。

むしろ、これまで述べてきたように、会計監査人の存在に対する社会的認識が希薄であったことが、会計監査人に責任追及を行おうとする誘因を一般投資大衆に生じさせなかったのではないかと思われる。

日本コッパース事件は、わが国では稀な会計監査人を被告とする訴訟であるため、必ずと言ってよいほど会計監査人訴訟や監査論の研究対象として取り上げられているが、当時における「新聞等による報道はきわめて限られており、一、二審の判決時に事実関係を伝える報道があったのみ」（吉見[1996]77-78頁）であった。

このことは、公認会計士が一般投資大衆による評価、あるいは興味の対象として極めて低い地位にいたことを示しているのではないであろうか。

バブル経済期の終焉後には、大型の企業倒産と、各種不祥事に伴う大蔵省の権威失墜により、次第にわが国の投資家による会計監査人に対する訴訟が提起されるようになった。

しかし、株主自らが原告となり、かつ損害賠償請求が認容された案件といえ、管見においては住宅金融専門会社（住専）問題に関連した日本住宅金融株式会社における訴訟があげられる程度であり、会計士協会[2013]の後書き（「V おわりに」）に記載されているように、2012年（平成24年）6月時点においても「監査人の責任に関する裁判例が徐々に蓄

積されつつある」という状態なのである。

それは、わが国の投資家と会計監査人との間に存在する期待ギャップが未だ明らかにされていないことを暗示している。

だからこそ、第2章第十節で取り上げた「コーヘン委員会」のような組織が、わが国には生まれることもなく、会計監査制度の改正は、現在に至るまで、政府による市場規制の一環としてや、国際化への対応という理由によって行われてきたのである。

はたして、これまでの制度改正は、わが国における一般大衆投資家の期待ギャップを認識した上でのものといえるであろうか。

保護されるべき投資家が会計監査に価値を認めていなければ、会計監査制度が改正されたところで効用の高まりは認識されることはないであろう。

第5章. 第二次大戦後のわが国における監査への需要

第一節 「保険仮説」

この節ではわが国の監査需要の動機として、「保険仮説」が機能しているかどうかを検討したい。

さて、第4章においては、わが国の職業的会計士についての戦前から戦後にかけての成立過程を概観した。そこに見られたのは、公認会計士を含めた「職業的会計士」に対する知名度、あるいは社会的認識の低さである。

同章第八節で取り上げた「日本コッパース事件」について控訴審判決が下されたのは1995年（平成7年）9月28日であり、翌日の29日付の『日本経済新聞』の朝刊はその事件を報じている。

当時は、1980年代後半から90年代初頭にかけて生じたいわゆる「バブル経済」の崩壊後に住宅金融専門会社（住専）が抱えた莫大な不良債権をいかに整理するかを政府主導で模索していた時期である。

当日の同紙の紙面を見ると、住専問題の記事が第一面に記載されている。

会計（あるいは監査）上の住専問題は多額の不良債権に対して貸倒引当金計上額が過少³⁶で、かつ、監査人の適正意見が付されていたことであった。

しかし、記事上には会計監査人についての記載は一切なく、また、日本コッパース事件については13面に事件と判決の概要が記されていただけであった。

その後、同年12月の閣議決定を受け、住専の破綻処理が進められ、最大規模を誇る日本住宅金融株式会社が翌年6月に「住専法（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法）」の適用を受け破綻した。

同月、大阪の市民団体「株主オンブズマン」の公募に応じた同社の元株主が、旧経営陣と会計監査人（朝日監査法人）に対して証券取引法にもとづく損害賠償請求を求め、2002年には監査法人から和解金2,000万円が支払われた。

これが、わが国において、粉飾決算で監査法人が金銭を負担した初めてのケースなのである。（『日本経済新聞』2002年6月28日付）

その後、下記図表5-1のように、会計監査人に対する損害賠償請求訴訟が、散見されるようになってきた。

36 たとえば、日本住宅金融株式会社の1995年3月期における貸倒引当金計上額は789億円であったが、同年9月の大蔵省立入検査では債権の回収不能見込額は8,022億円であった（角瀬[1996]3頁）。

図表 5-1 会計監査人に対する主な損害賠償事例（会計監査人が支払いを行ったもの）

解決年 (訴訟提起年)	被監査会社名	現監査法人名 ³⁷	請求額	和解額・支払命令額 (備考)
2002 (1998)	日本長期信用 銀行	新日本	71 億	2 億
2004 (1999)	ヤオハンジャ パン	中央青山 (みすず)	4 億 2,000 万	1 億 910 万 (役員との連帯)
2005 (1999)	山一証券	中央青山 (みすず)	60 億	1 億 6,600 万 (監査報酬の 5 年分)
2007 (2003)	足利銀行	中央青山 (みすず)	11 億 4,000 万	2 億 5,000 万 (整理回収機構へ納付)
2008 (2004)	ナナボシ	トーマツ	10 億 1,914 万 7,152	4,000 万
2011 (2005)	東北文化学園	新日本	8 億 1,000 万	4 億 (住民訴訟)
2011 (2007)	アイ・エックス・ アイ(IXI)	新日本	148 億 8,000 万	1 億 5,000 万 (IXI の親会社は 30 億の支払)

【単位：円】

(データ出所：木村[2013]5-10 頁、『日本経済新聞』2002 年 7 月 30 日、仙台市民オンブズマン HP、
<http://sendai-ombuds.net/tohokubunka/> , 2011 年 12 月 16 日)

しかし、請求額と比して、実際の解決額は極めて少額なものとなっている。

このことから、わが国における会計監査人に対する損害賠償請求によって獲得される賠償額や和解金額は、(請求額と損害額が近似していると想定するならば) 提訴権者における損害を充足しうるものではないと考えられる。したがって、損害賠償請求ゆえに監査に保険的な機能があるとは言えそうにない。

第 3 章では保険仮説の一つのバリエーションとして「政治的な抗弁」があると指摘したが、わが国では「政治的保険」に代表される責任転嫁のための抗弁の手段として、監査に対する需要があるのだろうか。

これについては、第 4 章で見たように、監査及び公認会計士に対する社会的認識が希薄なわが国においては、そもそも監査人に対して責任を追及、あるいは転嫁しようとする概念は一般的に生じることはないであろうし、また、大蔵省主導型の金融市場機構の中では、

37 中央青山監査法人については、合併前における青山監査法人出身者を中心に分離独立した、2006 年 6 月に「あらた監査法人」が設立された。また、同年 9 月中央監査法人出身者を中心とする中央青山監査法人は名称をみすず監査法人と変更した(鳥羽[2009]110 頁)。そのため、図中においては「みすず監査法人」をカッコ書きで記載している。

責任の所在は政府に向けられることも多く³⁸、一方、政府においても銀行検査に見られるように、自らの権限を民間に完全には委ねることはなく、一般大衆もその状況を認識していたと思われる。

このように、わが国においては、金額的状況においても、責任負担者としての知名度においても監査の「保険機能」は不十分な状況にあり、「保険仮説」は成立していない可能性が高いと考えられるのである。

第二節 メインバンク制と3仮説

第3章で述べた監査サービスに対する需要を説明するための3つの仮説(Wallace[1985])では、「監査サービスに対する代替財が存在しない」、あるいは、少なくとも「他の同種のサービスがあったとしても、受容者にとって監査サービスが最も高い効用を与えるサービスであると認識されている」ことが前提とされている。

たとえば、監査における「モニタリング仮説」が成立するためには、監査がモニタリング手段として最も効果的かつ効率的に機能するサービスであると、需要者において認識されていなければならない。

もし、監査に代わる別のモニタリング手段が有効かつ廉価に機能している場合には、代替的モニタリング手段としての監査の相対的地位は低くなり(伊豫田[2003]175頁)、監査への第一義的な需要は生じないであろう。

佐久間[2013]は、「四半期報告書制度(金融商品取引法第193条の2第1項)」導入(2008年)前の時期における、四半期財務情報への「自発的な」監査の適用状況をもとに、メインバンクの持株比率を考慮の上、監査人のモニタリングとメインバンクのモニタリングとの関係と調査した。その研究によると、両者にはトレードオフ関係が存在しているという(佐久間[2013]75-77頁)。

「メインバンク」とは、わが国で、とりわけ金融機関や企業、あるいは規制当局の間で使われる慣用的な表現であり、その法的な定義は存在していない(AOKI・H. Patrick[1994]邦訳15頁)ものの、通例「メインバンク関係」において定形化された事実(メインバンクの機能)としては、まず「株式保有」と「人材派遣」があげられる。

そして次に、研究者により異なるものの多数の意見としては「高い融資シェア(共同融

38 たとえば、山一証券の不正会計(飛ばし)に関する1998年4月4日付の『日本経済新聞(朝刊)』の記事の見出しは「山一飛ばし参考人招致、疑惑解明また空振り——松野氏、責任、会計士に転嫁」となっており参議院予算委員会の参考人招致について次の記載がある。「・・・大蔵省としての責任を問われた松野氏*は「粉飾決算が六年間もなぜ監査で発覚しなかったのか不思議に思う」と答弁。山一側の公認会計士の「責任」を持ち出して、五時間に及ぶ質疑を締めくくる一幕もあった・・・」(*松野氏：松野允彦元証券局長)

資を含む) や、「経営危機時の対応」、「決済口座保有」「長期的・固定的・継続的・総合的取引関係」等もあげられる。(緑川[2008]11-15 頁)

このように、企業にとってメインバンクは、「株主」、「経営者(役員派遣の場合)」「債権者」「コンサルタント」「資金管理者」等の地位を複合的に有する特殊なステイクホルダーなのである。

しかし、このようなメインバンクの地位は、当該企業に対する情報の蓄積や収集においては高い効果を発揮するであろうが、それのみではモニタリングに関して監査人を代替する存在とは成り得ない。

なぜなら、監査では、単に情報を収集するだけでなく、収集した情報を統合し、一定の結論³⁹を導出するという処理能力が要求されるからである。

この点、わが国の典型的な銀行においては、正確な経理会計事務の処理や、企業資産の評価、キャッシュ・フローの分析についての教育が実施されている(AOKI・H. Patrick[1994]邦訳 368 頁) ことから、銀行職員は監査人に劣らない分析や評価能力を有していることが多いと考えられる。また、「人材派遣」がメインバンクの機能の一つとしてあげられていることから、銀行職員の有能さは裏付けられるであろう。

また、「経営危機時の対応」がメインバンクをして可能であるということは、メインバンクには十分なコンサルティング業務を提供できる能力があることを示しているものと解される。

加えて、メインバンクが当該機能を発揮するであろうとの「期待」は、企業危機に対する保険的機能を利害関係者に認識させるものである。

そして、これらの機能が、「メインバンク制」という暗黙の契約にもとづき提供されてきた可能性は高いと考えられる(AOKI・H. Patrick[1994]邦訳 272-273 頁)。

以上のようにメインバンクの機能は、監査におけるモニタリング仮説や保険仮説の成立を阻害するものであるといえよう。

メインバンク制とは、メインバンクと企業との間での長期的取引関係を維持し、それによって利潤の最大化を図ろうという動機から生じたものであり、メインバンクによる与信調査や人材派遣等を通じて行われる監査類似行為(「メインバンク監査⁴⁰」)はあくまでもメインバンク制の付随的機能でしかない。

しかしながら、長期的取引関係の下で行われる「メインバンク監査」は、スポット市場から提供される「公認会計士監査」よりも情報優位に立つものであると考えられる(伊豫田[2003]174 頁)。

さらに付随的機能であるからこそ、「メインバンク監査」の実施者である銀行は、それに

39 たとえば、財務諸表に対する結論(監査意見の内容)は複数の勘定科目において入手された情報を統合し、財務諸表全体として評価することによって得られる。

40 メインバンク制の下で、メインバンクが提供する監査類似サービス(機能)のことを「メインバンク監査」と呼ぶことにする。この言葉遣いをするときには、公認会計士による通常の監査を、特に「公認会計士監査」と呼ぶことがある。

要する費用を意識的に考慮する必要はない。

そこで、「メインバンク監査」の報酬についても、当該銀行の主たる業務からの利益に転嫁することができる、つまり、「メインバンク監査」の場合には、監査報酬の妥当性についての複雑な議論を回避することが可能となるのである。

しかしながら、その一方で、メインバンクは企業にとって債権者や株主等という直接的な利害関係者であることから、「メインバンク監査」は常にモラルハザードの危険性をはらんでいる。

たとえば、会社が特定の株主に対して利益の供与を行うことを禁止する規定（会社法第120条）や、社債管理者が自らの情報優位性を悪用して、社債発行会社が債務不履行になる直前に自らの社債に対する担保や償還を受けた場合等には損害賠償責任を負うとの規定（同法710条）は、株主や債権者のモラルハザードが存在することを前提とし、それを牽制するものである。

また、たとえモラルハザードが生じていなくても、そもそも「メインバンク監査」では「監査報告書」が公告されるわけでもないことから、一般投資家は「恐らくメインバンク監査が行われているであろう」との推認をするにとどまる。つまり、公認会計士監査における「公開性」、言い換えれば、潜在的投資家を含む一般投資家に対する公共財的な情報提供機能が「メインバンク監査」にはないのである。

このような曖昧さのあるメインバンク監査の下では、企業の財務情報に対する信頼性は一般公衆に対して付与されるとは限らないのである。

以上のように、メインバンク監査はモニタリング機能や保険機能を有してはいるが、当該サービスは必ずしも公共財的な特性を有しているとはいえないのである。

そのため、わが国における監査への需要は「情報仮説」をもって説明する余地があると考えられる。

なお、ここで注意すべき事は、情報仮説における情報の受益者は一般公衆（潜在的な投資家を含む一般投資家）であり、それに対して「メインバンク監査」が提供するメインバンク監査の受益者は、せいぜいが銀行と企業、および密接な利害関係を有するステイクホルダー（たとえば、労働者や大株主など）に限定されることである。

いずれにせよ、第4章でみたように、公認会計士監査に対する社会的認識の向上が十分に促されなかったわが国においては、公認会計士監査サービスに対する潜在的需要はあっても、未だ認識されるには至っておらず、その影響の一つの表れが、現在における日米の監査報酬の差に表れているのではないであろうか。

第三節 監査サービスの需要曲線

(1) わが国における監査サービスの需要曲線

本節では、前節およびそれ以前の節で行った議論を踏まえて、わが国における監査サービスの需要関数（曲線）を導出したい。

経済財として見たときの監査サービスには、二つの側面がある。

一つは、企業や企業の密接な利害関係者（労働者や大株主、あるいは銀行など）の意思決定の質を高めるためなどに資するという点での「私的財」的な側面である。

もう一つは、現実の株主だけでなく、潜在的投資家などの一般公衆の意思決定に資する質の高い情報を提供するという点での「公共財」的な側面である。

ここにおいて重要なことは、私的財としての監査サービスの受益者は、監査を受ける企業やその経営者、あるいは密接なステイクホルダーであるのに対して、公共財としての監査サービスの受益者は一般公衆であるという点である。つまり、私的財としての監査サービスと公共財としての監査サービスは受益者が異なるのである。

また、監査サービスの費用負担者は監査を受ける企業であるから、費用負担者が私的財としての監査サービスにメリットを見出せないのなら、監査サービスに対する「支払意欲 (willingness-to-pay)⁴¹はゼロもしくは非常に小さい額になる可能性が高いことにも注目したい。

さて、これまでに検討していた監査サービスへの需要を説明する 3 つの仮説に則して理解すれば、保険仮説に基づく監査サービス需要では、専らの受益者が企業や経営者、あるいは密接なステイクホルダーであろうから、私的財としての監査サービスへの需要動機を説明するものと考えられる。

次に、モニタリング仮説については、大株主や銀行などの大口債権者などの密接なステイクホルダーが受益するとともに、零細な株主など、より一般公衆に近い人々も受益するため、その点においては私的財と公共財の両方の側面の動機を与えるものと思われる。

最後に情報仮説の受益者は専ら一般公衆であろうから、これは公共財的な側面の監査サービス需要の動機を説明しているものと思われる。

ここで、前節の議論を思い出していただきたい。われわれは、わが国においてメインバンク制が監査に対するある程度密接な代替財として機能していたことを明らかにした。

ただし、そこで述べたように、「メインバンク監査」は、とりわけ保険仮説およびモニタリング仮説に由来する監査サービスへの需要を満たすものとしては有効に機能したが、情報仮説に関しては必ずしもそうではなかった。

41 支払意欲 (willingness-to-pay) とは、ある財をある単位の量購入するために需要者が支払っても良いと感じる（主観的な）最高価格である。この額が当該需用者にとっての財の「価値」を表していると解釈することができる。

つまり、メインバンク監査は私的財としての監査サービスへの密接な代替財だったのである。

したがって、メインバンク監査で代置されることにより、監査サービスの費用負担者である企業（あるいは経営者）は公認会計士監査に対する大きな需要は持ち得なかったのである。換言すれば、わが国の多くの企業にとって公認会計士監査サービスに対する支払い意欲はゼロであるか、非常に低い水準だったのである。

それでは、公共財としての監査サービスへの需要はどうであろうか。

これについては、十分な需要が存在すると考えるのが自然である。なぜならば、一般公衆にとって監査によって企業の財務情報の正確性・適正性が裏付けられることは、当該企業の株式を購入するかどうか等々の意思決定を行うに際しては、極めて有益な情報を与えると考えられるからである。

加えて、前節で述べたように、メインバンク監査においてはこの面での財務情報に信頼性を付与しようとする動機は少ないものと一般的に解される可能性が高い。

このように考えると、公共財的な側面での監査サービスにとって、メインバンク監査は公認会計士監査の代替財とはなりえないのである。したがって、横軸に監査サービスの量を取り⁴²、縦軸に価格を取ったとき⁴³、公共財としての監査サービスに対する需要曲線は図5-2のDs-Ds曲線のように、右下がりとなる⁴⁴。

このように公認会計士監査に対する需要曲線は、メインバンク制の下では、私的財としての監査サービスへの需要曲線は図5-2に則していえば横軸に一致してしまい⁴⁵、公共財的な側面の公認会計士監査サービスへの需要曲線はDs-Ds曲線のようになるのである。

以上見たように、私的財としての監査サービス需要曲線はゼロのレベルの水平線（＝横軸）に一致してしまうが、わが国をはじめとして多くの国では、制度的に公認会計士監査サービスを一定量購入することが一定の条件下にある企業に対して強制されている。

42 監査サービスの「量」をどう測るかについては議論が必要である。

それについては次章で議論するので、ここでは何らかの基準で測った量であると、漠然と考えれば十分である。

43 本稿では需要曲線や供給曲線は、市場需要曲線もしくは市場供給曲線を被監査企業数で割った企業1社あたりの曲線であると考えられる。

一般に1つの事業会社の監査を2つ以上の監査法人が担当すること（共同監査）はないため、このように1社あたりの曲線を考えても議論の一般性は失われないと考えられる。

44 監査サービスで裏付けられた財務情報はいったん供給するとあらゆる一般公衆が利用できるという点で公共財なのであるが、公知のように公共財の社会的需要曲線は、各需用者の需要曲線（それも右下がりであろう）を垂直方向に積み上げることで得られる。

そのため、図5-2のDs-Ds曲線は各人の需要曲線を垂直方向に足しあげて得られた需要曲線であると理解して頂きたい。

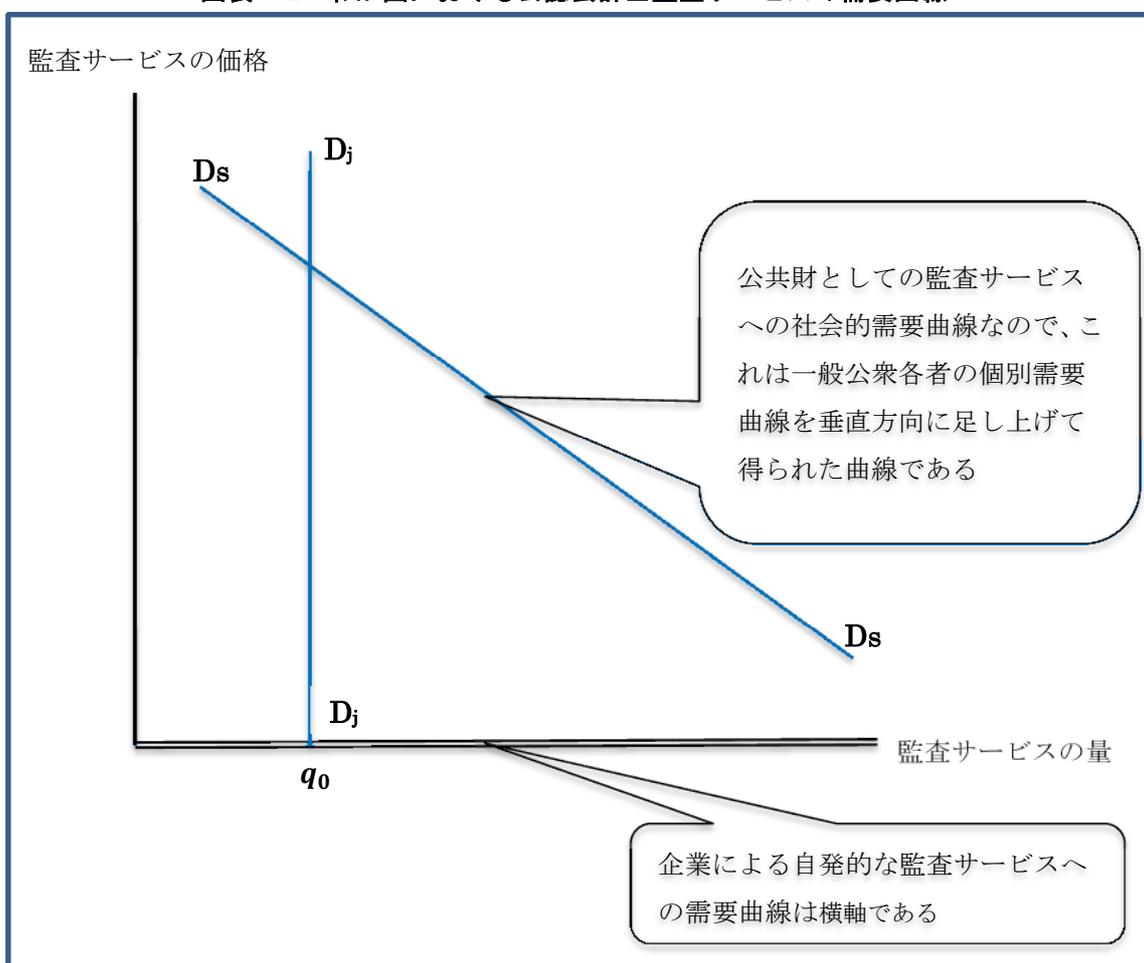
45 メインバンク制の下では私的財としての監査サービスへの支払意欲はほぼゼロであると考えられる。

需要曲線は支払意欲曲線であるので、メインバンク制における需要曲線は横軸に一致してしまう。

すなわち、たとえば、わが国の会社法においては、大会社⁴⁶または委員会設置会社⁴⁷は公認会計監査を受けることを強制されており（同法第327条5項、第328条）、監査人においては「一般に公正妥当と認められた監査の基準」で定められた特定の手続は必ず実施しなければならない⁴⁸。そこで、法が強制する監査サービスの量を q_0 と書くことにする。

q_0 は法が求める最小量であるが、上述のようにメインバンク制の下でわが国では企業が自発的に欲する公認会計士監査サービスへの需要はゼロであるから、企業は法が求める最小限のサービスしか需要しないと想定するのは自然である。したがって、わが国における標準的な企業の公認会計士監査サービスへの需要曲線は、図表5-2の D_j - D_j 曲線のように横軸の q_0 の位置で垂直になるものと思われる。

図表 5-2 わが国における公認会計士監査サービスの需要曲線



46 会社法上の「大会社」とは、最終事業年度に係る貸借対照表において計上された資本金額が5億円以上または、負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社をいう（会社法第2条6号イロ）。

47 会社法上の「委員会設置会社」とは委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）を置く株式会社をいう（会社法第2条十二号）。

48 たとえば、預金残高に対する確認手続や、監査の最終段階における分析的手続や経営者確認書の入手等である。

(2) 監査サービスの「量」の計測単位としての監査の「質」

ここでは、監査サービス市場の経済分析を行うにあたって、監査サービスの「量」は何によって測られるのかという、「監査サービスの量の計測単位」について検討したい。

監査はそれぞれの企業における財務情報を対象とするサービスであるため、意見表明に至るまでのプロセスは企業ごとに異なるはずである。

一般に、「よりたくさん」の監査が行われるためには、労働力等が多数投入され、結果として質の高い監査が行われるものと思われる。つまり、監査サービスの「量」と「質」とは正の相関関係があるものと思われる。

他の事情を一定にすれば、より質の高い監査には、よりたくさんの手間がかかり、その観点からは、よりたくさん量の監査サービスが提供されたと考えるべきであろうし、逆もまた成り立つ。

このような観点の下で、本稿では監査の数量 q の代理変数として「監査の品質」を用いることにしたい。

しかしながら、監査の品質という概念は非常に曖昧なものであり、客観的かつ明確な定義付けは困難である。

そこで監査の品質については、伝統的な定義とされている「一般に公正妥当と認められた監査基準への準拠度合」(浅野[2013])をもとに、「一般に公正妥当と認められた監査の基準が示す監査手続の実施度合」と定義することにしたい⁴⁹。

これにより、監査の品質については労働投入量をもって代理させてもさほど問題がないことになり、また、労働投入量の増加は、基準が定める(および例示列挙する)手続の実施工数を増加させ、品質を向上させることを意味する。

ところで、図 5-2 の D_s - D_s 曲線において、一般公衆の監査サービスへの需要曲線は右下がりだと想定した。これは公共財に対する需要曲線なので、各個人の右下がりの個別需要曲線を垂直方向に足しあげて得られたものである。

つまり、ここでは、少なくとも一般公衆(潜在的投資家など)の監査サービスの消費に関して限界効用逓減の法則が成り立っていることを想定していることになるが、このような想定は妥当であろうか。すなわち、監査サービスの文脈で限界効用逓減の法則は成立するであろうか。

監査は、重要性の高い事項を重点的に手続対象とする「リスクアプローチ」に基づき行われる。ここで、「重要性」とは、「財務諸表利用者の経済的意思決定(投資決定)に影響を及ぼすことが予想される財務諸表上の表示の歪み(金額・科目・注記面での歪み)の大きさ」(鳥羽[2009]258頁)である。

49 そのため、本稿では監査人の独立性や、正当な注意等の要因は監査の品質には影響を与えないものではないと考える。

また、リスクアプローチが監査上採用されている理由として 2002 年（平成 14 年）1 月 25 日公表の『監査基準』の前文では、人員や時間といった「監査資源の限界」があげられている。

このことから、監査における労働投入は、リスクアプローチに基づき、財務所要利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすような項目の中でも特に重要と考えられる項目から順次実行されていくことになる。労働投入量の増加は、重要性の高いものから低いものへと手続対象を拡大することになるので、財務諸表利用者にとってみても、追加的に得られる効用は逓減するはずである。

よって、財務諸表利用者における監査の需要曲線は限界効用逓減の法則に従い、需要曲線（限界効用曲線）は右下がりになると考えられる。

第6章. 監査サービスの供給

第一節 監査報酬算定方法

第4章第七節で述べたように、わが国においては2004年（平成16年）に公認会計士法が改正（平成15年3月14日「公認会計士法の一部を改正する法律」4月1日施行）されるまで、「標準監査報酬規程（公認会計士の標準監査報酬規程）」の金額を参考にした上で、当事者間での協議に基づき監査報酬が決定されてきた。

そして、標準監査報酬規程に基づく監査報酬は「基本報酬」と「執務報酬」で構成されていた（交通費、食事料等は別途請求可能）。

たとえば、2002年（平成14年）4月最終改訂時の規定では、証券取引所第一部上場会社の1カ年の基本報酬は995万円（監査報告書作成料含み、上下15%の範囲で増減可能）であり、執務報酬は、監査責任者248万円（25日を超える分は1日につき8万9千円を乗じた額）、監査補助者については、その者が公認会計士である場合には1日につき8万9千円、会計士補の場合は1日につき5万5千円であった（「公認会計士報酬規程I-2.3」）。

その後、規制緩和⁵⁰の影響で、2004年（平成16年）4月1日以降は「標準監査報酬規程制度」が廃止されることとなり、新たな、監査報酬制度に基づく「監査報酬算定のためのガイドライン（以下ガイドライン）」が2003年（平成15年）10月に日本公認会計士協会から公表された。

ガイドラインでは「新しい監査報酬のあり方」と題して、次のように述べられている。

「公認会計士が企業をとりまく利害関係者のためにその社会的使命を十分に果たすためには、監査事務所が健全かつ継続的に運営されることが不可欠である。また、このためには監査事務所の運営費用は監査報酬によって賄われる必要がある。したがって、監査事務所は、その運営費用の総額を対象として、被監査会社への監査報酬請求額を算出することとなる。・・・」

そして「公認会計士が受け取るべき報酬は、被監査会社に提供したサービスの対価に相応する金額を、実際に使用した時間等をもとに受け取る制度とすることが合理的である。・・・ここで、提供したサービスの対価に相応する金額とは、被監査会社から受託業務に関与した公認会計士、会計士補及びその他の監査従事者の執務時間に、当該公認会計士等の請求報酬単価（以下、「チャージレート」という。）を乗じることによって、適正に計算することができる。」

この方法は、通常タイムチャージ方式といわれており、「・・・諸外国においては一般的

50 公認会計士法改正にかかる規制緩和（「公認会計士法の一部を改正する法律」）は、たとえば、監査法人の設立について認可制から届出制へ変更したことや、広告制限（旧第28条）の廃止、内閣総理大臣が日本公認会計士協会の役員解任を命ずることができることとの規定の廃止、指定社員制度の導入、短答式試験・論文式試験からなる新試験制度の導入等である。

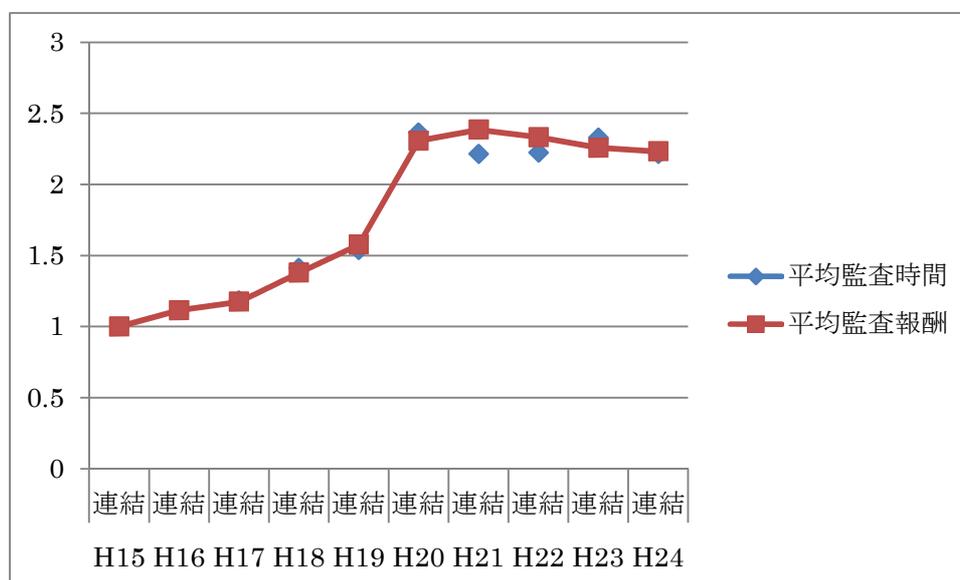
な方法である。そしてこの方法は経済合理性を強く求める昨今の経済社会に最も適合した監査報酬制度である。」と続けられ、最後に「公認会計士が提供したサービスと公認会計士の監査報酬との対応関係の明瞭性と合理性及び諸外国における監査報酬制度の状況等を考慮して、新しい監査報酬制度としてはタイムチャージ方式が適当」⁵¹であると結論付けられている。

これにより、2004年（平成16年）4月1日以降のわが国における監査報酬の算定は（英米を始めとする）諸外国と同様の「タイムチャージ方式」へと移行したのである。

もちろん、監査報酬は被監査会社と監査人との間の協議に基づき決定されるのであるが、「被監査会社に監査時間や監査報酬の水準の合理性についての理解を得るため、或いは他の監査事務所と比較した場合の監査時間や監査報酬の相当性を確認するため」⁵²の参考として、監査人から日本公認会計士協会へ提出された監査概要書及び監査実施報告書のデータに基づき「監査実施状況調査」が作成、公表されている現状においては、タイムチャージ方式が実際の現場における監査報酬算定に広範に用いられていると考えられる。

また、下記図表 6-1 のように、2003年度（平成15年度）以降の平均監査時間と平均監査報酬は同様の推移を見せており、このことから、タイムチャージ方式が実際に採用されていることがわかる。

図表 6-1 平均監査時間と平均監査報酬の推移



（データ出所：日本公認会計士協会「監査実施状況調査」各年度）

*連結 H15=平成15年4月期～平成16年3月期における連結財務諸表を対象とする監査

*図表中の数値は連結 H15を基準年とし、他の年度を連結 H15の数値で割り算出した

⁵¹ 『ガイドライン』1・2頁 2.「新しい監査報酬のあり方」

⁵² 『ガイドライン』6頁 5.「監査実施状況調査」による監査時間や監査報酬等の公表」

第二節 会計士の「タイムチャージ方式」

わが国ではガイドラインの策定を契機として、監査報酬算定にタイムチャージ方式が用いられることとなったのであるが、タイムチャージ方式に類似する概念は戦前すでに存在していた。

第4章第四節で述べたように、戦前において信託会社は会計検査業務を提供していたが、各信託会社は検査日数を基準とする報酬規程を有していた（原[1989]382頁）。

たとえば、安田信託の定期検査の報酬は二人一組で、二日間までは200円以上、その後、毎日80円以上と定められていた（同380頁）。

ところで、ガイドラインでは諸外国におけるタイムチャージ方式の採用のことが述べられているが、そこにおける諸外国としてはアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスが該当する。

われわれは第2章で19世紀におけるイギリスの会計士について見たが、19世紀末のイギリスでは既に、仕事に費やした日数や時間数に基づき報酬が算定されることが一般的であったようである。

たとえば、1884年におけるPWのパートナーであるE. ウォータハウス（Edwin Waterhouse）は1日3ポンド3シリングの報酬であったという（友岡[2005]102頁）。

このようにタイムチャージ方式自体は新しいものではないものの、わが国における監査報酬の算定においてこの方式が採用されることは戦後の長い期間においてなかった。

極端に言えば、「サービスの対価を反映」しない報酬請求をわが国の公認会計士は約50年にわたり続けていたのである。

標準監査報酬規程に見られる固定報酬制と、タイムチャージ方式に見られる変動報酬制の優劣を論じることは本論の目的とするところではないが、いずれにしる、わが国においては2004年（平成16年）になって、ようやく「諸外国と同様の」タイムチャージ方式へと移行がなされたのである。

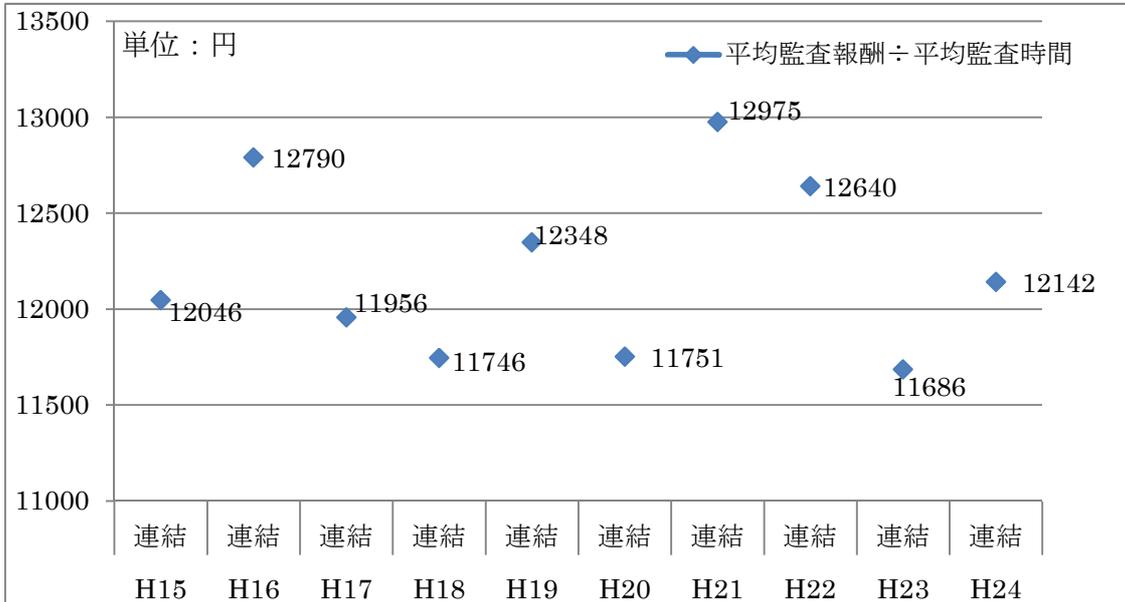
はたして、その移行は、タイムチャージ方式の有用性や妥当性が十分に検討された上でのものであったのであろうか。

第三節 チャージレートと低廉な監査報酬

わが国において、2004年（平成16年）以降はタイムチャージ方式により算定された監査報酬にもとづき監査が行われてきた。

日本公認会計士協会が公表している『監査実施状況調査』から、1時間あたりの平均単価（チャージレート）を算出したものが、下記図表6-2である。

図表 6-2 平均チャージレート



(データ出所：日本公認会計士協会「監査実施状況調査」各年度)

*連結 H15=平成 15 年 4 月期～平成 16 年 3 月期における連結財務諸表を対象とする監査

このように、年度ごとに変動はあるものの、チャージレートの平均値は 12,200 円程度であることがわかる。

アメリカにおけるチャージレートの水準についての広範なデータを、残念ながらまだ得ることができていないが、これについて考えるためには町田[2012]の研究が有用である。

特定の監査法人(事務所)に限られるものの、2010年(平成22年)8月から2011年(平成23年)6月に行われた町田[2012]の監査時間に関する調査によれば、わが国の監査時間は、下記図表 6-3 に見られるように絶対時間でも、被監査会社における対売上高比率においてもアメリカの4分の1程度である。

図表 6-3 日米監査時間比較 (提携関係にある事務所間)

	日本 (n=255)	アメリカ (n=104)	t 値
平均監査時間 (単位：時間)	4,419	16,525	8.2057
対売上高監査時間比 (1\$=100¥として算出)	0.201	0.8776	2.8892

(データ出所：町田[2012]362頁 図表 3-2)

第1章で見たように、わが国の監査報酬はアメリカの3分の1程度であることから、アメリカのチャージレートは著しく高額なものではなく、むしろ、わが国のチャージレートがアメリカと比べて若干高額であるものと判断できるが、監査従事者の構成や、資格制度における両国の相違についてのデータがない等の制約の下では、その多寡について軽々と判断を行うことはできない。

しかしながら、アメリカにおけるチャージレートがわが国に比して著しく高額なものではないということについては十分に推認されるし、注目すべき事実でもある。

以上を踏まえると、わが国における低廉な監査報酬の原因はチャージレートの低廉さにはないものと考えられる。

すると、日米の監査報酬の差は、町田[2012]の調査に示されているように監査時間によるものであるとも考えられるが、両国における監査時間の乖離を語るには、需要サイドにおける状況も勘案しなければならない。

なぜなら、監査は法的強制下においても、需要者と供給者との取引契約に基づき提供されるサービスだからである。

第四節 監査の供給曲線

この節では、(公認会計士による) 監査サービスの供給曲線(供給関数)を導出したい。

前節までに見てきたように、わが国やアメリカ等では、監査報酬はタイムチャージ方式に基づき算定されている。この事実は監査サービスの供給曲線の形状を考える場合に一つの示唆を与えてはくれるが、このことだけから監査サービスの供給曲線についてすべてを知ることはできない。

なぜならば、たとえばわが国においてはタイムチャージ方式の実施は、ガイドラインとして日本公認会計士協会によって実施を推奨されているものであるとはいえ、それが多くの場合に実施されていることは図表6-1に見られるように、あくまでも監査サービスの取引が行われたあとに判明する事後的知見にすぎないからである。

つまり、言うまでもなく図表6-1は、需要曲線と供給曲線が交わった均衡における選択の結果の推移を示しているものである。このことから分かることは、タイムチャージ方式での報酬設定は供給者たる監査法人のみならず需用者たる企業によっても受け入れられているということである。

供給曲線は、供給者の生産技術に依存して決まってくる。したがって、ここでは監査というサービスの生産の技術的特性について検討する必要がある。

監査サービスの生産に関して顕著な事実は、第1章で見たように、それが極度なほどま

で労働集約的であるという点であろう。

われわれは監査サービスの市場を考えるにあたって、監査のサービスの量は質で代理させることができると想定した。一方、監査サービスの生産が極度に労働集約的である事実から監査の品質は労働投入量と正の関係があるものと思われる。

さて、監査報酬はタイムチャージ方式に基づき算定されているため、簡便的に労働投入量は監査時間で示されると仮定する。

生産量たる q を増加させるためには、労働投入量、つまり監査時間を増加させなければならない。

ところで、第5章で述べたように、監査はリスク・アプローチのもと実施される。

2002年（平成14年）1月25日公表の『監査基準』の前文はリスク・アプローチについて次のように述べている。

「リスク・アプローチに基づく監査は、重要な虚偽の表示が生じる可能性の高い事項について重点的に監査の人員や時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的なものとすることができる。」

監査を「効果的かつ効率的」なものとするとの文言は、証明力と費用対効果を兼ね揃えた監査手続の必要性を求めるものと考えられる。

リスク・アプローチによる監査手続においては、監査資源の制約の下で、最も「効果的かつ効率的」な監査手続が第一に選択され、当該手続を実施後、さらに余剰労働力があれば、第一の手続よりも劣位な効果的かつ効率的な監査手続が追加的になされることとなる。

換言すれば、監査サービスの供給をさらに1単位増やそうするときには、より（費用対効果の低い）困難な手続を実施しなければならないので追加的費用は増大する可能性が高い。

このように考えると、監査サービスの生産に関しては限界費用逓増の法則が妥当するものと思われる。一般に、供給曲線は限界費用曲線と一致するので、監査サービスの供給曲線は、一般的な財の供給曲線と同様に、右上がりの形状として描かれることになる。図表6-4のS-S線がそのようにして描かれた監査サービスの供給曲線である^{53,54}。

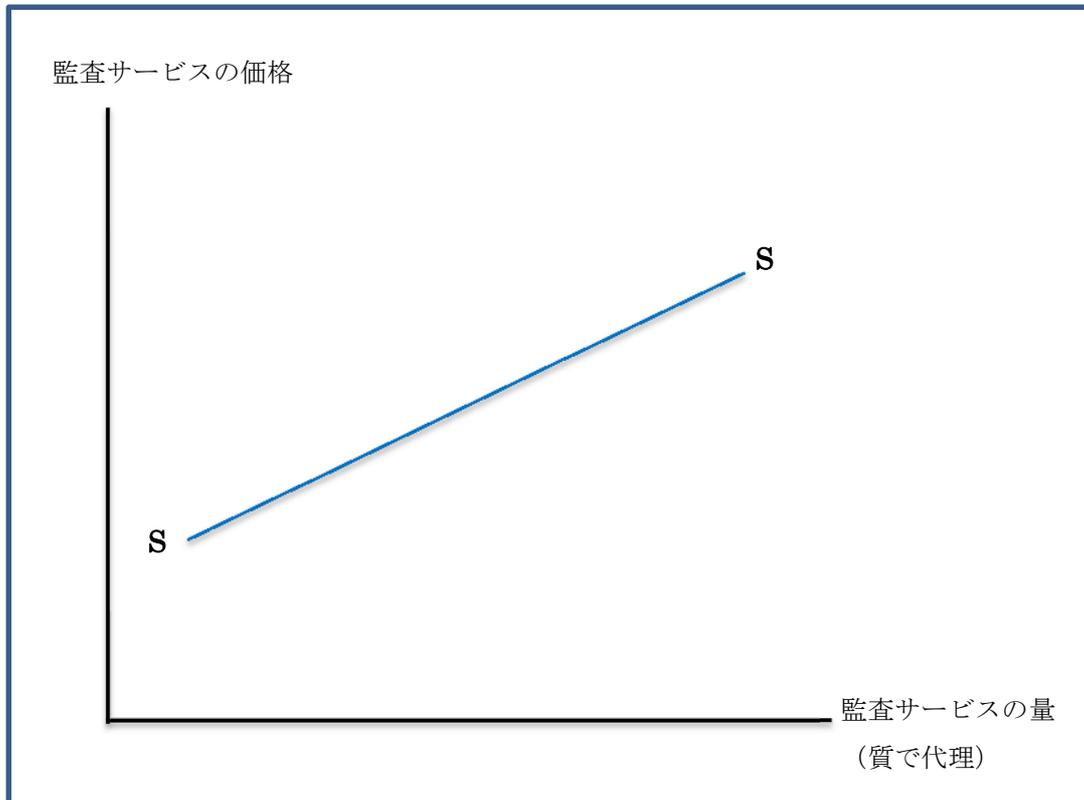
53 なお、監査サービスは一般公衆に便益を与えるという点で需要面においては公共財的な性格があるが、他の公共財（放送サービス、治安維持サービスなど）の供給の場合と同様、供給者にとっては私的財との違いはない。

54 次章で詳しく議論するように、監査サービスの供給の決定に際して、特に米国では訴訟リスクなどのリスクプレミアムを考慮する必要がある。

しかし、わが国ではその種のリスクは比較的小さいものと思われる。この節で導入した供給曲線はリスクプレミアムが小さいか存在しない環境下での供給曲線である。

したがって、特に米国の監査サービス市場を考察するときには、S-S線に類するリスクフリーの供給曲線にリスクプレミアムを上乗せさせる必要がある。

図表 6-4 わが国における公認会計士監査サービスの供給曲線



第7章. 監査市場の経済モデル

第一節 私的財としての監査サービスの需要曲線

第2章から第5章までにおいては、アメリカ（イギリスを含む）およびわが国における監査の歴史的生成過程と、Wallace[1985]の議論に基づいて監査サービスに対する需要について見てきた。

現在の日米両国においては、監査は法的に強制されているものであるが、アメリカにおいては、自然発生的に生じた監査が、1933年の証券法によって法定化されたという経緯を辿っている一方で、わが国においては、監査が自然発生するよりも先に法定監査（1948年証券取引法）が導入されるという経緯を辿っている。

また、監査を実施する公認会計士（CPA）についても、アメリカにおける CPA（もしくはイギリスの勅許会計士）は職業専門家団体がまず設立され、それが州法（イギリスのでは勅許）によって公認されることで、名称（Accountant）に公認（Certified や Chartered）が付されるようになったという推移を経ている。

また、英米では CPA は監査のみに従事すべきものではなく、たとえば税務業務も行っていた。

一方、わが国の公認会計士の資格と名称は 1948 年（昭和 23 年）の公認会計士法によって突然創出された資格（名称）であり、会計士と「公認」会計士は同一であった。

また、監査に専念することが求められ、かつ監査を独占する地位を与えられた。

このような両国における歴史的経緯は、監査、あるいは公認会計士に対する認識や価値評価に影響を与え、その結果、アメリカにおいては、監査は規制の一環であるのみならず、サービスとしての価値を有するものと認識され、わが国においては、監査は規制の一環にすぎないと認識が生じたと考えられる。

それでは、監査における歴史的経緯の異なりによる影響がどのような形で監査の需要に現れるのであろうか。

ここで、被監査会社が監査をサービスとして認識している場合の被監査会社における需要曲線（限界効用曲線）を D_a (D_a - D_a 曲線) とおき、単なる規制としてのみ認識している場合の需要曲線を D_j (D_j - D_j 曲線) とおくこととする⁵⁵。

需要曲線を描くにあたり、横軸に監査の品質（数量の代理変数） Q をとり、縦軸に価格 P をとる。価格は、監査サービス 1 単位を購入するために購入者が手放す貨幣量（＝販売者が受け取る貨幣量）を表している。

監査の品質については、前章までと同様に労働投入量によって代理することができると仮定する。さらに、労働投入量については、厳密には監査チームの構成や専門能力等を考

55 添え字の j は日本を、 a は米国を表している。

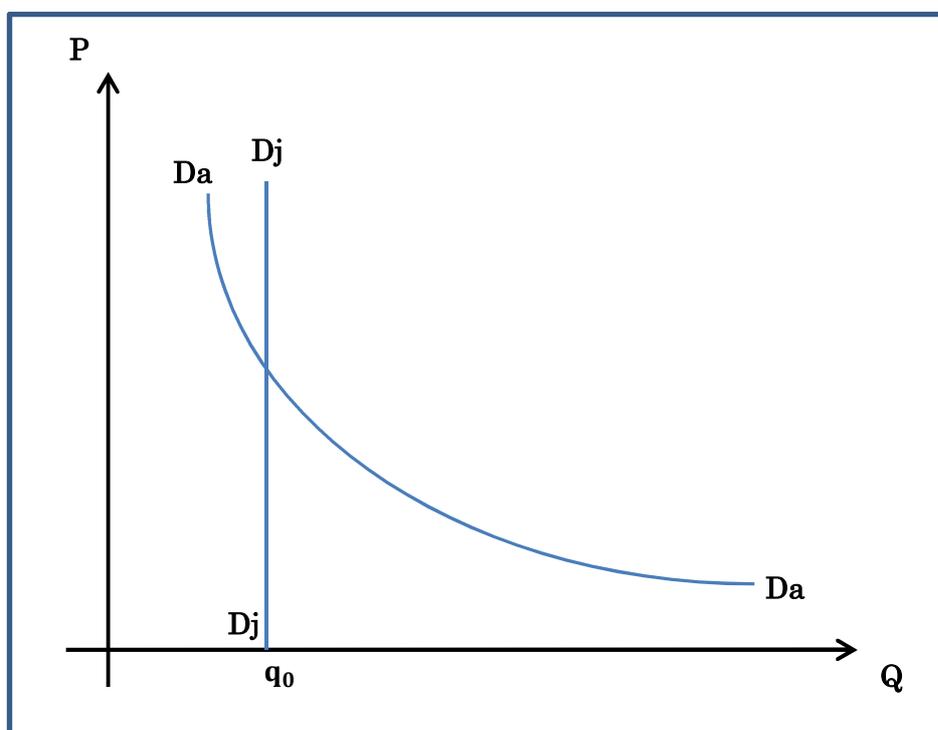
慮すべきであるが、監査時間によって代理されるとする。

以上の前提にもとづき、日米それぞれの代表的な監査サービスの需要曲線を表したものが図表 7-1 である。

限界効用逓減の法則が監査において成り立つとすれば、 D_a については右下がりの曲線となる。

一方、 D_j については、法が要求する一定水準の品質を有する監査の購入を強制されているので、需要の価格弾力性は 0 となり、制度的に要求される監査の品質水準 q_0 を通る垂直な半直線となる。

図表 7-1 監査の需要曲線⁵⁶



56 本稿では需要曲線の凸性を検討していないが、製図上 D_a については原点に対して凸な形状としている。

第二節 供給曲線

前節では需要曲線の形状を検討したが、本節では、供給曲線の形状について検討を行う。

第6章においては、監査報酬がタイムチャージ方式により算定されているとの知見を得たが、監査人に対する損害賠償請求訴訟や制度的罰則（課徴金、罰金、業務停止、登録抹消等）が行われる状況においては、監査人としても、当該訴訟にかかるリスクに備えるために保険（「公認会計士職業賠償責任保険」）に加入あるいは、資金積立を行う必要があると考えられる。

そのため、このようなリスクに対する費用、つまり「リスクプレミアム」についても監査報酬に付加されることになると考えられるのである。

もちろん、現実的にはタイムチャージ料の中に、当該リスクプレミアム料を付加していることも想定されるが、本章においては、タイムチャージ料は純粋な労働投入量からなるとみなすことにする。

以上の前提のもと、監査の供給曲線について検討を試みる。

まず、無リスク状態における供給曲線を S_n (S_n - S_n 曲線) とおく。

限界費用逓増を前提とすれば、 S_n の形状は右上がりの形状となる。

次に、リスクプレミアムを r とおき⁵⁷、リスクプレミアムが付加された供給曲線を S_r (S_r - S_r 曲線) とおく。

S_r は r の分だけ S_n の上方に位置する、右上がりの形状となる。

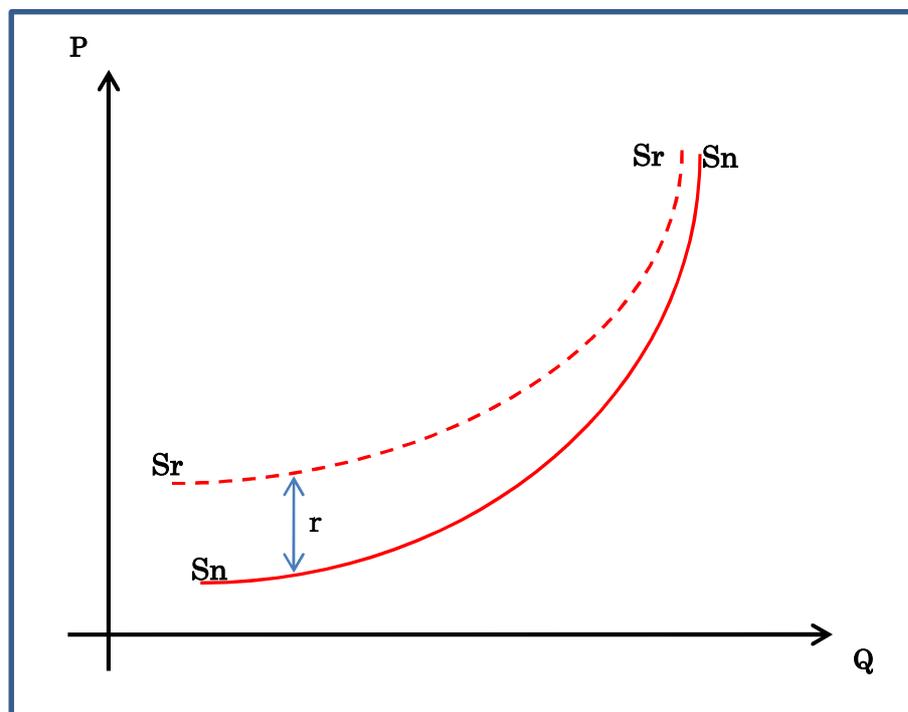
r については、提訴権者における損害額と監査人が損害賠償責任を負担する可能性（確率）の積で示されることになるであろうが（松本[2001]120 頁）、後者の確率については監査の品質の向上によって逓減していくであろうから、それは Q の増加によって逓減するものと考えられる。

これは、監査人に対する責任追及は、通常、監査人の任務懈怠に対して行われるが、監査は無形のサービスであり、（監査手続以外に監査人の行動を客観的に説明しうることは困難であるため）監査人においては自らが実施した監査手続をもって任務懈怠がないことを立証しようとするからである。

以上のことから、 Q が大きくなるにつれて r は小さくなって行く可能性が高い。このようにして得られる監査サービスの供給曲線を図示したものが、下記図表 7-2 である。

57 後述するようにリスクプレミアム r は Q の関数である。

図表 7-2 監査の供給曲線⁵⁸



第三節 リスクプレミアム

前節では一般的な監査サービスの供給曲線の形状を示したが、目をわが国の具体的事情に転じたとき、わが国の実際のリスクプレミアム r はどの程度の影響を供給曲線に与えるものであろうか。

標準監査報酬規程制度が存在していた 2000 年（平成 12 年）の 9 月から 10 月における加藤[2003]の調査によると、一法人当たりの財務諸表監査に関する監査業務の注意義務違反等を原因とする損害賠償請求に対する契約保険金（保険金額）の平均額は約 19 億 826 万円（平均業務収入の約 1.05 倍）、年間保険料の平均額は約 42 万円（契約保険金の 0.212%）であったという（加藤[2003]161 頁）。

また、標準監査報酬規程制度廃止後の 2005 年（平成 17 年）に日本公認会計士協会によって行われた調査結果をまとめたものが下記図表 7-3 であるが、加藤[2003]による調査以降、大きな変動は生じていないようである。

これは、第 5 章で述べたような監査人に対する訴訟がそもそもリスクプレミアムを上昇させるような影響を与えるものではなかったのかもしれないし、監査人が監査手続を増加

58 本稿では供給曲線の凸性を検討していないが、製図上右に凸な形状としている。

させた結果かもしれないが、この点については今後さらに検討を重ねる必要があるものと思われる。

図表 7-3-a 保険金額

保険金額	監査法人数(単位:法人)
1 億円未満	6
1 億円以上 5 億円未満	20
5 億円以上 10 億円未満	8
10 億円以上 20 億円未満	15
20 億円以上	25
無回答	16

図表 7-3-b 年間保険料

年間保険料	監査法人数(単位:法人)
50 万円未満	62
50 万円以上 100 万円未満	2
100 万円以上 500 万円未満	1
500 万円以上 1,000 万円未満	1
1,000 万円以上	3
無回答	21

(データ出所: 会計士協会[2005]17-18 頁)

以上のことから、わが国における監査人に対する損害賠償請求にかかるリスクプレミアムは少額なものである可能性が高そうである⁵⁹。

それでは、制度的罰則を受けるかも知れない危険性から発生するリスクプレミアムについてはいかなる状況にあるのであろうか。

わが国における公認会計士や会計事務所、監査法人（公認会計士等）に対してなされた懲戒処分等については、公認会計士・監査審査会（金融庁）が公表している「公認会計士・監査審査会の活動状況」の「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議（平成 18 年までは「調査審議）」において公示されている。

⁵⁹ 会計士協会[2005]15 頁には損害賠償責任保険に未加入の法人に対しての調査も記されているが、保険未加入の監査法人（9 法人）の回答の内訳は、「事故が発生するとは思っていない」、4 件、「保険料が割高」4 件、「その他」2 件となっており、保険加入以上のリスク対応策が講じられている結果としての保険未加入という選択ではないと解される。

下記図表 7-4 は 2004 年（平成 16 年）から 2013 年（平成 25 年）にかけての金融庁による処分をまとめたものである。

10 年間で 13 件の「監査の失敗（相当の注意を怠り、重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽及び脱漏がないものとして証明した）」に対する行政処分が行われたのであるが、いずれにもわが国の大手監査法人の名が含まれており、大手監査法人であっても、「監査の失敗」が生じていることがわかる。

また、東京商工リサーチの調査では 2007 年度（2007 年 4 月～2008 年 3 月）から 2013 年度（2013 年 4 月～2014 年 3 月）にかけて 194 社⁶⁰の上場企業が「不適切な会計・経理」によって過年度決算あるいは今後の決算に影響が出ることを開示しているが、当該期間における「監査の失敗」に対する処分件数は 9 件であることから金融庁による処分は極めて重大な事例や社会的関心の高い事例に限られていると推定される。

実際の処分については、監査実施者である公認会計士に対しては業務停止命令が下されるものの、監査法人ウィングパートナーズを除き、監査法人の業務遂行が不可能な状態となるほどの（法人に対する）業務停止処分は下されていない。

このように、わが国においては、処分の発生確率が低く、処分内容も過重なものではないため、制度的罰則によるリスクプレミアムについては僅少なものになると考えられるのである。

以上より、わが国における監査の供給曲線は S_n と S_r は近似した状態にあると想定されるのである。

60 東京商工リサーチ「データを読む」

(URL : http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20140430_01.html)

図表 7-4 公認会計士等に対する金融庁による処分⁶¹

西暦(和暦)	処分日	処分対象	処分理由	処分内容		
2004年(H16)	1月13日	公認会計士	経理不備容認	業務停止6ヵ月		
	12月17日	新日本監査法人 公認会計士	監査の失敗	戒告 業務停止6ヵ月		
2005年(H17)	1月25日	中央青山監査法人 公認会計士	業務運営不備	戒告 業務停止9ヵ月		
	9月20日	公認会計士	経理不備容認	業務停止1ヵ月		
2006年(H18)	3月30日	監査法人トーマツ	監査の失敗	戒告		
		公認会計士2名		業務停止3ヵ月		
		公認会計士		業務停止1ヵ月		
		公認会計士2名		業務停止3ヵ月		
		公認会計士2名		業務停止2ヵ月		
	5月10日	中央青山監査法人 公認会計士2名	不正経理協力	登録抹消		
		公認会計士		業務停止1年		
	5月24日	公認会計士	不正経理協力	登録抹消		
		あずさ監査法人 監査法人トーマツ 新日本監査法人 中央青山監査法人		業務運営不備	業務改善勧告	
	2007年(H19)	7月13日	公認会計士	脱税	業務停止1ヵ月	
		7月13日	公認会計士	監査の失敗	業務停止3ヵ月	
		9月14日	公認会計士	脱税	業務停止1ヵ月	
		11月30日	公認会計士	監査の失敗	戒告	
公認会計士2名			業務停止6ヵ月 業務停止3ヵ月			
12月13日		有恒監査法人	業務運営不備	業務改善指示		
4月27日		麹町監査法人 監査法人つばき 公認会計士3名	経理不備容認	戒告 戒告 登録抹消		
		7月18日		東陽監査法人	業務運営不備	業務改善指示
		8月4日		公認会計士	経理不備容認	登録抹消
公認会計士			業務停止9ヵ月 業務停止6ヵ月			
11月6日	なごみ監査法人	業務運営不備	業務改善指示			
11月22日	ビーエー東京監査法人 公認会計士2名	経理不備容認	新規業務受託禁止1ヵ月 業務停止6ヵ月			
2008年(H20)	2月22日	KDA監査法人	業務運営不備	業務改善指示		
	3月18日	六本木監査法人	業務運営不備	業務改善指示		
	4月9日	公認会計士	インサイダー取引	業務停止1年6ヵ月、課徴金134万円		
	4月18日	福北監査法人	非監査業務の同時提供	戒告		
	4月30日	監査法人夏目事務所 公認会計士2名	非監査業務の同時提供 経理不備容認	戒告 業務停止2年		
	7月11日	公認会計士	監査の失敗	業務停止9ヵ月		
	公認会計士	業務停止6ヵ月				
10月24日	監査法人夏目事務所 公認会計士2名	監査の失敗	新規業務受託禁止1年 業務停止3ヵ月			
2009年(H21)	3月13日	監査法人ウィングパートナーズ	業務運営不備	新規業務受託禁止1年、業務改善命令		
	6月23日	公認会計士	インサイダー取引	業務停止3ヵ月		
	7月8日	監査法人ウィングパートナーズ	監査の失敗	業務停止1ヵ月、業務改善命令		
		公認会計士		業務停止1年6ヵ月		
公認会計士		業務停止1年3ヵ月				
12月25日	公認会計士	税理士法違反	業務停止3ヵ月			
2010年(H22)	5月28日	プライム監査法人	業務運営不備	新規業務受託禁止1年、業務改善命令		
	9月27日	公認会計士	税理士法違反	業務停止3ヵ月		
	9月27日	公認会計士	税理士法違反	業務停止1ヵ月		
	10月15日	公認会計士	業務運営不備	業務改善命令		
	12月16日	公認会計士	インサイダー取引	業務停止1年3ヵ月		
	12月16日	公認会計士	インサイダー取引	課徴金118万円		
2011年(H23)	3月29日	公認会計士	税理士法違反	業務停止1ヵ月		
	3月29日	公認会計士	税理士法違反	業務停止1ヵ月		
	7月7日	新日本有限責任監査法人 公認会計士2名	経理不備容認	戒告 業務停止3ヵ月		
	7月19日	公認会計士	税理士法違反	業務停止1ヵ月		
	7月19日	公認会計士	税理士法違反	業務停止3ヵ月		
2012年(H24)	6月20日	公認会計士2名	監査の失敗	業務停止6ヵ月		
	7月6日	有限責任あずさ監査法人 新日本有限責任監査法人 有限責任あずさ監査法人	監査の失敗	戒告		
		公認会計士2名		業務停止3ヵ月		
	7月17日	公認会計士	監査の失敗	業務停止1ヵ月		
	11月7日	公認会計士	税理士法違反	業務停止3ヵ月		
	11月7日	公認会計士	税理士法違反	業務停止1ヵ月		
	12月27日	公認会計士	役員就任期間における監査	業務停止3ヵ月		
	12月27日	公認会計士2名	監査の失敗	業務停止6ヵ月		
2013年(H25)	3月22日	公認会計士	企業価値評価失敗	業務停止3ヵ月		
	4月3日	公認会計士	税理士法違反	業務停止3ヵ月		
	4月3日	公認会計士	税理士法違反	業務停止1ヵ月		
	4月16日	公認会計士	不正経理協力	登録抹消		
	6月19日	監査法人ハイビスカス	監査の失敗	新規業務受託禁止3ヵ月、業務改善命令		
		公認会計士2名		業務停止3ヵ月		
7月3日	公認会計士	税理士法違反	業務停止1ヵ月			
10月2日	公認会計士	監査の失敗	業務停止3ヵ月 業務停止1ヵ月			

61 公認会計士・監査審査会「年次報告『公認会計士・監査審査会の活動状況』」平成16年～25年度版よりデータ集計(URL: <http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakai/reports/index.html>)

第四節 社会的最適点と市場均衡点

前節までにおいては、監査に対する被監査会社における需要曲線と、監査人における供給曲線について検討を行った。

しかしながら、たとえば EDINET による開示のように、企業の財務情報が資本市場に提供され、かつ当該情報の利用に制限がない場合においては、当該財務情報に信頼性を付与する「監査」は公共財的性質を有する。

この点については、公認会計士法第 1 条において「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」と規定されていることにも表れている。

それでは、監査の公共財的性質を加味した場合の需要曲線はいかなる形状となるであろうか。

まず、当該需要曲線を特に「社会的需要曲線」と呼び、 D_s と書くことにする⁶²。

なお、わが国と米国では当然に社会的需要の水準が異なるので、わが国の社会的需要曲線と米国のそれとは同じでない。そこで、社会的需要曲線において両国を区別するときには、 D_s の右肩にそれぞれ j (日本) と a (アメリカ) をつけて、 D_s^j および D_s^a と書くことにする⁶³。

D_s における監査の需要者は、上記公認会計士法の文言を借用すれば、企業だけでなく、投資者（投資家）、債権者、国民経済（国家）にまで及ぶ。

すると、需要曲線はこれら需要者における需要曲線を垂直に足し上げたものとなるはずである。

一般論として言えば、 D_s には D_j の様な垂直な形状と、 D_a のような右下がりの形状の二通りが考えられる。

しかしながら、監査人に対する訴訟や罰則規定の存在を、仮に監査に対する期待の表れと捉えるならば、監査は単なる制度ではなく、サービスとして認識されているといえよう。

その意味で、各公衆の需要曲線は右下がりになるだろうから、それを垂直に足しあげた社会的需要曲線も右下がりになるだろう。

また、 D_s の一部には被監査会社における需要曲線 (D_j や D_a) も含まれることとなるので、監査が負の効用を生む財でない限りにおいて、 D_s は被監査会社の需要曲線が右下がりであった場合には、その上方に（しかもかなり上方に）位置することになる。

以上の検討に基づき、わが国の監査の需要曲線、供給曲線を示したものが、図表 7-5 である。

なお、わが国においては、リスクプレミアムが僅少であると考えられるため、わが国のリスクプレミアムを考慮しない供給曲線 S_n^j とリスクプレミアムを考慮した供給曲線 S_r^j と一

62 当該需要曲線の構成要素には、被監査会社における需要曲線も含まれる。

63 供給曲線についても同様の記載を行う。

致するものとした。

さてここで、社会的余剰⁶⁴を最大化する社会的最適点を求めてみると、それはマイクロ経済学の標準的議論から明らかなように、 D_s^j - D_j^j 曲線と S_n^j - S_r^j 曲線の交点である M_j 点である。

経済的な財としての監査サービスの著しい特殊性は、その受益者と費用負担者（＝購入者）が等しくないという点にある。

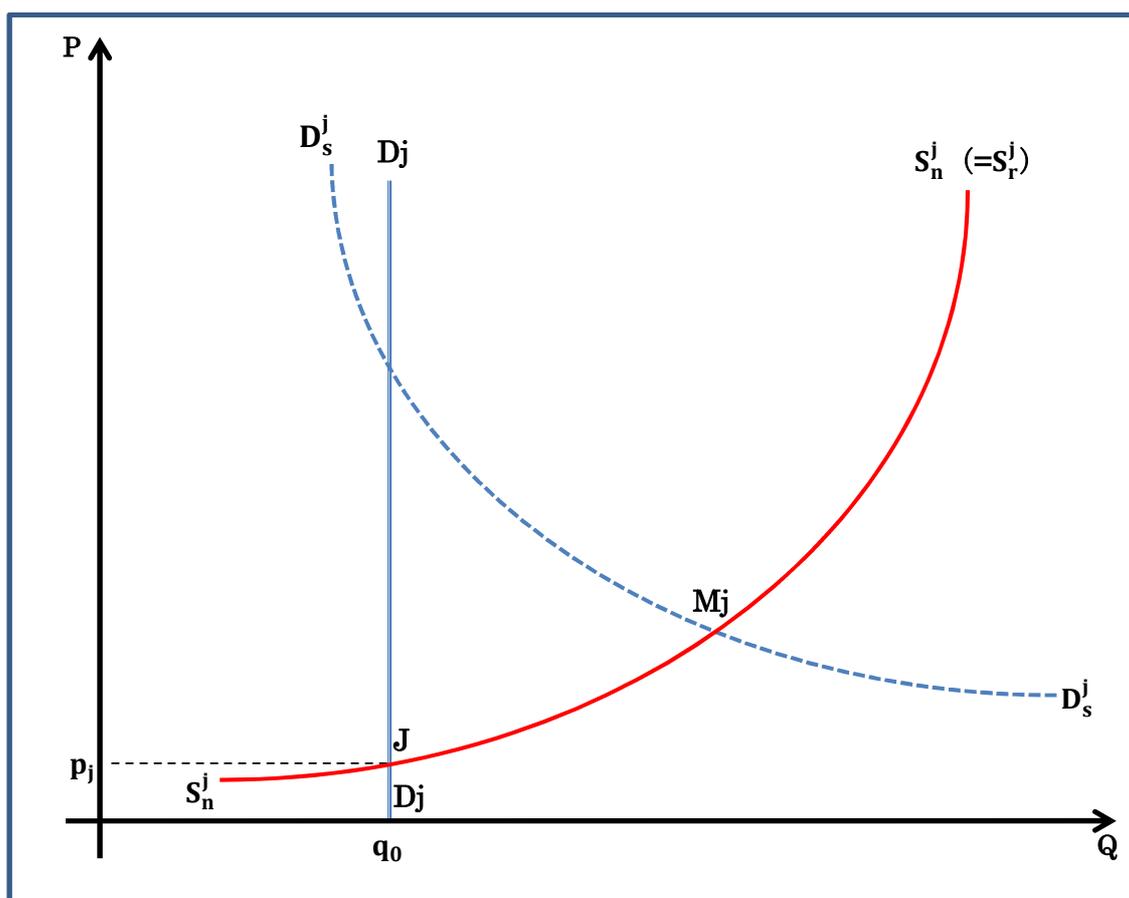
監査サービスそれ自体は、監査法人（供給者）と被監査企業の間で売買されることから、市場均衡は供給曲線 S_n^j - S_r^j と被監査企業の需要曲線 D_j . D_j との交点、すなわち図表 7-5 の点 J がわが国の市場均衡点となるのである。

結果、監査サービス市場での均衡価格は p_j となり、数量（＝品質）は、 q_0 となる。

そしてこの時の、監査報酬は、タイムチャージ方式により、 $p_j \times q_0$ と示されるのである。

以上のように、 M_j 点の成立が社会的には望まれるのだが、残念ながらわが国においては社会的最適点は達成されていないと判断されるのである。

図表 7-5 わが国の監査サービスの需要曲線と供給曲線



64 生産者余剰と消費者余剰の合計を社会的余剰と呼ぶことにする。これが社会全体での厚生（＝社会全体の利益）を表す指標と考えることができる。

次にアメリカの監査市場について考えてみよう。

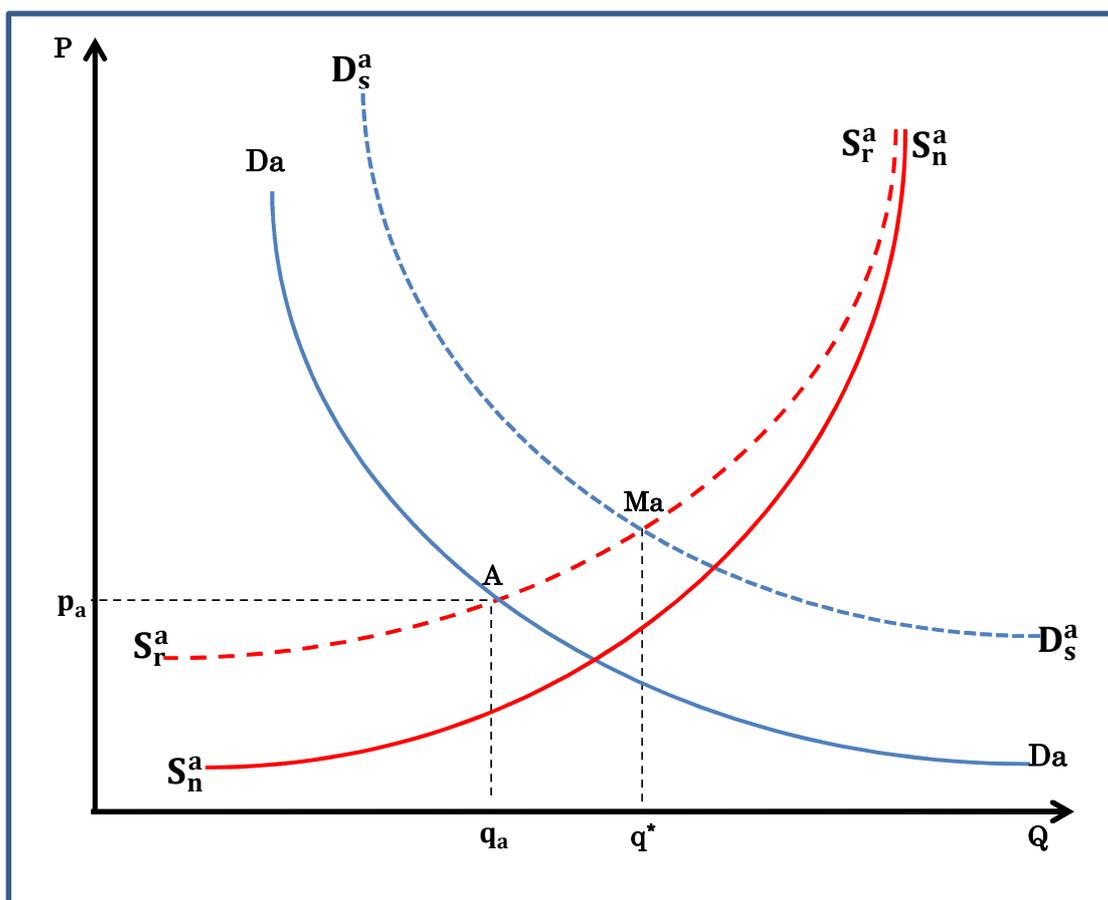
図表 7-6 には監査市場の需要曲線や供給曲線等が描かれている。基本的には図表 7-5 と同様に考えればよいが、監査サービスの供給曲線についてはリスクプレミアムの有無を考慮して、 S_n^a - S_n^a 曲線と S_r^a - S_r^a 曲線を区別して描く必要がある。言うまでもなく市場で実際に機能するのは後者（ S_r^a - S_r^a 曲線）である。

社会的最適点は S_r^a - S_r^a 曲線と D_s^a - D_s^a 曲線の交点⁶⁵である M_a 点である。しかしながら、報酬交渉者は企業であるから、社会的最適点である M_a 点は実現されず、 S_r^a - S_r^a 曲線と D_a - D_a 曲線である A 点が市場均衡点となる。

そして、アメリカにおける監査報酬は $p_a \times q_a$ と表されるのである。

このように、米国の監査サービス市場でも市場でも市場の失敗は生じており、社会的最適点は実現されていないことが示されているのである。

図表 7-6 アメリカの監査サービスの需要曲線と供給曲線



65 D_s^a - D_s^a 曲線は社会全体での便益を表しているから、当然に私的便益だけを表す D_a - D_a 曲線よりもかなり上方に位置しているはずである。本論文の図表においては両曲線が比較的近接して描かれているが、これはこの図が描かれている紙面の大きさに限りがあるから生じたことである。

最後に日米の比較をしてみよう。図表 7-8 を参照していただきたい。(市場均衡の比較が目的なので、この図では社会的需要曲線の記載は省略している。)

日米の私的財としての監査の需要曲線については、日本が垂直で、米国は右下がりに描かれている。供給曲線については若干のリマークが必要である。前章でタイムチャージ方式について議論した際に、米国と日本ではタイムチャージの単価であるチャージレートにはほとんど違いがないか、若干米国の方が安めであると指摘した(第6章第三節)。

チャージレートはこのモデルの文脈で言えば価格(=サービス1単位あたりの報酬額)と見なすことができるので⁶⁶、第1章と第6章第三節で得られた知見は日米で監査サービスの価格は同じか、いくらか米国の方が安いと言うことを意味している(下記図表 7-7 を参照されたい)

図表 7-7 日米価格比

	日本	アメリカ
AF:平均監査報酬比	1	3.34
AT:平均監査時間比	1	3.74
AF÷AT = 価格比	1	0.893048

- ・ AF: 図表 1-1, 1\$ = 100円とし、2010年度、2011年度の平均値より算定
- ・ AT: 図表 6-3, 平均監査時間より算定

このことから、日米における監査報酬額の差は少なくとも、価格の差によっては説明されるものではない。

そこで、図表 7-8 では、日本の均衡である J 点と米国の均衡である A 点がほぼ同じ高さ(=同じ均衡価格)になるように描いてみる($p_j = p_a$)。

日米における市場均衡点は、当然に当該価格において成立しているはずである。

今、図表 7-7 (図表 1-1) からわかるように、日米両国には監査報酬額の乖離が生じていることが認識されている。

すると、P が同一水準にある時、 $P \times Q$ で示される監査報酬の差を決定付ける変数は Q でしかない。

ならば、わが国よりも高額な監査報酬が成立しているアメリカにおける市場均衡点における Q の水準はわが国のものよりも高い水準となるはずである($q_j = q_0 < q_a$)。

すなわち、図表 7-8 において、わが国の監査報酬がアメリカと比べて低廉な理由は、「監査の品質」の低さにあるということが示されているのである。

前述したようにアメリカにおける市場均衡点は社会的最適点ではない。

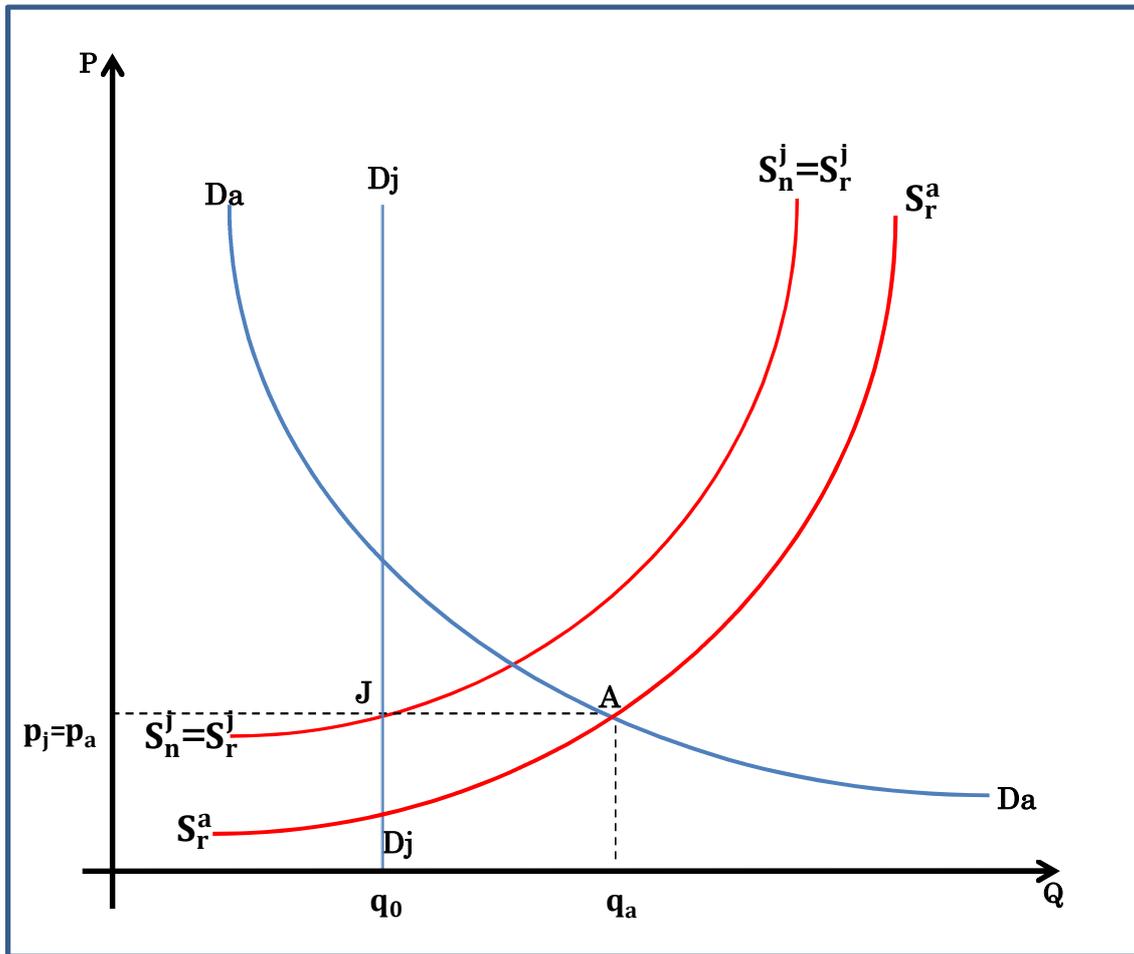
66 タイムチャージレートは労働投入量一単位あたりの報酬額であるが、本稿では、監査サービスの量は、監査の品質の水準、ひいては労働投入量で代理できると想定しているので、タイムチャージレートは価格と同一視できる。

しかし、わが国における監査の品質は、そのアメリカの市場均衡点における品質にさえも達していないのである。

以上、日米両国の監査にかかる歴史的経緯から想定される需要曲線と供給曲線に基づき、両国の監査報酬の差とその決定要因を示すことができた。

現況において定量的証拠は得られていないため、一定の限界の下に収集した情報に基づいて理論構築を行ったことは否定できない。これらの点についての議論を強化し、さらに実証的解明も行うことは今後の課題である。

図表 7-8 監査サービスの需要曲線と供給曲線(日米比較) 67。



67 この図より、アメリカにおける監査サービスの供給曲線 S_r^a は日本の供給曲線 $S_n^j = S_r^j$ よりも下方に位置していることがわかる。供給曲線のレベルは生産性（生産効率）に依存する（より低い方がより低いコストでの生産が可能なので生産効率は高い）。したがって、日米のチャージレートの差がほとんどないという知見から、アメリカの監査法人の生産効率が低いということが演繹される（もちろん、図表 7-7 における価格比においては、アメリカはわが国よりも低い価格水準であり、その点においてもアメリカの生産効率が低い事が演繹される）。

これについては、実証研究を通じてより詳細な実証的解明がなされることが望まれるが（特に監査法人における従業員や公認会計士の報酬水準についての日米比較は重要である）、一つの可能性としては、無資格者（Accountant）の積極的な利用や、会計士を外注することができる労働市場の存在、あるいは IT 化の進展（例えば CAAT の活用など）などが考えられる。

終章. 監査の価値評価における今後の課題と展望

—監査人（供給者）の課題—

本稿においては、わが国とアメリカ（イギリスを含む）における、公認会計士（勅許会計士）と監査についての歴史的過程を概観した上で、両国における市場均衡点を示し、もって、両国における監査報酬の差を経済学的に可視化することを試みた。

両国における監査報酬の差は、監査に対する認識の相違が反映されたものであり、本稿の定義に基づけば両国間においては、監査の品質水準においても格差が生じている。

わが国における大手・中堅監査法人の大半は海外のアカウンティング・ファームと提携しており、また、各法人とも、グローバルで統一した監査の品質を提供するものと広告している。

しかし、監査報酬の差からは、監査の品質水準の差が示されている。

とは言え、監査報酬の差は労働投入量（本稿では労働時間）の差にすぎないため、わが国のチャージレートが低廉な場合や（第6章において否定した）、わが国の監査人が米国の監査人よりも3倍から4倍の割合で効率的に業務をこなしている場合や、労働賃金以上の労働量が監査実施者によって提供されている場合等には、わが国の監査の品質は米国と同水準にあるといえよう。

また、監査が社会的役割期待の品質水準を達成するものであるならば、監査報酬の差はわが国の社会的役割期待がアメリカよりも低いということを意味するにとどまり、実質的な両国における品質において差は生じていないともいえる。

このような、タイムチャージ方式の問題を改善するためには、チャージ料、つまり監査人の労働価値が適切に算定されなければならないと、そして、その前提として、監査サービスが生み出している効用の存在を明確化する必要性がある。

公認会計士協会や各法人においては、品質管理（Quality Control）の手段をもって監査の高い品質を主張しており、高い品質の監査は、高い監査の価値を生むものであるとされている。

しかしながら、「監査の品質」という概念は明確に定義付けが出来るものではなく、各法人においても定義が曖昧なままにされている。

これは、監査を提供する公認会計士自身が、監査の価値について真摯に議論せずに、曖昧なまま、監査を制度として受入れてしまったからではないだろうか⁶⁸。

それは現在のアメリカにおいても同様の状況であるかもしれない。

68 国際監査・保証基準審議会（IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board）から2014年2月に「監査の品質に関するフレームワーク（A Framework for Audit Quality）」が公表されているが、結局のところ Quality に影響を与える要因分析に留まっている。

第7章では、アメリカにおける被監査会社の需要曲線を、サービスとして監査を認識しているものと推定したが、実際の需要曲線は垂直にある可能性もある。

そして、わが国との監査報酬の差は、被監査会社の意思によるものではなく、両国民が政府に求める制度的水準の差から生じているのかもしれない。

しかし、いずれにしろ監査の価値を明確にしなければ、社会的に望ましい水準の監査がどれほどなのかについて議論を進めることはできない。

また、監査の品質について明確な定義がなされていない現況において、タイムチャージ方式が監査の価値を算定するに妥当なものであるかは疑問である。

もし、監査において最終的に消費されるサービスが意見表明（財務情報への信頼性付与）を目的とするものであるならば、監査の価値は労働投入量ではなく、意見表明が生む価値によって算定されなければならない。

また、不正の発見や誤謬の訂正を始めとする指導機能の発揮が監査の価値であるとするれば、経理能力の高い会社においては、監査の価値は僅少なものとなるであろうし、第7章で議論したリスクプレミアムについても小さくなる。

加えて、たとえば「松下経理大学⁶⁹」のように企業（経営者）の誠実性や経理能力の高さが社会的に認知されている会社においては、意見表明の価値さえも低くならざるをえないであろう。

本稿で取り上げた Wallace[1985]の3つの仮説は、監査には様々な価値が含まれていることを暗示している。

監査が各企業に対するオーダーメイド商品であるならば、それぞれの需要者に応じて異なる価値に基づいた報酬算定方法を検討してやる必要があるであろう。

被監査会社における財務情報の適正性を評価する立場の監査人が、自らの提供するサービスの評価すらできないような状況は極めて問題である。

業界は異なるが、医療業界では、「医療の質」の計測を試みている事例が存在する。

Donabedian [1980]は、技術的部分と対人関係部分に医療を区分し、医療の質の評価方法を検討した。そして、聖路加国際病院においては、71項目の指標（聖路加[2013]）を提示し、医療の質の評価を試みている。

医療の質の評価が、当該病院の収益構造や、患者における満足度にどれ程貢献しているかについては不明であるが、医療法上は非営利組織体（同法第7条5項、第44条4項、第54条、第56条）であるにもかかわらず、公認会計士と同様に規制業種である病院（医師）においてさえもこうした試みが行われていることは、われわれ監査業界に属する者にとって一つの参考となりうる。

わが国における監査報酬は絶対値においてはアメリカよりも低廉なものである。

しかし、その低廉さを議論する前に、当該報酬が監査の価値を反映するものであるかについて、そして、監査の価値とは何であるかについて今こそ真摯に議論する必要があるの

69 樋野正二『「松下経理大学」の本一不況になぜ強いのか』、実業之日本社 1982. より

ではないだろうか。

さもなくば、監査人における「誠実性」は空虚であると評せざるを得ない。

—社会的最適点の存在とわが国における監査の展望—

第7章では、日米両国において社会的最適点が存在することを確認した。

そして、両国においては、社会的最適点を達する監査サービスが提供されていないとの知見も得た。

それでは、現況の市場均衡点から社会的最適点へ移行させるにはどのような方法があるのであろうか。

本稿のモデルにおいては、被監査会社におけるわが国の需要曲線は垂直であるとし、アメリカの需要曲線は右下がりと推定した。

もちろん、たとえば米国会計基準（SEC 基準）採用企業や、IFRS 採用企業においては、株主や経営者が欧米型の思考を有する者も多いであろうから、当該企業の需要曲線はアメリカ型になるとも考えられる。

しかし、該当企業はわが国上場企業の内 2%程⁷⁰でしかないことから、わが国の上場企業の多数は日本型の垂直な需要曲線を有し、監査市場全体としても、同様の曲線を描くものと考えらるべきであろう。

この場合、わが国における監査報酬の増加、すなわち、市場均衡点の右上方へのシフトを促すためには、制度的に必須とされる監査手続を増加させることが一つの方法としてあげられる。

本来は、被監査会社において監査の価値があるにもかかわらず、それが認識されていない（需要曲線が垂直）のであるならば、監査人自身がその価値の存在を啓蒙し、垂直な需要曲線に傾きを与えるべきであろう（その結果、市場均衡点はシフトする）。

しかしながら、監査人において、監査の価値が何か明確に認識されていない現状においては、説得に足りる合理的な理屈を監査人が有してはおらず、結局のところ監査報酬の議論は「価格競争（low-balling）」や「非監査業務とのシナジー効果」等の議論にすり替えられてしまっている。

そのような状況においては、残念ながら監査人に「監査」そのものを議論させることは

70 2014年（平成26年）の調査ではSEC基準採用企業数は27社であり、IFRS任意適用会社数は38社であった。また、上場企業数については凡そ3,400社（2014年12月末日においては3,468社）である。

<東京証券取引所 HP>

（URL：<http://www.tse.or.jp/listing/ifrs/list.html>）

<新日本有限責任監査法人 HP>

（URL：<http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/case-study/2014/2014-11-07.html>）

困難であり、結局のところ監査報酬の増加（すなわち監査の品質向上）は政府主導による制度改革に依拠せざるを得ないことになる（もちろん、政府としても社会的最適点の達成は望ましい事であると考えられる）。

とは言え、わが国における監査は政府主導によって始まったことから、政府の監査への積極的な介入はむしろ当然の成り行きとして、社会的に受け入れられ易いのではないかと推測される。

また、同様にわが国における監査は戦後の経済政策の一環として導入されたため、政府が主体となって「制度としての監査」をより洗練させることも一つの策として可能ではないかと考えられる。

ところで、近年における間接金融から直接金融への政策的移行や、外国法人等の持株比率の著しい上昇は、メインバンク制の終焉を示唆し、わが国における資本市場がますます欧米型へ接近することを予期させる。

そうした、わが国における監査をとりまく現在の状況は、アメリカにおける監査の創世記を彷彿させるものであり、今後わが国における監査の重要性に対する認識は向上していくものと思われる。

しかし、外国法人等の資本市場における存在感が高まったとはいえ、実際のところ資本市場の参加者の大半はわが国の企業や国民であり、監査に対する彼らの認識が向上するまでには今しばらく時間を要することとなる。

監査サービスの実質的需要者は一般投資大衆である。そして、一般投資大衆における監査への認識は歴史的過程を通じて形作られている。

われわれにとって歴史を知る事は、需要者を知る事である。監査技術や監査手続に関する議論も大切であるが、本稿の冒頭に掲げた片野一郎氏の言葉を今一度噛みしめることが、意外にもこれからの監査を語る上で最も重要なことではないだろうか。

そしてそれは監査サービスの供給者たる会計士にこそ求められるべきものなのであろう。

—主要参考文献等—

<和書>

- ・青木昌彦＋ヒュー・パトリック[編]白鳥正喜[監訳]東銀リサーチインターナショナル[訳]『日本のメインバンク・システム』, 東洋経済新報社, 1996. (原題 “The Japanese Main Bank System Its Relevance for Developing and Transforming Economics” 1994.) (AOKI・H. Patrick[1994])
- ・青柳文司『会計士会计学-ジョージ・メイの足跡-』, 同文館, 1962. (青柳[1962])
- ・浅野信博「監査情報利用の理論と実際」『会計』第180巻第4号, 452-465頁, 2013年4月(浅野[2013])
- ・文教政策研究会編『日本の物価と風俗一三〇年の移り変わり』, 文教政策研究会, 1996. (文教政策[1996])
- ・原征士『わが国職業的監査人制度発達史』, 白桃書房, 1989. (原[1989])
- ・早房長治『監査法人を叱る男』, プレジデント社, 2010. (早房[2010])
- ・千代田邦夫『アメリカ監査制度発達史』, 中央経済社, 1984. (千代田[1984])
- 『公認会計士—あるプロフェッショナル100年の闘い—』, 文理閣, 1987. (千代田[1987])
- 『アメリカ監査論』, 中央経済社, 1994. (千代田[1994])
- 『貸借対照表監査研究』, 中央経済社, 2008. (千代田[2008])
- 「アーサー・アンダーセンの崩壊は何を教えているのか?」『早稲田商学』第434号, 855-890頁, 2013年1月(千代田[2013])
- 『闘う公認会計士 アメリカにおける150年の軌跡』, 中央経済社, 2014. (千代田[2014])
- ・伊豫田隆俊『制度としての監査システム—監査の経済的機能と役割—』, 同文館, 2003. (伊豫田[2003])
- ・角瀬保雄「金融不祥事と公認会計士監査 —住専問題を中心にした—」『経営志林』第33巻第2号, 1-16頁, 1996年7月(角瀬[1996])
- ・加藤恭彦[編著]『監査のコストパフォーマンス—日米欧国際比較—』, 同文館出版, 2003. (加藤[2003])
- ・監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』, 日本公認会計士協会出版局, 2012. (監査人・監査報酬問題研究会[2012])
- 『2013年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』2013年2月(監査人・監査報酬問題研究会[2013a])
- 『2014年度版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』2013年12月(監査人・監査報酬問題研究会[2013b])
- ・木村敏夫「会計監査人と資本市場の監視機能—会計不正と訴訟の事例—」『流通科学大学論集』—経済・情報・政策編—第21巻第2号, 1-20頁, 2013年1月(木村[2013])
- ・北野太郎「読めば業界丸わかり公認会計士の基礎知識」, 『週刊エコノミスト』2013年4月16

- 日特大号 食えない税理士・会計士』, 毎日新聞社, 2013年4月(北野[2013a])
- 一「監査の流れ」, 『週刊エコノミスト 2013年4月16日特大号 食えない税理士・会計士』, 毎日新聞社, 2013年4月(北野[2013b])
- ・国税庁長官官房企画課『平成24年分 民間給与実態統計調査』, 2013年9月, (国税庁[2013])
 - ・国見健介『公認会計士の「お仕事」と「正体」がよ〜くわかる本』秀和システム, 2014. (国見[2014])
 - ・久保克行『コーポレート・ガバナンス 経営者の交代と報酬はどうあるべきか』, 日本経済新聞出版社, 2010. (久保[2010])
 - ・邦光史郎『日本の三大商人 大阪・近江・伊勢』, 日本経済出版社, 1982. (邦光[1982])
 - ・松本祥尚「監査人の情報提供に伴う責任発生とその還元策」『会計』第160巻6号, 113-125頁, 2001年6月(松本[2001])
 - ・松本祥尚・町田祥弘「企業不正と監査に関するアンケート〈1〉の結果について 監査の目的に関する期待ギャップ」『週刊経営財務』No. 3069, 10-13頁, 2012年6月(松本・町田[2012])
 - ・明治財政史編纂会 編『明治財政史』, 丸善, 1905. (明治財政史[1905])
 - ・緑川清春『メインバンク関係と企業救済 バブル崩壊後の救済機能への評価』, 税務経理協会, 2008. (緑川[2008])
 - ・森杲「論点をめぐって 19-20世紀転換期の企業合同にかんする研究方法と実証--谷口明丈『巨大企業の世紀』に寄せて」『アメリカ経済史研究』第2号, 81-99頁, 2003年9月(森[2003])
 - ・森田松太郎『アンダーセン発展の秘密』, 東洋経済社, 1998. (森田[1998])
 - ・村本孜「S&L 破綻の起源と原因-改革の青写真-合衆国大統領・議会への報告」『成城大学経済研究』第126号, 101-118頁, 1994年10月(村本[1994])
 - ・日本経済新聞社[編]『株主の反乱 重役たちが裁かれる日』, 日本経済新聞社, 1993. (日経[1993])
 - ・日本公認会計士協会 25年史編さん委員会『公認会計士制度二十五年史』, 日本公認会計士協会, 1975. (会計士協会[1975])
 - ・日本公認会計士協会年史編纂特別委員会『50年のあゆみ』, 日本公認会計士協会, 2000. (会計士協会[2000])
 - ・日本公認会計士協会「公認会計士職業賠償責任保険制度の現状と検討課題」『公認会計士制度委員会研究報告第4号』, 2005年12月(会計士協会[2005])
- 一「監査人の法的責任に関する裁判例」『法規委員会研究報告第15号』, 2013年6月(会計士協会[2013])
- ・西川孝治郎『日本簿記史談』, 同文館, 1971. (西川[1971])
 - ・野口悠紀雄『増補版 1940年体制 さらば戦時経済』, 東洋経済新報社, 2010. (野口[2010])
 - ・太田哲三『会計学の四十年』, 中央経済社, 1956. (太田[1956])
- 一『近代会計側面誌 会計学の六十年』, 中央経済社, 1968. (太田[1968])
- ・大矢知浩司「有価証券諸法と会計監査制度」『彦根論叢』第113・114号, 246-263頁, 1965年11月(大矢知[1965])

- ・小澤治郎『アメリカ鉄道業の生成』, ミネルヴァ書房, 1991. (小澤[1991])
- ・佐久間義浩「監査人の提供するモニタリングサービスの需要」『会計』第183巻第6号, 71-83頁, 2013年6月(佐久間[2013])
- ・福井次矢 監修, 聖路加国際病院 QI 委員会 編集『[医療の質]を測り改善する 聖路加国際病院の先端的試み』, インターメディカ, 2013. (聖路加[2013])
- ・高橋健而老『国際的監査法人 トーマツとともに』, ビジネス社, 1995. (高橋[1995])
- ・高橋志朗『わが国税務会計の発達とシャウブ勧告』, 同文館出版, 2011, (高橋[2011])
- ・高木勝一『日本所得税発達史』, ぎょうせい, 2007. (高木[2007])
- ・株式会社 東京証券取引所 株式会社 名古屋証券取引所 証券会員制法人 福岡証券取引所 証券会員制法人 札幌証券取引所『平成25年度株式分布状況調査の調査結果について』, 株式会社 東京証券取引所, 2014年6月
(URL : <http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/>) (東証他[2014])
- ・鳥羽至英『財務諸表監査 理論と制度【基礎篇】』, 国元書房, 2009. (鳥羽[2009])
- ・鳥羽至英・川北博他共著『公認会計士の外見的独立性の測定』, 白桃書房, 2001. (鳥羽・川北[2001])
- ・監査法人トーマツ 30年史編集委員『トーマツ 30年史』, 監査法人トーマツ, 2000. (トーマツ[2000])
- ・友岡賛「公共会計士の破産関係業務—会計プロフェッションの発展—」『三田商学研究』第44巻第3号, 75~85頁, 2001年8月(友岡[2001])
- 『会計プロフェッションの発展』, 有斐閣, 2005. (友岡[2005])
- ・Towers Watson「ストックオプション付与概況～ 株式報酬型ストックオプションへのシフトが定着 ～」
(URL : <http://www.towerswatson.com/ja-JP/Press/2013/12/Towers-Watson-Japan-Summary-on-Stock-Option-Grant>) (Towers Watson[2013])
- ・渡部寅二「アメリカ会計士業の創業時代」『会計』第拾七巻九月號, 85~99頁, 1925年9月(渡辺[1915])
- ・渡部義雄『英米会計士事情』, 寶文館, 1924. (渡部[1924])
- 「英國會計士職務の變遷」『會計』第拾七巻十月號, 63~71頁, 1925年7月(渡部[1925])
- ・山口敦雄『りそなの会計士はなぜ死んだのか』, 毎日新聞社, 2003. (山口[2003])
- ・吉見宏「我が国における企業不正事例(5)」『北海道大学經濟學研究』第46巻第2号, 77-86頁, 1996年9月(吉見[1996])

<英書・邦訳書>

- ・Avedis Donabedian 著 東尚弘 訳『医療の質の定義と評価方法』, 健康医療評価研究機構, 2007. (原題 “Exploration in Quality Assessment and Monitoring, Volume 1 The Definition of Quality and Approaches to Its Assessment” 1980.) (Donabedian [1980])
- ・François Caron 原著 幸田成友 訳著『日本大王国志』, 東洋文庫, 1967. (原題 “Beschryvinghe van het machtigh koningryk Japan”) (幸田[1967])
- ・Joseph Eugene Stiglitz [著] 藪下史郎 [訳] 『公共経済学[第2版]上』, 東洋経済新報社, 2003. (Stiglitz [2003])
- ・Karl Heinrich Marx 著 長谷部文雄 訳『資本論 1』, 河出書房新社, 1964. (原題 “Das Kapital: Kritik der politischen Oekonomie” 1867.) (K. Marx[1867])
- ・Lucian Bebchuk / Jesse Fried 著 横渕彰 訳『業績連動型報酬の虚実 アメリカの役員報酬とコーポレート・ガバナンス』, 大学教育出版, 2013. (原題 “PAY WITHOUT PERFORMANCE” 2004.) (L. Bebchuk / J. Fried[2004])
- ・Mark Stevens 著 明日山俊秀・信達郎共 訳『ビッグ・エイト 知られざる会計帝国』, 日本経済新聞社, 1983. (原題 “THE BIG EIGHT” 1981.) (M. Stevens[1981])
- ・Mark Stevens 著 明日山俊秀 訳『アカウンティング・ウォーズ～会計帝国の野望～』, 日本経済新聞社, 1987. (原題 “THE ACCOUNTING WARS” 1985.) (M. Stevens[1985])
- ・Mark Stevens 著 明日山俊秀・長沢彰彦 共訳『ビッグ・シックス～会計帝国の苦悩～』, 日本経済新聞社, 1992. (原題 “THE BIG SIX” 1991.) (M. Stevens[1991])
- ・Vincent M. O’Reilly、Murray B. Hirsch、Philip L. Defliese、Henry R. Jaenicke 追著 中央監査法人 訳『モントゴメリーの監査論』, 中央経済社, 1993. (原題 “Montgomery’s AUDITING Eleventh Edition” 1990.) (Montgomery[1990])
- ・Ned Eichler 著 柿崎映次 吳天降 訳『アメリカの貯蓄貸付組合(S&L)その発展と崩壊』(原題 “THE THRIFT DEBACLE” 1989.), 御茶の水書房, 1994. (Eichler[1989])
- ・R. H. Parker 著 友岡賛/小林麻衣子 訳『会計士の歴史』, 慶應義塾大学出版会, 2006. (原題 “The Development of the Accountancy Profession in Britain to the Early Twentieth Century” 1986.) (R. Parker[1986])
- ・Ronald Kessler 著 山崎淳 訳『汝の父の罪 呪われたケネディ王朝』, 文芸春秋, 1996. (原題 “The SINS of the FATER” 1996.) (R. Kessler[1996])
- ・the Commission on Auditors’ Responsibilities 著 鳥羽至英 訳『財務諸表監査の基本的枠組み一見直しと勧告』, 白桃書房, 1990. (原題 “the Commission on Auditors’ Responsibilities: Report, Conclusions, and Recommendations” 1978.) (Cohen[1978])
- ・the Committee on Banking and Currency United States Senate 著 小竹豊治 訳『株式市場の変動要因—合衆国上院銀行・通貨委員会専門調査官報告書』, 日本評論新社, 1963. (原題 “Staff Report to the Committee on Banking and Currency United States Senate”) (USS[1955])

• the National Commission on Fraudulent Financial Reporting “Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting” October 1987 (Treadway[1987])

• Wanda A. Wallace 著 千代田邦夫、盛田良久、百合野正博、朴大栄、伊豫田隆俊 訳『ウォーレスの監査論』, 同文館, 1991. (原題“Auditing Monographs, Macmillan”1985.) (Wallace[1985])